

第6回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会次第

日 時： 令和2年10月22日（木） 13時から
場 所： 葉山町役場 3階 協議会室2

- 1 あいさつ
- 2 町内介護保険事業所アンケート結果について
- 3 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
- 4 今後のスケジュールについて

（配布資料）

- 資料1 第5回葉山町介護保険事業計画等運営委員会会議録（概要）
- 資料2 令和2年度 葉山町第8期介護保険事業計画策定に向けての
葉山町内介護保険事業所アンケート調査結果
- 資料3 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）

第 5 回 葉山町介護保険事業計画等運営委員会 会議録

(概要)

日時：令和 2 年 8 月 20 日 (木)

13 : 00 ~ 15 : 00

場所：葉山町役場 3 階協議会室 2

委員会の概要

- 1 あいさつ
- 2 令和元年度日常生活圏域ニーズ調査結果から見えてきた課題について
- 3 在宅介護実態調査結果について
- 4 第 8 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画 骨子策定に向けた検討について
- 5 今後のスケジュールについて

配布資料

- 資料 1 第 4 回葉山町介護保険事業計画等運営委員会会議録（概要）
- 資料 2 令和元年度日常瀬地活圏域ニーズ調査結果からの課題
- 資料 3 葉山町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
《③在宅介護実態調査 単純集計結果表》
- 資料 4 第 7 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画骨子の振り返り

出席者等（敬称略）

- 会 長…… 山本恵子
- 副会長…… 二瓶東洋
- 委 員…… 加藤智史、小宮和子、柴田元子（欠席）、沼田謙一郎、松本千恵、
宮田路子、守谷勝
- 事務局…… 高階福祉部長、鹿島福祉課長、坂口担当課長、大渡課長補佐、
松井主査

会議録（概要）

1 あいさつ

（省略）

2 令和元年度日常生活圏域ニーズ調査結果から見てきた課題について

（主な説明）

- ・令和元年1月から2月にかけて、65歳以上の町民の皆様に対してアンケート調査を実施した。
- ・80歳から介護の認定を受け始める方が多い。
- ・80歳を超えると息子・娘との2世帯の割合が、27.2%と急激に増加し、また、老老介護が厳しくなってきた、子どもと同居するといった生活環境に変化が見られる。
- ・主に介護・介助を受けている方については、80歳を超えると配偶者からの介護・介助が大きく減る傾向が見られる。
- ・介護・介助が必要になった主な原因は、高齢による衰弱とともに、骨折と転倒が多くなっている。
そこで、葉山町は貯筋運動を中心に、地域の支え合い、地域での運動を推奨している。
- ・要介護認定を受けた方々についての主な原因については、認知症（アルツハイマー病等）が一番多く、次いで高齢による衰弱、骨折転倒の順となっている。
- ・80歳前から認知症に関する普及啓発が必要となります。脳卒中（脳出血・脳梗塞等）の原因となる生活習慣病を考えると、さらに早い段階から栄養面での対策が必要と考えられる。
- ・階段を手すりや壁をつたわずについて、できるけどしていないと回答した方が一定数いる。
- ・過去1年間に転んだ経験の有無について、80歳から84歳あたりで徐々に増えてくる。
- ・外出を控えている理由に関しては、足腰の痛みと答えた方が42.5%と多くいる。
- ・運転免許証を所持しているかの設問では、所持している方が80歳から急激に減っている。一方、次回の運転免許の更新を行うかの設問に関しては、80歳から84歳は55.3%、85歳から89歳は45.7%の方が、それぞれ運転免許の更新を行うと回答している。
- ・BMIの設問については、やせているかどうかの部分と、介護認定との繋がり

について、自立の方々と、介護認定を受けている方々ではやせているといった部分は大きく変わってくるため、栄養摂取は非常に大事であると考えられる。

- 半年前に比べて固いものが食べにくくなったか、お茶や汁物等でむせることがあるかの設問については、歯科の方と介護との関係は非常に密接な関係があると考えられる。
- 健康づくり活動や趣味等のグループ活動を通じた地域づくりに関して、参加者として参加してみたいかとの設問に、是非参加したい、参加してもよいと65歳から79歳の方々の回答が、非常に多い。
- また、企画運営として参加してみたいかとの設問についても、65歳から79歳までの35%前後の方々が参加をしてもよいと回答している。
- 人生の最期を迎えるときが来た場合、最期はどこで過ごしたいかの設問が、最期まで自宅で過ごしたい、自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい、自宅を基点としたい方々が多数いる。

(主な意見及び質疑応答)

- 80歳がキーワードとなっており、75歳から80歳ぐらいをターゲットにした事業や施策を十分充実させていかなければと感じた。
- 特に65歳から79歳までの方が、地域のことに関心があるとの結果が出ており、自分の経験や趣味を生かした地域づくりへの参加に、興味を示されていると思う。

興味や関心のある葉山町民の方々に参加いただくことにより、地域での支えあいの力が大きくなっていくと考えられる。

そのためには地域づくりに参加したいと考えている方々に対して、地域の中で何かしらの役割をもって活動していただけるように地域づくりを考えていかななくてはならないと考える。

- 5ページの脳卒中(脳出血・脳梗塞等)の年齢別グラフに関して、医療の面でも仕事を定年退職する前後で脳卒中等を発症するといった話が出ている。定年退職直後に発症することが多いため、仕事を退職する前に、まだ生命保険に加入している時に、内容を確認しておくことが重要である。
- 人生の最期の場に関して、在宅で過ごす難しさが一番問題になってくると思う。家族の人とよく話し合い、文章にまとめて残しておくのがいちばん大切な行為だと考える。
- 老人ホームへ実際に入所してくる方、本当に希望して入ってくる方はすごく少ないのが現実である。

おそらくご高齢の方とご家族の方は考え方に差があると考えられる。

ご家族の方はホームに入って欲しいと考えているが、ご高齢の本人はまだ自宅で生活したいと考えているようである。

実際に自宅で生活ができなくなっているため、施設に入るといった状況である。

広く多くの方々に施設を認知してもらうことが必要である。

本人の意思で老人ホームや施設に入るのを嫌がっているのに、ご家族が行かせているといったケースも多いのは事実であり、そこを埋めていくことにより、ご本人としても施設も良い、自宅も良いと選択肢に入るようなレベルにしていくことが重要である。

- 最期の看取りの部分では、医療と福祉のサービスを上手く繋げていかないと難しい部分があるのではないかと考えられる。

3 在宅介護実態調査について

(主な説明)

- 問2、ご家族やご親族の方からの介護は週にどのくらいありますかの設問では、ほぼ毎日あるとの回答が56.8%で非常に高くなっている。
一方、ないと答えた方は19.8%であった。
- 問3、主な介護者の方はどなたですかの設問では、配偶者・子供と答えた方が多くなっている。
- 問4、介護保険制度の運用が開始された時から、女性の方が介護者として多く、実情は変わっていない。
- 問5、主な介護者の方の年齢について、50代以降が多くなっている。
- 問6、主な介護者の方が行っている介護の設問では、8番の外出の付き添い、送迎等が64.0%、12番の食事の準備(調理等)、13番のその他の家事(掃除、洗濯、買い物等)、14番の金銭管理や生活面に必要な諸手続き、特に12番、13番あたり、いわゆる生活援助に関しまして、介護を行っている方々の負担が大きいのが見て取れる。
- 問7、ご家族やご親族の介護のために仕事をやめた方がいらっしゃいますかの設問に関して、介護者が高齢になっているところもあるので、介護のために仕事をやめた方、親族はいないといった方々が多くを占めている。
- 問8、介護保険以外のサービスについて利用しているものの設問に関しては、11番の利用していない方が多くなっている。
- 問9、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの設問に関して、7番の移送サービス(介護・福祉タクシー等)が19.8%、11番の特になしという方が42.0%いる。

- 問10、施設への入所・入居の検討の設問に関して、入所・入居は検討していないという方が80.5%となっている。
- 問11、本人が現在抱えている疾病の設問ですが、気になるものとしたしましては、2番の心疾患（心臓病）、6番の筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）、9番の認知症、13番の眼科、耳鼻科疾患、14番のその他であり、特に心疾患、認知症、筋骨格系疾患の各数値が大きく占めている。
- 現在介護保険サービスを利用していますかの設問に関して、6割の方が利用していると回答している。しかし4割の方々に関しては認定の申請をしているが、利用していないと回答をいただいている。
- 問14です。現状ではサービスを利用するほどの状態ではない、または本人にサービス利用の希望がないとの回答が多くなっている。
- 介護者の方々の年齢が割と高めになっていることもあり、現在の勤務形態については3番の働いていない、主な介護者が働き方について調整をしているかについては、1番の特に行っていない、どのような支援があれば仕事と介護の両立に効果があるのかということについても、10番の特にないという方々が多くなっている。
- 8ページの問4です。今後働きながら介護を続けていくかの設問については、問題はあるがなんとか続けていけると回答した方が多くなっている。
- 問5、現在の生活を継続するにあたっての不安に感じるところについては、8番の外出の付き添い、送迎等と、10番の認知症状への対応に関して非常に不安に思っている。

（主な意見及び質疑応答）

- 各ご家庭において事情があると思いますが、人に頼むことにより、介護をする方たちはガス抜きができて、気楽に介護ができると思う。
- 介護には正解がないので、その時によって対応していかないといけないと思う。
- 子供関係の施設や事業を行っている事業所は、若い20代30代の職員が非常に多いが、社会福祉協議会の事業所に関しましては、現在は20代の職員が一人もいなくなってしまうという状況である。
山町内にあるケアマネジャーの事業所に、職員について聞くと、20代のケアマネジャーが1人もいないような状況である。年齢が若いから良いということではないが、今後の事を考えると、ある程度20代や30代の若い方のプロを育成していかないと、このままではいけないと実感している。
- 食事や掃除、洗濯や買い物に関しては、専門性を持った方がやらなくても良いことだと思う。家族の方の負担する方法もあるかと思う、もう一つ別の方法

としては、住民参加型の福祉サービスを提供しているところにシフトしていく可能性が出てきたのではないかと思う。介護のプロは、専門性を生かした仕事に従事していく必要があると非常に痛感している。

会福祉協議会では現在、移送に関するボランティアの育成をここ何年かずっと行ってきてるが、いくつかの問題点があり、運転中に事故が起きた時にどう対応するのか等の話が出てきた。

今年度、社会福祉協議会が新しく立ち上げようと思っているのが、社会福祉協議会が所有している送迎車輛の貸し出しを行い、葉山町民の方に使っていただくといったサービスを計画している。

介護保険サービスを利用していない理由は何ですかの設問では、選択肢1の現状ではサービスを利用するほどの状態ではない、2の本人にサービス利用の希望がないとの回答が多いが、介護保険サービスを使う状況となった場合、いずれはサービスを利用していくのではないかと思う。

介護保険サービスに関して、広報等で説明を広く周知して知っていただき、必要があれば使っていただきたいと思う。

現在の生活を継続していくにあたって主な介護者の方が不安を感じる介護等についてご回答くださいに関して、不安を感じていることは特にないと回答があるが、実際に不安を感じていなくても、ある程度介護度が進んでいくと、状況も変化していくため、今は必要なくても、今後は違ってくると思う。

相談の第一歩は地域包括支援センター、行政の窓口でも構わないが、窓口を利用して相談に行くことが必要になるのではないかと考える。

- 特養の入居の申込書には、いつ入居したいですかとお伺いする項目がある。一番多い回答が、今すぐ入居したいとなっている。

状況としては、切羽詰まった段階で入所の申込みを出してくる現状だと思えます。段階を踏んで予め1年先、3年先に入居したいと検討される方もいるが、今すぐに入居したいという方からの申し込みが最も多く、まさにこのアンケートの通りだと思う。

介護の現状を把握して、多くの方に早期からの老人ホームの入居を検討していただき、困ってから入居を検討するのではなく、先を見据えた入居も検討していただきたいと考える。

- 入れ歯を外して寝ている間に、不安やストレスで、下に残った歯によって食いしばって上顎を自分の歯が傷つけてしまい、一晩中痛くて眠れないことがある。

噛み合わせに関して、歯科でもオーラルフレイルという言葉がある。

口の中が虚弱になると食べ物が食べれなくなる、歯も食いしばれなくなるので、全体の体も虚弱になり、やがて歩けなくなる。

- ・介護保険サービス、介護保険外サービスについて。相談する場所は事業所以外にも、社会福祉協議会や地域包括支援センターに相談していただければ、ある程度の解決はできると考える。

4 第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画骨子策定に向けた検討について (主な説明)

- ・厚労省からの通知について資料に基づき説明した。
- ・行政主体の介護予防事業に関しては、参加者は限られた方々のみ参加の申込みをされており、新規の方々の参加申込がなく固定されている。
今、葉山町では貯筋運動を地域主体で行っているのですが、参加者を増やすことを今後は継続させていくか、若しくは見直しをするのかは課題だと考える。
- ・自立支援型ケアマネジメントを推進する、地域に出向く地域包括支援センターを推進する。
- ・老人クラブに関しては、会員老人クラブ数が減少しており、地域にとって老人クラブのあり方に関して、多様な考え方があると思う。
- ・地域ケア会議を推進するとともに、総合事業の多様なサービスについては数に拘らずに対応していきたい。
- ・第二層協議体は8圏域中6圏域の設置に留まっている。
- ・介護保険サービスでは、小規模多機能型居宅介護サービスが順調に伸びている。

(主な意見及び質疑応答)

- ・地域包括支援センターに関して、定期的に行政と2地域包括支援センターとで情報交換を行っており、それぞれの特色を生かしたサービスを提供していく必要があると考える
- ・老人クラブは全国的にクラブ数が減っている。
他市だと、毎年100近くのクラブが減っているような状況である。葉山町では盛んな時は25、26団体くらいの老人クラブがあったが、それが今は15、16団体まで減ってきている。
老人クラブの活動内容に魅力を感じられなくなってきている面もあるかもしれない。自ら個人で旅行に行くなど、選択肢が増えたことにより、老人クラブに入らなくてもよいといった考えをもっている方が増えてきたと思う。
老人クラブの役割として、支え合いのような形で高齢者同士の関係を作っていく面では良い組織だと思う。
見守り活動や友愛訪問活動など、全国的に行っているのですが、葉山町の老人クラブの活動内容に関しても、考えていく必要があると考える。

- 第二層協議は、各地域で福祉の進み具合にばらつきがあることは仕方がないと思う。町内全部の第2層協議体が一緒になって同じようなことで同じようなレベルで進んでいくというのはいないことなので、先駆的に活動を行っている地域をお手本にした形で、他の地域がその後が続いていけば自然と活動が活発になってくると思う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の話について、ニーズは潜在的にあると思うが、費用がネックとなり、サービスを受けない方もいると思う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが世間に知られていない部分が多く、啓発啓蒙していく必要があると思う。

- サロンについて、会場が狭く、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3密を避けられないとのことで、3月以降は開催していない。

サロンの開催がないから寂しいとおっしゃる方が多い。

貯筋運動は、10月頃から貯筋運動は開催しようと計画している状態である。

福祉委員会では、1人暮らしの方への見守り訪問を年2回行ってありますが、それも中止になっている。

1人暮らしの方に対しては、民生委員の方が毎年、年2回ほど防災の訪問をしておりますので、福祉委員会の方が行わなくても良いと思っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中で、1人暮らしの方はどのように過ごされているのか、とても気になる。

- ZOOMを活用して繋がっていくことも一つの手段だと感じる。
- お若い方はスマートフォンの端末操作やアプリケーションなど、すぐに使いこなせると思うが、ご高齢になると、端末操作も不慣れで、アプリケーション使用の際のパスワードの入力画面となると、どうしたらよいかわからなくなって、やめてしまう。
- サロンの開催場所に関しては、葉山町役場まで来るのが大変だと思いますので、もっと近いところに変えていただければ、皆さん参加できると思う。

5 今後のスケジュールについて

(主な説明)

- 第6回委員会を10月22日、第7回委員会を11月19日に開催したいと考えている。

令和 2 年度 葉山町第 8 期介護保険事業計画策定に向けての
葉山町内介護保険事業所アンケート調査結果

※基準日は令和 2 年 6 月 1 日
() の数値は、令和元年 6 月 1 日

令和 2 年 1 0 月 2 2 日

葉山町福祉部福祉課介護高齢係

1 各介護保険サービス（老人福祉サービス）提供状況。（**全事業所対象**）

番号	サービス名	事業所数	定員	利用者数
1	居宅介護支援（要介護）	10	—	475（502）
	居宅介護支援（要支援）			49（62）
2	介護予防居宅介護支援	2	—	278（304）
3	訪問介護	4	—	71（88）
	総合事業（訪問介護）			39（42）
4	訪問入浴介護		—	
	介護予防訪問入浴介護			
5	訪問看護	1	—	46（41）
	介護予防訪問看護			6（8）
6	訪問リハビリ		—	
	介護予防訪問リハビリ			
7	居宅療養管理指導		—	
	介護予防居宅療養管理指導			
8	通所介護	6	168	352（369）
	総合事業（通所介護）			161（161）
9	通所リハビリ	2	75	153（172）
	介護予防通所リハビリ			26（44）
10	短期入所生活介護	3	44	32（73）
	介護予防短期入所生活介護			0（0）
11	短期入所療養介護			
	介護予防短期入所療養介護			
12	特定施設入所者生活介護	4	291	197（198）
	介護予防特定施設入所者生活介護			51（51）
	特定施設入所者生活介護（自立）			2（5）
13	介護老人福祉施設	2	160	153（154）
14	介護老人保健施設	1	70	62（65）
15	福祉用具貸与		—	
	介護予防福祉用具貸与			
16	福祉用具販売		—	
	介護予防福祉用具販売			

17	住宅改修		—	
	介護予防住宅改修			
18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	1 (3)
19	小規模多機能型居宅介護	2	5 8	3 1 (2 5)
	介護予防小規模多機能型居宅介護			1 5 (1 2)
20	認知症対応型通所介護	1	1 2	2 7 (2 1)
	介護予防認知症対応型通所介護			0 (1)
21	認知症対応型共同生活介護	2	2 7	2 7 (2 6)
	介護予防認知症対応型共同生活介護			0 (0)
22	地域密着型通所介護	3	4 3	7 7 (1 7 1)
	総合事業 (地域密着型通所介護)			2 0 (2 1)
23	住宅型有料老人ホーム (介護)	2	9 0	2 4 (2 6)
	住宅型有料老人ホーム (予防)			3 (5)
	住宅型有料老人ホーム (自立)			7 (1 2)
24	サービス付き高齢者向け住宅 (介護)	1	—	8 (8)
	サービス付き高齢者向け住宅 (予防)			1 2 (1 2)
	サービス付き高齢者向け住宅 (自立)			3 (3)

2 令和2年6月1日時点の職員数

(1) 管理者

	訪問系	通所系	居宅介護支援・包括	短期入所	小規模多機能	定期巡回	施設系	サ高住宅・住宅型	合計
10代	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20代	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
30代	2(1)	2(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	1(0)	8(5)
40代	2(1)	4(6)	2(3)	0(0)	0(1)	1(1)	3(3)	0(1)	12(6)
50代	0(1)	3(1)	6(4)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	1(2)	13(11)
60代	3(2)	1(1)	3(4)	2(2)	1(0)	0(0)	2(2)	1(0)	13(11)
70代以上	0(0)	2(2)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	3(4)
合計	7(5)	12(12)	12(12)	3(3)	2(2)	1(1)	9(9)	3(3)	49(47)

※施設系とは、特養、老健、グループホーム、特定施設入所者生活介護

(2) 介護職員

	訪問系	通所系	短期入所	小規模多機能	定期巡回	施設系	サ高住宅・住宅型	合計
10代	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)	0(0)	2(5)	0(0)	2(7)
20代	0(1)	1(4)	12(11)	0(0)	0(0)	39(42)	0(1)	52(59)
30代	2(2)	14(15)	5(11)	4(7)	0(1)	23(36)	3(2)	51(74)
40代	13(13)	34(37)	21(18)	6(5)	7(3)	69(60)	9(9)	159(145)
50代	12(12)	30(28)	18(18)	8(8)	0(0)	60(64)	4(7)	132(137)
60代	20(19)	34(27)	5(10)	9(6)	0(2)	47(46)	9(5)	124(115)
70代以上	9(6)	10(4)	2(2)	10(7)	0(0)	8(12)	0(1)	39(32)
合計	56(53)	123(116)	63(71)	37(33)	7(6)	248(265)	25(25)	559(569)

(2-1) 訪問系サービス 介護職員 男女別人数

男		女	
10代	0(0)	10代	0(0)
20代	0(1)	20代	0(0)
30代	2(1)	30代	0(1)
40代	2(1)	40代	11(12)
50代	1(0)	50代	11(12)
60代	0(0)	60代	20(19)
70代以上	0(0)	70代以上	9(6)
合計	5(3)	合計	51(50)

(2-2) 通所系サービス 介護職員 男女別人数

男		女	
10代	0(1)	10代	0(0)
20代	0(0)	20代	1(4)
30代	3(4)	30代	11(11)
40代	3(2)	40代	31(35)
50代	7(5)	50代	23(23)
60代	1(0)	60代	33(27)
70代以上	4(2)	70代以上	6(2)
合計	18(14)	合計	105(102)

(2-3) 短期入所 介護職員 男女別人数

男		女	
10代	0(0)	10代	0(1)
20代	6(6)	20代	6(5)
30代	4(8)	30代	1(3)
40代	11(11)	40代	10(7)
50代	3(8)	50代	15(10)
60代	1(4)	60代	4(6)
70代以上	0(0)	70代以上	2(2)
合計	25(37)	合計	38(34)

(2-4) 施設系 介護職員 男女別人数

男		女	
10代	1(2)	10代	1(3)
20代	21(21)	20代	18(21)
30代	12(20)	30代	11(16)
40代	26(21)	40代	43(39)
50代	14(8)	50代	46(56)
60代	8(9)	60代	39(37)
70代以上	1(1)	70代以上	7(11)
合計	83(82)	合計	165(183)

(3) 介護支援専門員

	居宅介護支援・包括
10代	0(0)
20代	0(1)
30代	5(1)
40代	6(6)
50代	10(11)
60代	5(5)
70代以上	0(1)
合計	26(25)

主任ケアマネジャー配置事業所 6事業所 (全12事業所中)

(3-1) 介護支援専門員 (居宅介護支援事業所・包括) 男女別人数

男		女	
10代	0(0)	10代	0(0)
20代	0(0)	20代	0(1)
30代	2(0)	30代	3(1)
40代	3(2)	40代	3(4)
50代	2(2)	50代	8(9)
60代	1(0)	60代	4(5)
70代以上	0(1)	70代以上	0(0)
合計	8(5)	合計	18(20)

(4) 介護相談員（生活相談員）

	通所系	短期入所	施設系	合計
10代	0	0	0	0
20代	1	0	1	2
30代	3	1	3	7
40代	9	2	2	13
50代	6	2	3	11
60代	1	0	1	2
70代以上	1	0	0	1
合計	21	5	10	36

(5) 看護師、准看護師

	通所系	施設系	合計
10代	0(0)	0(0)	0(0)
20代	0(0)	1(1)	1(1)
30代	1(4)	3(4)	4(8)
40代	6(9)	23(21)	29(30)
50代	4(5)	10(10)	14(15)
60代	4(14)	12(10)	16(24)
70代以上	0(1)	0(1)	0(2)
合計	15(33)	49(47)	64(80)

4 介護度別の利用者人数

	訪問系	通所系	居宅介護 支援・包 括	短期入 所	小規模 多機能	定期巡 回	施設系	サ高住 宅・住 宅型	合計
総合事業	0(0)	20(0)	6(8)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	26(0)
要支援1	26(31)	95(120)	177(182)	0(0)	11(8)	0(0)	33(31)	9(8)	351(236)
要支援2	19(18)	92(115)	144(176)	0(2)	4(4)	0(0)	18(20)	6(9)	283(259)
要介護1	39(43)	257(246)	207(234)	6(12)	16(11)	1(3)	73(70)	11(16)	610(635)
要介護2	23(22)	173(184)	108(123)	7(20)	5(3)	0(0)	58(59)	6(3)	380(414)
要介護3	22(29)	102(116)	78(67)	10(20)	8(9)	0(0)	103(104)	6(4)	329(349)
要介護4	17(21)	44(55)	42(48)	7(15)	2(1)	0(0)	115(128)	3(5)	230(273)
要介護5	16(14)	33(30)	38(30)	2(4)	0(1)	0(0)	90(80)	6(6)	187(165)
自立	—	—	—	—	—	—	2(5)	10(15)	12(20)
合計	162(178)	816(866)	802(868)	32(73)	46(37)	1(3)	492(497)	57(66)	2,408(2,351)

5 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、特定施設入所者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の利用者数、葉山町の被保険者数

(1) グループホーム → 葉山町民の内訳

利用者	27(26)
葉山町	26(25)

葉山町民の割合 96.3%(96.2%)

要支援2	0(1)
要介護1	6(7)
要介護2	5(3)
要介護3	12(9)
要介護4	2(4)
要介護5	1(1)
合計	26(25)

(2) 特養

→ 葉山町民の内訳

利用者	153(154)
葉山町	104(102)

要介護1	0(0)
要介護2	0(0)
要介護3	23(21)
要介護4	45(48)
要介護5	36(33)
合計	104(102)

葉山町民の割合 68.0%(66.2%)

(平成29年6月1日 65.8%)

(3) 老健

→ 葉山町民の内訳

利用者	68(65)
葉山町	41(45)

要介護1	5(10)
要介護2	8(5)
要介護3	16(14)
要介護4	6(10)
要介護5	6(6)
合計	41(45)

葉山町民の割合 60.3%(69.2%)

(平成29年6月1日 68.6%)

(4) 特定施設入所者生活介護

→ 葉山町民の内訳

利用者	251(254)
葉山町	53(57)

自立	0(1)
要支援1	5(5)
要支援2	2(3)
要介護1	15(14)
要介護2	10(8)
要介護3	4(10)
要介護4	12(10)
要介護5	5(6)
合計	53(57)

葉山町民の割合 21.1%(22.4%)

(平成29年6月1日 24.1%)

(5) 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

→葉山町民の内訳

利用者	57(66)
葉山町	25(26)

葉山町民の割合 43.9%(40.0%)

自立	2(2)
要支援1	9(8)
要支援2	3(3)
要介護1	6(5)
要介護2	0(0)
要介護3	1(3)
要介護4	1(2)
要介護5	3(3)
合計	25(26)

6 特養の待機者

(1) 待機者数

→ 葉山町民の内訳

要介護1	9(10)
要介護2	25(17)
要介護3	99(56)
要介護4	51(60)
要介護5	52(45)
合計	236(188)

要介護1	4(6)
要介護2	10(6)
要介護3	38(29)
要介護4	31(21)
要介護5	18(22)
合計	101(84)

葉山町民の割合 42.8%(44.7%)

参考：平成29年6月1日

(1-1) 待機者数

→ 葉山町民の内訳

要介護1	33
要介護2	37
要介護3	86
要介護4	62
要介護5	52
合計	270

要介護1	17
要介護2	13
要介護3	41
要介護4	30
要介護5	20
合計	121

葉山町民の割合 44.8%

(2) 待機者数の動向

- 1 増加傾向にある。(0事業所)
- 2 減少傾向にある。(1事業所)
- 3 横ばいである。(1事業所)
- 4 その他(0事業所)

(3) 待機者の状態

- 1 取り敢えず申し込むという方がいるので、実態(すぐに入所が必要な方)はもう少し少ない。(0事業所)
- 2 要介護状態から見て軽度の方がいるので、実態(すぐに入所が必要な方)はもう少し少ない。(1事業所)
- 3 緊急度の高い方が多いので、施設整備は喫緊の課題であるとする。(1事業所)
- 4 その他(0事業所)

7 利用実績の状況

(1) 近年の利用者数

① 要支援利用者

- 1 利用者数は増加傾向にある。(10事業所)
- 2 利用者数は減少傾向にある。(14事業所)
- 3 その他(17事業所)

② 要介護利用者(ひとつだけに〇)

- 1 利用者数は増加傾向にある。(21事業所)
- 2 利用者数は減少傾向にある。(14事業所)
- 3 その他(9事業所)

(2) 利用者数が増加、あるいは減少傾向であることの考えられる理由

(訪問介護・訪問看護)

- ・がん末期の方が在宅療養を希望の増加。マスメディアの影響もあり。(増加傾向)

(通所系)

- ・近くの地域で高齢者が増加している。(増加傾向)
- ・コロナ感染症で不安に思う方が増えている。(減少傾向)
- ・要介護3以上の割合が減少している。介護料が増加することで在宅生活が困難となり、施設系に入所してしまうケースが多いためと考えられます。(減少傾向)
- ・コロナによる利用自粛が多い。(減少傾向)
- ・地域に短時間での機能訓練特化型デイサービスがないため、通所希望者が増えていると思います。(増加傾向)
- ・運動希望の方は特に要支援の方が多くいらっしゃいます。(増加傾向)
- ・高齢者が増加しており、機能訓練のニーズも増加している。(増加傾向)
- ・要支援者は総合事業での利用が増加しているのではないのでしょうか。
- ・要介護者は1日型の通りハの事業所が近隣になく、また、当施設の特徴である在宅医療、外来、居宅支援、訪問看護ステーションが併設されているためではないのでしょうか。(増加傾向)
- ・近年、横ばいの状況ではありますが、コロナの影響で減少傾向です。(減少傾向)
- ・要支援の認定だった方が状態悪化により要介護になった。(増加傾向)

(短期入所)

- ・近隣の市に施設が増えたこと。
利用料等の金銭的な負担が大きくなったこと。(減少傾向)
- ・コロナの影響で減少傾向になっています。(減少傾向)
- ・他事業所が新規の受付をしていない事もあると考える。コロナや定員により。(増加傾向)

(小規模多機能・定期巡回)

- ・要介護者が入院し、利用中止になるケースが減少傾向の理由。(減少傾向)

- ・他事業所で受け入れが出来なかったり、継続利用できなくなった方の受け入れを積極的に受け入れている。(増加傾向)

(居宅介護支援・包括)

- ・地域包括支援センターからの紹介ケースが増えている。(増加傾向)
- ・6月の利用者は増加したが、入院入所もあり、特に大きな変化はありません。(その他)
- ・ケアマネ増員(2名→3名)により、受け入れ件数が増えた。病院からの依頼が増えている。(増加傾向)
- ・1～2名になった(ケアマネ)ことで、受け入れが広がったので、包括からの紹介があったため。(増加傾向)
- ・要支援利用者は1～2年度、要介護になる方がいる。大きく増減はない。(その他)
- ・死亡又は入所者が増加傾向で、その分新規利用者が少ない。(減少傾向)
- ・介護サービスを必要としている。(増加傾向)
- ・高齢化に介護支援専門員の数が追いついていないのか。(増加傾向)
- ・認知症がある利用者の居場所としてのニーズが増加していると感じる。(増加傾向)
- ・コロナの影響だと思うが、新規サービス利用の希望が少なかった。(本来ならば毎月7～8件新規サービス希望があった)(横ばい)

- ・町民の高齢化に伴う機能低下の進行。
単身生活者の高齢化(介護者不在)。

(施設系)

- ・認知症対応型共同生活介護の認知度が低いこと。
- ・利用料の負担が大きい。
- ・医療やリハビリのニーズへの対応が出来ない。(減少傾向)
- ・長期利用が多いため、重度化している。(増加傾向)

- ・他社でも近隣に同様の施設が出来ており、料金も弊社と比べ安価な所も多く、なおかつ築浅なので、ハード面でどうしても不利な部分があります。(減少)
- ・ここ2年間の話になりますが、要支援利用者は減少していますが、要介護利用者は増加しています。トータル数の増減はありません。(要支援(減少)、要介護(増加))
- ・施設利用希望者の増加、在宅介護の限界と思われる。(増加)
- ・病院からの紹介が減っている。紹介があっても医療措置や薬剤の関係で対応できない場合がある。
特養が入所しやすくなったのでは？(減少傾向)

(有料・サ高住)

- ・年齢を重ねることによりご逝去される方が多くなっている。
- ・ぎりぎりまで在宅での生活を過ごされる方が多くなっている。(減少傾向)
- ・独居が難しくなってきた人の相談が増えているため、(増加傾向)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、当初の見込みよりも進捗は遅いですが、各種営業施策が奏功したことが増加の要因です。(増加傾向)

8 貴事業所の人員配置上の課題とそれに対する対応方針について記載してください。(自由記載) **(全事業所対象)**

(訪問介護・訪問看護)

- ・ヘルパーの高齢化が進んでいる。
- ・身体介護が担えるヘルパーが少ない。
- ・平均年齢が年々上がり、介護度の高い利用者の身体介護を担うヘルパーの負担が大きくなっている。慢性的ヘルパー不足もあり、将来の事業継続が憂慮される。常に募集はしているが来ない。
- ・新規利用者を断らず受け入れていくために看護師の増員が課題。
- ・ホームページの活用。

(通所系)

- ・高齢化等により、体の状態で可能なケアとそうでないケアに分かれるため、働き方に偏りが出ている。それを皆で理解し合い対応出来ている。
- ・看護師の確保。
- ・課題→一部職員へ業務が集中してしまいがちになり、負荷がかかった職員が疲弊してしまう。
- ・対応方針→短時間スタッフや外部スタッフなどを活用し、業務負担を減らすようにしている。
- ・介護事業全般、給与、労働条件が他業種より低いため、採用が進まない状況です。問い合わせも高齢の方が多い傾向です。
- ・専門職の欠員時の対応。
- ・通所リハ事業においては送迎があるため、運転できる人材が必要である。限られた人員で効率よくスケジュールを進めていくには柔軟な人員配置が必要である。
- ・現時点での課題はございませんが、以前は人員配置の課題ではなく人員確保（有資格者）に課題がありました。
対応方針としては、プログラムの一時変更での対応、記録の記載等事務作業と時間外（残業）での対応としていました。また、送迎時介護職員の人員を減らし、ドライバーの人員を増やして対応してまいりました。
- ・人手不足については、業務内容の工夫等で対応しています。
- ・現時点で人が足りないと考えている。
人材紹介等も検討している。

(短期入所)

- ・非常勤職員、夜勤専従職員等を常に募集しているが全く応募がない状態。高齢の職員がいるため、早急に採用したいが応募もなく、現状のスタッフを調整して体制を取っている。応募方法の変更を含め、採用活動を強化し、体制を確保する。
派遣会社からの紹介はあるが、介護の質の確保が難しく、現在は検討していない。

- ・人員補充のない分は勤務体制の工夫等で補っています。

(小規模多機能・定期巡回)

- ・1日の中で人員がより必要な時間帯が何度かあるが、対応が難しく課題となっている。

(居宅介護支援・包括)

- ・特に課題はない。

- ・職員の高齢化→募集チラシ撒き

- ・これまで1人ケアマネだったからアルバイトとはいえ働いてもらえるようになり、もしもの時の対応を考えてもらえ安心。これまで通りの仕事を続ける。

- ・今後2人体制にしていく予定ですが、令和2年4月にケアマネ交代となっているので、現時点では現状のままの予定です。

- ・現時点で1名ケアマネ増員検討しています。中々いませんが。

- ・課題：現在人員配置は常勤1人となっており、緊急対応のサポートができる職員がいない。
対応方針：いずれは2名体制を望むが現段階では本社の指示に従う。

- ・主任ケアマネがいないなど、利用者数が増える見通しが立てば即採用したい。

- ・課題：特に現状維持で十分と思われれます。過大なしと考えます。

対応：今後の状況変化に対応していくと思われれます。

- ・1人で行っているので、病気やけがになった時心配。また、長期の休みの対応。

- ・募集をかけても応募が少ない。

(施設系)

- ・10年以上働いているスタッフが半数に及び安定はしているが、リタイヤする際のスタッフの切り替えが計画的に出来るかどうか。法人として配置転換するシステムを整えている。

- ・夜勤業務を行える職員が少ないので、夜勤専従の職員を募集しています。

- ・体色は多くないので新卒採用と少々の中途採用で運営出来ている。若い世代の育成とベテランの退職（年齢による）が課題。
- ・現在は、配置人員を満たしているが、欠員が出た場合の雇用につなげるのに時間がかかる。（募集をかけても応募がない。又は面接しても辞退が多い。）
独自の募集方法や各媒体を使用しての募集、インターシップの受け入れ、就職フェアへの参加等を積極的に行っているが、本年はコロナウィルスの関連もあり難しい。代替手段の検討を行っている。
- ・人員配置の基準は満たしているが、細やかなサービスの提供のためには人員が不足している。限られた人員ではあるが、1人1人に合わせたケアを最大限提供できるよう心掛けている。
- ・即戦力となる人材を求めているが応募者がいないため、未経験者を採用し育てていくことが必要と思われる。

（有料・サ高住）

- ・充足し、現時点での課題はございません。

9 過去3年間の葉山町被保険者における特養待機者数は減少(横ばい)傾向であること
の理由。(葉山町の特養待機者数は減少(横ばい)傾向であったものが、平成27年度には激
減している)

【令和元年6月1日時点】

- 1 特養を退所される方が多く、入所がしやすくなっている。
- 2 近隣市(横須賀市等)の特養に入所される方が多い。
- 3 老健施設に特養待機者が入所しているため。
- 4 ご利用者・ご家族は、施設より在宅希望が強く、特養入所申込者が減っている。
- 5 入所出来るのが原則要介護3以上となったため。
- 6 その他

	特養	居宅介護支援・包括	合計
1	0	1	1
2	0	1	1
3	0	1	1
4	0	0	0
5	1	4	5
6	1	1	2

【令和2年6月1日時点】

- 1 特養を退所される方が多く、入所がしやすくなっている。
- 2 近隣市(横須賀市等)の特養に入所される方が多い。
- 3 老健施設に特養待機者が入所しているため。
- 4 有料老人ホームに特養待機者が入所しているため。
- 5 ご利用者・ご家族は、施設より在宅希望が強く、特養入所申込者が減っているため。
- 6 その他()

※その他の場合は、()にその内容を記載してください。

	特養	居宅介護支援・包括	合計
1	0	1	1
2	2	2	4
3	0	6	6
4	0	1	1
5	0	2	2

(参考)葉山町被保険者の特別養護老人ホーム入所待機者数の推移(各年度10月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
待機者数	119人 〔町内 95人〕 〔町外 24人〕	114人 〔町内 90人〕 〔町外 24人〕	102人 〔町内 78人〕 〔町外 24人〕

※町内とは町内特養、町外とは町外特養を指します。

10 今後の葉山町内での事業方針

(1) 今後の事業展開

1	拡大(新規事業所を開設する、増床する、従業者(ケアマネ等)を増やし受入れ可能人数を増やす、町内で移転し定員数を増やす等) (11事業所)
2	縮小(従業者(ケアマネ等)を減らし受入れ可能人数を減らす、町外に事業所を移転する等) (0事業所)
3	現行どおり (32事業所)
4	未定 (3事業所)

(2) その理由及び増床数等具体的内容

(訪問介護・訪問看護)

- ・サ責、ヘルパー数を増やし、身体介護の比率を高める。(拡大)
- ・ケアマネ、ヘルパーの人数が増えない限りは拡大は望めない。(現行どおり)
- ・8月ごろ事務所移転予定。
- ・中長期計画では看護小規模多機能型居宅介護事業所を立ち上げ予定。(拡大)

(通所系)

- ・経営理念(地域から寝たきりをなくす)のために、現施設では受け入れできていない方々を寝たきりにさせないために、通所サービスA型を含めて検討中。(拡大)
- ・職員の新規事業に対する意欲が感じられます。法人の意向も同様です。(拡大)

- ・方針はこのままで、利用者の増加に努めていきたいです。(現行どおり)

- ・まだ使っていない部屋等もあるので、利用者の増大に合わせて順次開放を考えている。(拡大)

(短期入所)

- ・方針は変わらずで利用者数の増加に努めていきます。(現行どおり)

(小規模多機能・定期巡回)

(居宅介護支援・包括)

- ・現状維持が精一杯(現行どおり)

- ・訪看の方で新規事業を検討しています。(拡大)

- ・ケアマネ増やさないとキャパ超える。(拡大)

- ・主任ケアマネを確保しなければならず、人員増の前提で質の高いサービスを行えるようにしたい。(拡大)

- ・業種による。

ショートステイ、訪問看護の事業所が足りないように感じる。

訪問介護も希望の時間や曜日など、利用者の希望に添えない事も多い。(拡大)

(施設系)

- ・短期利用認知症対応型共同生活介護

認知症対応型通所介護

利用者と事業所のマッチングを目的とする。上記の検討。

- ・定員を超える希望があり、待機者が出ているため。新規開設や増床等で町内で拡大出来れば、職員に新たなポストを与えられ、新たな雇用もできるため。これまでに培ったノウハウで町内でのサービスを増やしたい。

(有料・サ高住)

- ・拡大するにしても、良質のスタッフが中々集まらないと思う。ご利用者様に対して質の良いサービスを提供したいと考えている。(現行どおり)
- ・現在、葉山町における新機種店等の計画はございません。

1 1 (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今後の貴事業所の人材確保に影響を及ぼすと考えますか。あてはまるものに○をしてください。(全事業所対象)

1 特に影響はない【12事業所】

2 影響がある →どのような影響があるのか記載してください(自由記載)

【16事業所】

3 現段階では何とも言えない。【17事業所】

【影響がある】

(通所系)

- ・感染予防対策として、1日の利用者数を減らして対応している。(スペースを広く取るために)。収入面に大きな影響あり。
- ・医療・介護の事業所は感染拡大の影響が強いので確保する事は困難。
- ・非常勤職員の配偶者に医療従事者がいらっしゃいます。
- ・人は欲しいが収入減少があり、影響は大きくなっていくと思います。
- ・実際に募集を入れているが、応募が全くない。

(短期入所)

- ・コロナ前から人材確保は難しくなっています。

(居宅介護支援)

- ・利用者が通所を怖がり、休む。
- ・訪問介護、訪問看護、通所介護等サービスの利用を控えるようになり、ADLの低下が出てきていると思われる。

(施設系)

- ・職員の体調不良はもちろん、家族の体調不良でも大事を取って出勤を見合わせる。少ない人数で、しかもほとんど複数日勤務しているため、1人が抜けてしまうと数人分の調整が必要となります。
- ・他施設のクラスター報道により敬遠される。
事業継続する必要がありますが高いため仕事を求める人の応募。
- ・介護職員の募集に制限がある。
- ・実際に施設で感染が起きれば影響はあると思う。
- ・面接等の減少により新スタッフの確保が難しく、既存のスタッフの出勤にも影響がある。
- ・感染予防のため、施設見学等が行えず、就職活動に支障があると思われる。
転職を考えている方も辞めづらい環境にあると思われる。
- ・現状でも人材不足が続いている中、さらに応募者がいない。ハローワークや紹介業者からの応募がない。

(有料)

1 2 新型コロナウイルス感染症の影響について（**全事業所対象**）

（1）新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年2月～5月までの間の利用者数に影響はありましたか。いずれかに○をしてください。（ひとつだけに○）

- 1 利用者数が減った（**25事業所**）
- 2 利用者数が増えた（**3事業所**）
- 3 利用者数に特に影響はなかった（**18事業所**）

（1－2）利用者数が減った（増えた）理由として考えられるものはどれですか。いずれかに○をしてください。（ひとつだけに○）

（減った理由）

- 1 利用者からサービス利用の自粛があった（**19事業所**）
- 2 事業所として利用者の数に制限をかけた（**2事業所**）
- 3 その他（**5事業所**）

（増えた理由）

- 1 他のサービスから流れた（例 通所介護サービスから訪問介護サービスに流れた等）（**2事業所**）
- 2 外出自粛の影響により介護サービスへの需要が高まった（**0事業所**）
- 3 その他（**1事業所**）

（2）緊急事態宣言が解除されたことで、令和2年5月に比べて6月の利用者数に影響はありましたか。いずれかに○をしてください。（ひとつだけに○）

- 1 利用者数は5月に比べ6月は減った（**1事業所**）
- 2 利用者数が5月に比べ6月は増えた（**21事業所**）
- 3 利用者数に5月と6月で特に影響はなかった（**24事業所**）

(3) 利用者の状況に変化がありましたか。あてはまるものに○をしてください。

- 1 外出自粛の影響が続き、体調が悪化した (14事業所)
- 2 外出自粛の影響が続き、体調が悪化していたが、現在は上向きである (7事業所)
- 3 外出自粛の影響は特に感じられない (21事業所)
- 4 その他 (5事業所)

【その他】

(施設系)

- ・外出行事が行えない。家族の面会や外出が出来ず、気分の低下やストレスを感じる等、精神的負担を感じる。
- ・外出イベントや外部の講師を招く施設内イベントも中止しているので、楽しみ方が減少している。
- ・面会を中止したため、ご家族に会えず精神的に不安定になる方が多かった。マッサージや往診を見合わせたため、身体の不調を訴える方がいた。

(4) 感染症予防対策として貴事業所で取り組んでいること(今後取り組むこと)について記載してください。(自由記載)

(訪問介護・訪問看護)

- ・ヘルパーへマスク、消毒液を配布した。
 - ・厚労省の動画や資料等による感染(拡大)予防の研修を行った。
 - ・職員全員、出勤前に検温、37.8C以上で勤務停止としている。
 - ・利用者宅でのマスク着用と入退出時の手指消毒、うがい。
 - ・ヘルパーへの防護服、フェイスシールド配布予定。
- ・エプロン、手袋、マスク、消毒液、防護服を常に準備し使用。利用者にもマスク着用、検温の協力を心掛け実行していただいた。
- ・事務所が三密の状況なので、直行、直帰、昼休は自宅で取るという体制をとった。
 - ・マスクの配布。
 - ・消毒液。

(通所系)

- ・ 全員のマスク着用・多種のごみの捨て方。
 - ・ 手指のアルコール消毒。
 - ・ 施設内のアルコール消毒。
 - ・ 送迎車のアルコール消毒。
 - ・ 3密を避けるためのフロアー内、送迎車内の席、また入浴時の人数調整。
-
- ・ 利用者に対して
朝、自宅での検温とマスク着用。37.5 あれば休んでいただく。
 - ・ デイ
職員：検温とマスク着用。
消毒：車内、出発前、到着後。
居室内、廊下、手すり、トイレ、エレベータ内、1F～3F。
換気：1日通して行う。
手洗いとアルコール消毒か石鹸使用。
-
- ・ 食事席の工夫（対面にならないように配置）
 - ・ 体調チェック（検温、脈拍、血圧）
 - ・ 消毒の強化（手指、環境面）
 - ・ 換気
 - ・ マスク使用の徹底
 - ・ 声を出すレクリエーションを実施する場合は外で行っている。
 - ・ 利用者数の制限
-
- ・ 今まで通り県で示されている予防対策を行いますが、介護現場での密接を避ける事はは中々困難な状況です。
-
- ・ 利用者及びスタッフの検温、マスク着用、こまめな手洗い、手指消毒の徹底
 - ・ 施設内、送迎車内の消毒と常時換気
 - ・ 施設内利用者同士の距離確保
 - ・ 施設内での新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成
-
- ・ 事業所内テーブルの感覚を広く取っています。
そのため、利用者数が定員よりも下回ってのご対応となっています。
 - ・ お客様マスクの着用、消毒、卓上パーテーション
 - ・ 定時の換気

- ・【職員】出勤時の体温計測、記録、手指消毒、マスク着用

不要不急の外出の自粛、3密を避ける

食事の取り方（一方向に着席、私語を控える。）

- 【利用者様】利用前の検温、マスク着用等の依頼

施設到着時の検温、マスク着用、手指消毒の実施

送迎車両の消毒、換気の徹底

- 【外部来訪者】体調確認、検温、手指消毒の徹底

（見学、CM、家族）

- ・全職員：出勤前の検温、通勤時のマスク着用、終業時のマスク、フェイスシールド（アイガード）着用、1介助ごとの手指消毒、手洗い、うがいの励行
- ・施設：1時間か2時間毎の換気、環境消毒、入館者の検温、体調チェック。（風呂場は30分毎に換気）、テーブルのパーテーション設置、座席の間引き
- ・ご利用者：送迎車乗車前に検温（37度以上はお休みいただいています。）、手指消毒、マスク着用。
- ・施設内の対応：マスク着用、食事、おやつ前の手指消毒。

- ・マスク着用、テーブルの配置変更し、密にならない。
手洗い、消毒、清掃の徹底等を継続しています。

- ・必ず外から来た際は手洗い or アルコール消毒の実施

- ・マスクの着用

- ・お迎え時の検温

- ・従来通りの手洗い、うがい、熱を測る等以上の事は考えていない。

（短期入所）

- ・出勤時の健康チェック。

- ・神奈川県から出されている感染拡大防止対策を継続して行っています。

しかし、体制がない中、長期化することでどうしても職員の意識が弱くなりやすく、そこをどのように維持できるかが課題だと感じています。

- ・テーブルの配置等の工夫（密にならない）。消毒、清掃等に取り組んでいます。

(小規模多機能・定期巡回)

- ・家族含め検温。
- ・消毒、手洗い、うがいの励行。
- ・事業所内の消毒。
- ・免疫力アップのための催し。

- ・手洗い厳行
- ・マスク着用
- ・体温チェック
- ・換気
- ・密を防ぐ
- ・フロアの拭き掃除（次亜塩素酸ナトリウム液使用）

- ・検温
- ・マスク着用
- ・換気
- ・消毒

(居宅介護支援・包括)

- ・4名のケアマネを2グループに分け、交互に在宅勤務の体制とした。（緊急事態宣言時）
- ・職員全員出勤前に検温、37.8度以上で出勤停止とする。
- ・事務所内の手の触れる場所は毎日消毒する。
- ・事務所入室時はアルコール消毒とマスク着用する。
- ・来所者は入室時に検温と名簿記入し、必要時は保健所等に提出する。
- ・訪問先での入退出時は手のアルコール消毒を行う。
- ・職員に厚労省作成の感染予防パンフレット配布。
- ・事務所内デスクにシールド設置予定。

- ・マスクの着用。
- ・小まめに手洗い、うがいの実施。
- ・訪問の前後にはアルコール手指消毒。
- ・病院のカンファレンスは文章で受け取る。
- ・極力、モニタリング、サービス担当者会議はFAX、メール、電話にて確認している。

- ・マスク着用、検温、体調あKンリ。
訪問時、入室前後の手指消毒（消毒液持参）

訪問時間減少（必要に応じて随時電話で対応等している。）

- ・引き続き、うがい、手洗い、アルコール消毒を続ける。必ずマスクをして外出する。
- ・自宅訪問時、手洗い、消毒、マスク着用。
- ・短時間での面談。
- ・密を防ぐため、直行直帰や自宅のできるPC作業等を在宅勤務可能としている。
- ・狭い部屋での面接は避ける。換気をして面談、
37度以上で出勤停止。
事務所内消毒（毎日）。
アイシールド、マスク対応。
- ・取り組んでいることと継続について
マスク着用
消毒用のアルコールを持参し、訪問前後に手指消毒
訪問時、長い時間を避け、電話でのやり取りを多くしている
担当者会議時、密を避ける
帰設時は手洗い、うがい、アルコール消毒実施
- ・事業所玄関にアルコール消毒液、マスクを常備して来客者、職員使用。
- ・事務所、相談室、共有スペースを消毒液で毎日消毒している。椅子、テーブルを含む。
- ・ソーシャルディスタンスを常に意識して接している。
- ・利用者宅訪問は出来るだけ自粛するよう心掛けているが、やむを得ず訪問する場合は、車の中で手指を消毒し、衣服と靴にも消毒液をかけている。室内に入る際にソーシャルディスタンスを取っている。
- ・職員の検温は1日2～3回行っている。
- ・担当者会議はソーシャルディスタンスが取れないケースでは、集まる人数を減らして実施し、ご家族、本人を含めマスク着用で行う。
- ・手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用。
- ・現在：換気、マスク着用、検温、消毒
今後：食事時テーブルにアクリル板を設置
- ・職員の手洗い、消毒、毎日の検温。

サロンなどでフェイスガードの使用。
相談ブースや会議室使用者の消毒の徹底。
葉山町の「新しい生活様式実践例」を参考にしている。
地域関係者への対処方針を郵送した。

- ・感染防止策の徹底により、自らが媒介者にならないように十分留意する。
利用者対応の際は出来る限り距離を取り、また、正面でない位置での会話を心掛ける。
可能な限り電話連絡、郵便及びポストイングにて連絡や書類の受け渡しを行う。

(施設系)

- ・出勤前の検温、手指消毒、マスクの着用
- ・外出行事の中止
- ・面会、ボランティアの中止
- ・次亜塩素酸系での室内の消毒

- ・面会を控えていただいている。
外出を控えていただいている。
玄関口にビニールシートを設置し、飛沫感染防止。
可能な物はディスプレイ製品を使用。代替可能な物品に関しては消毒等を徹底している。

- ・まだまだこのような状況が続くと思いますので、国からの施策にもアンテナをめぐらし、事業所でコロナ感染者が発症しないように注意していきたいと思います。

- ・w e b 面会の継続。
予約制面会の開始・継続。
職員の体調管理やプライベートでの自粛依頼。

- ・全館の消毒。
スタッフに対する手洗い、うがい等の徹底。
面会等の制限。
アクティビティや会議でのソーシャルディスタンス。
w e b 等で会議を行う等。

- ・ガラス越しの面会。
ボランティア、実習生の受け入れ見合わせ。
職員の健康チェック。

各部署毎に食事場所を分ける。

マスクの着用。

- ・ 全利用者と全職員の毎日の検温。
- ・ 換気、手洗いの励行。
- ・ 施設内の消毒。
- ・ 【職員】 出勤時の体温計測、記録、手指消毒、マスク着用
休日の過ごし方の注意喚起
休憩時の食事の取り方（一方向に着席、私語を控える）
【施設内】 消毒の徹底、換気、コロナウィルス情報の掲示
【来訪者・家族】 体温計測、記録、手指消毒、マスクの着用
入所階への入館禁止
面会は7 / 9～段階的に緩和し実施

（有料・サ高住）

- ・ R 2 . 2 . 1 5～R 2 . 5 . 1 3まで外部の人の入室禁止。
- ・ スタッフ入室前検温。37.3度以上の人は帰宅。
- ・ 感染の可能性のある場所に行ったスタッフ（ご家族を含む）は2週間の自宅待機。（5名いました。）
- ・ 入室前エタノール消毒、マスク着用。
- ・ ご利用者様の居室の換気。
- ・ 毎日の検温
手洗い、うがい、消毒の励行
入館制限（県内の家族と医療関係者は可）
外出自粛継続
館内の消毒
免疫力アップのための催し。
- ・ 入居者への外出自粛依頼
- ・ 家族への面会自粛依頼
- ・ 来訪者の入館制限（見学、体験休止）
- ・ 職員の体温指定、うがい、手洗いの励行
- ・ 職員体調不良時の自宅待機指示
- ・ 入居者食事時、1家族1テーブル着席の依頼

- 送迎の複数入居者同乗の中止
- 非接触式の手指消毒器の導入

第8期（2021年度（令和3年度）
～2023年度（令和5年度））

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2021年（令和3年）3月
葉山町

※本計画案の人口等の数値は、令和2年10月現在の数値であり、
今後、変更の可能性があります。

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画の目的	4
2 計画の位置づけ	5
(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	5
(2) 総合計画、地域福祉推進プランとの位置づけ	7
3 計画期間	8
4 計画策定にあたって	9
(1) 計画策定のための体制	9
(2) 日常生活圏域の考え方	9
(3) 重点目標	14
5 計画の推進に向けて	17
(1) 地域包括ケアシステムの構築	17
(2) 国・県との連携	19
(3) 町内組織との連携	19
(4) 町各種施策との連携	20
第2章 葉山町における高齢者の現状	21
1 高齢者数等の推移	22
(1) 高齢者人口等の推移及び推計	22
(2) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計	23
(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値との実績値との比較	24
2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況	25
(1) 介護給付サービスの利用状況	25
(2) 予防給付サービスの利用状況	29
3 アンケート調査結果のポイント	32
(1) 調査の概要	32
(2) 調査結果のポイント	33
4 在宅介護実態調査のポイント	49
(1) 調査の概要	49
(2) 調査結果のポイント	50
第3章 基本理念と基本目標	53
1 基本理念	54
2 基本目標	54
3 第7期計画期間中の実施状況及び第8期の目標	55
4 施策の体系	61

第2部 各論

基本目標1 元気で健康な状態を維持する	64
1 貯筋運動（地域づくりによる介護予防推進支援事業）	65
2 介護予防事業	66

3	介護予防ケアマネジメント事業.....	67
4	包括的・継続的ケアマネジメント事業.....	67
5	外出支援事業.....	68

基本目標2 地域でお互い助け合いながら暮らしていく..... 70

1	地域福祉活動への支援.....	71
2	生活支援協議体・コーディネーターの設置.....	72
3	地域ケア会議の開催.....	76
4	生きがいミニデイサービス事業.....	76
5	総合事業における多様なサービスの創出.....	77
	（1）訪問介護・通所介護.....	77
	（2）一般介護予防事業.....	80
	（3）ボランティアポイント.....	80
	（4）多様なサービスの創出について.....	80
6	高齢者虐待防止への取り組み.....	81
7	災害時における対策.....	82
8	社会参加の促進.....	83
9	就業の支援.....	87

基本目標3 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる..... 88

1	認知症について理解する.....	89
2	認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員.....	89
3	認知症予防事業の実施.....	93

基本目標4 年齢を重ね介護が必要な状態となっても可能な限り、 葉山町で暮らしていけるまちとする..... 96

1	ひとり暮らし高齢者等への支援体制.....	97
2	要介護高齢者の把握.....	101
3	日常的な見守り活動や助け合い活動の推進.....	101
4	介護給付等費用適正化事業.....	102
	（1）ケアマネジメント適正化推進事業.....	102
	（2）地域ケア個別会議（介護予防普及展開事業）.....	102
	（3）国民健康保険団体連合会との連携.....	102
	（4）住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与.....	103
	（5）要介護認定の適正化.....	103
	（6）介護給付費通知.....	103
5	予防給付サービスの推進.....	104
	（1）介護予防サービス.....	104
	（2）その他サービス.....	107
6	介護給付サービスの推進.....	108
	（1）居宅サービス.....	108
	（2）施設サービス.....	112
	（3）その他サービス.....	113
7	地域密着型サービスの推進.....	114
8	その他サービスの推進.....	117
9	医療と介護の連携.....	118

第3部 介護保険事業の適正な運用について

第1章 介護保険サービス事業の見込み.....	121
1 被保険者数等の今後の見込み.....	122
(1) 被保険者の推計.....	122
(2) 要支援・要介護認定者の推計.....	122
2 介護サービスの利用見込量の推計.....	123
(1) 予防給付サービスの見込量.....	123
(2) 介護給付サービスの見込量.....	125
3 介護保険事業にかかる総費用の見込み.....	127
第2章 葉山町の介護保険料.....	128
1 保険料の設定.....	129
(1) 介護保険料設定の考え方.....	129
(2) 保険料収納必要額.....	130
(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定.....	131
2 保険料段階の設定.....	132
第3章 介護保険事業の適正な運営.....	133
1 サービスの質の向上.....	134
(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み.....	134
(2) 各種介護保険サービスの充実.....	134
(3) 苦情相談等への対応.....	134
(4) 高齢者への権利擁護への取り組み.....	135
(5) 施設サービスの整備方針について.....	136
(6) 居住系サービスの整備方針について.....	141
2 サービスの適切な利用の促進.....	142
(1) 事業者間の連携.....	142
(2) 介護給付等の適正化.....	142
3 利用者への情報提供.....	143
(1) 情報提供・公開.....	143
(2) 制度の普及啓発.....	143
4 低所得者への配慮.....	144
5 事業評価の仕組み.....	145
(1) 介護保険事業.....	145
(2) 介護予防事業.....	145
第4部 資料編	
1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会.....	149
(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則.....	149
(2) 関係機関との連携.....	150
(3) 委員名簿.....	150
(4) 委員会の経過.....	151
2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設.....	152

第 1 部：総論

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超えて 550 万人に達しており、介護サービスの提供事業所も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。

その一方、2025 年（令和 7 年）にはいわゆる団塊世代全てが 75 歳以上となるほか、2040 年（令和 22 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

葉山町においても、介護保険制度が創設された年である 2000 年（平成 12 年）10 月 1 日時点で 65 歳以上人口は 6,312 人、高齢化率 20.1%であったものが、2020 年（令和 2 年）10 月 1 日時点で 人、高齢化率 %まで上昇しており、今後 75 歳以上人口を中心に高齢者数は増加していくものと見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進し、時代に即して進化させていく必要があります。

本計画において、2025 年（令和 7 年）及び 2040 年（令和 22 年）を見据えた上で、「お互いに支え合い いきいきと健康に過ごせるまち はやま」を基本理念として 2023 年度（令和 5 年度）までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第 8 期（2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度））高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することで、年齢を重ねても葉山町でいきいきと暮らしていける町づくりを行ってまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、町民の皆さんが年齢を重ねても住み慣れた葉山町で生き生きと暮らしていけるよう、目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしていきます。

高齢者福祉計画とは

老人福祉法第 20 条の 8 に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。

介護保険事業計画とは

介護保険法第 117 条第 1 項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3 年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定めるものです。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

【介護保険事業計画における国の基本指針】

① 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ・ 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ・ 要介護者等地域の実態の把握
- ・ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ・ 2025 年度及び 2040 年度の推計並びに第 8 期の目標
- ・ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ・ 日常生活圏域の設定
- ・ 他の計画との関係
- ・ その他

② 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- ・ 日常生活圏域
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

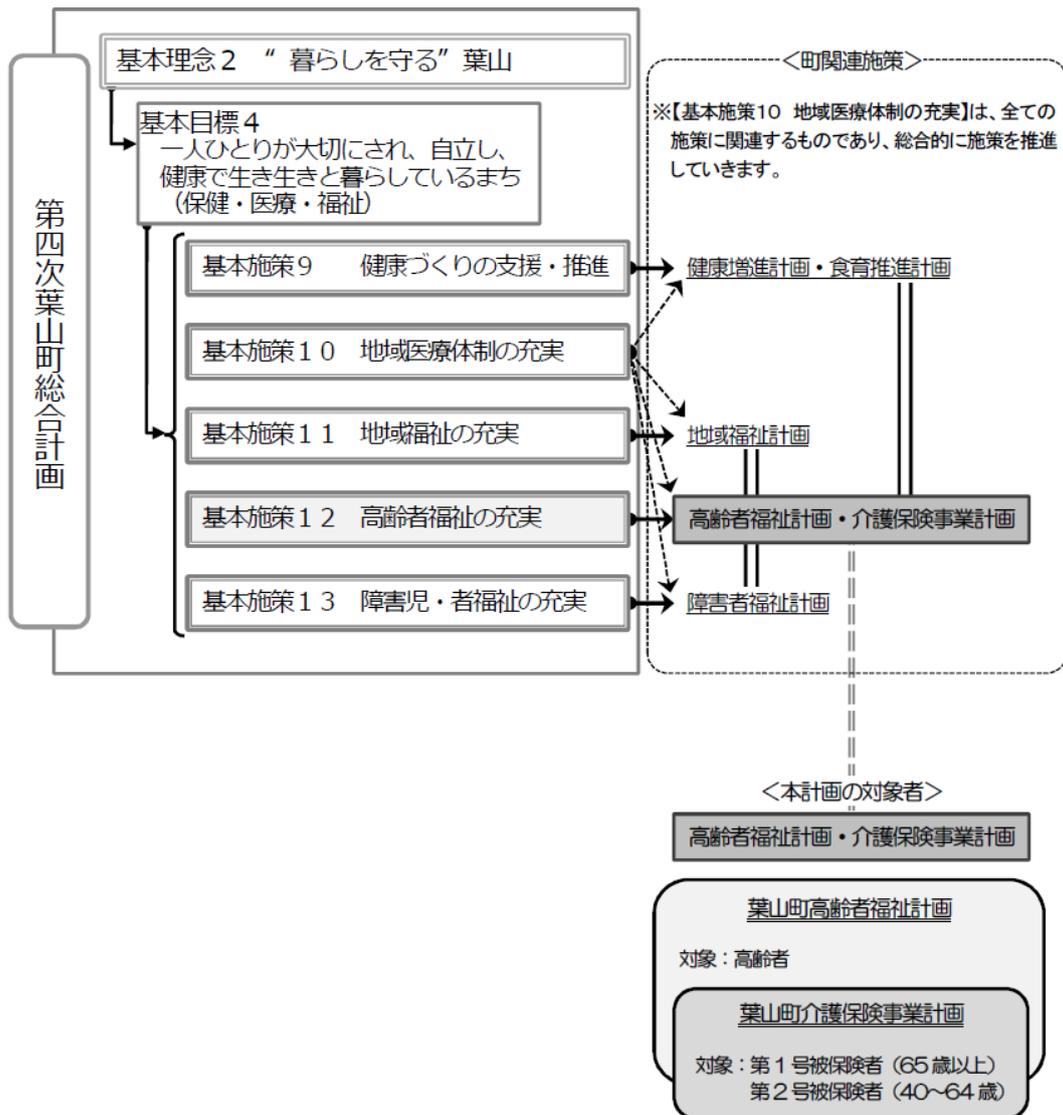
③ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- ・ 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- ・ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- ・ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ・ 認知症施策の推進

- ・ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- ・ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- ・ 市町村独自事業に関する事項
- ・ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- ・ 災害に対する備えの検討
- ・ 感染症に対する備えの検討

(2) 総合計画、地域福祉推進プランとの位置づけ

本計画は、「第四次葉山町総合計画基本構想」における保健・医療・福祉分野の基本目標である「一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち」を踏まえて計画策定を行うことで、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図りました。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2021 年度（令和3年度）から 2023 年度（令和5年度） までの3か年の計画とします。

今後、介護需用の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を行いながら、2023 年度（令和5年度）中に再度見直しを行うこととします。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
2000 年								
2001 年								
2002 年								
2003 年								
2004 年								
2005 年								
2006 年								
2007 年								
2008 年								
2009 年								
2010 年								
2011 年								
2012 年								
2013 年								
2014 年								
2015 年								
2016 年								
2017 年								
2018 年								
2019 年								
2020 年								
2021 年								
2022 年								
2023 年								

4 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

① 住民参加による計画策定

計画策定にあたっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)で、計画案を検討しました。

② 高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を把握するために、各種アンケート調査を実施しました。

③ 住民への意見募集（パブリック・コメントの実施）

計画策定にあたっては、計画の素案を住民に公開し、広く意見募集を行いました。意見募集の方法としては、町ホームページ、町役場1階福祉課窓口、町政情報コーナー、保健センター、図書館及び福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示するとともに、「広報はやま」にも、意見募集のお知らせを掲載しました。

(2) 日常生活圏域の考え方

① 日常生活圏域とは

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとなっております。

② 葉山町における日常生活圏域について

日常生活圏域として2圏域を設定します。

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面していて、面積 17.04 km²、人口 人（2020 年（令和2年）10 月 1 日現在）の海と緑に囲まれた自然豊かな町です。

自然豊かな温暖な気候の下、比較的元気な高齢者が多いという特長はありますが、今後団塊世代全てが 75 歳以上となる 2025 年（令和7年）に向けて 75 歳以上高齢者が増加し続けていくと見込まれます。

要支援・要介護認定者は、75 歳以上、特に 80 歳を超えたあたりから急増していくことから、要支援・要介護認定者は今後ますます増加していく可能性があります。

そこで、高齢者人口、要支援・要介護認定者数、地理的要因、さらには中学校区等を勘案して葉山町は日常生活圏域を2圏域とします。

軽度な状態の要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを強化していくことで状態改善を目指すこと、また、地域で身近に相談出来る場所を設置する必要があることから、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに1か所設置し、地域と一体となった高齢者福祉サービスを提供できる体制づくりを行ってまいります。

【参考資料】

①葉山町の人口・高齢化率（2019年（令和元年）10月1日現在）

	65歳以上高齢者数	地域包括支援センター 配置基準
木古庭	568人	4,793人
上山口	714人	
下山口	847人	
一色	2,664人	
堀内	2,542人	5,423人
長柄	2,881人	
町内全域	10,216人	10,216人

【地域包括支援センター職員配置基準】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（準ずる者を含む）は、担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ1人を専従で配置する必要があります。（介護保険法施行規則第140条の66）

②葉山町の要支援・要介護認定者数（2019年（令和元年）6月1日現在）

	要支援認定者数		要介護認定者数	
木古庭	28人	247人	63人	526人
上山口	39人		90人	
下山口	43人		80人	
一色	137人		293人	
堀内	138人	284人	288人	625人
長柄	146人		337人	
町内全域	531人		1,151人	

③葉山町の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2020年（令和2年）7月末時点）

区分	全体	65歳～ 70歳未満	70歳～ 75歳未満	75歳～ 80歳未満	80歳～ 85歳未満	85歳～ 90歳未満	90歳～
人数	1,744人	49人	96人	193人	364人	507人	535人

④横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2020年（令和2年）5月末時点）

	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	要支援・要介護認定率
葉山町	10,294人	1,756人	17.1%
神奈川県	2,312,447人	406,059人	17.6%
横須賀市	126,588人	22,514人	17.8%
鎌倉市	54,323人	10,758人	19.8%
逗子市	18,853人	3,915人	20.8%
三浦市	16,505人	3,141人	19.0%

※①、②の人数は住民基本台帳上の人数。③、④の人数は第1号被保険者数（住所地特例を含む）。

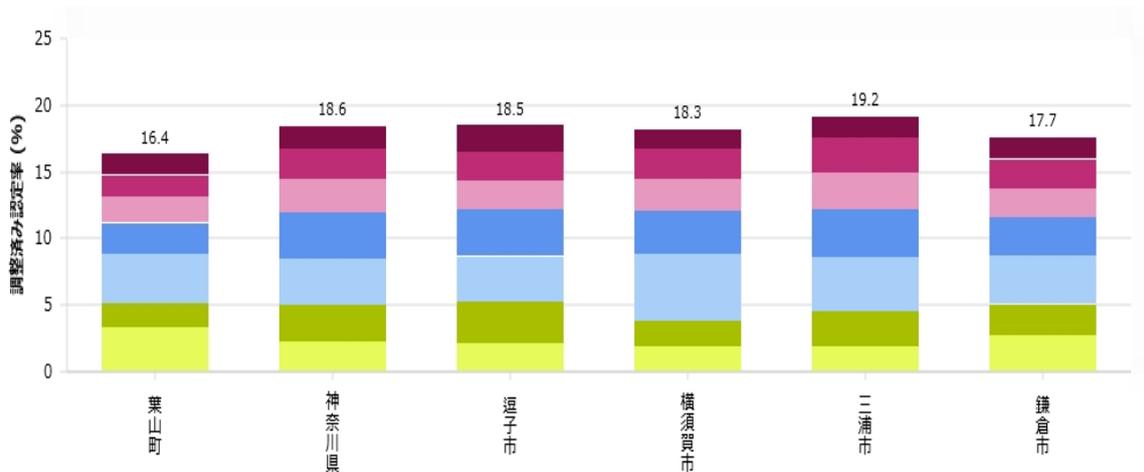
⑤横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数（調整済み認定率※）（2019年度（令和元年度））

	調整済み認定率
葉山町	16.4%
神奈川県	18.6%
横須賀市	18.3%
鎌倉市	17.7%
逗子市	18.5%
三浦市	19.2%

調整済み認定率：要介護（要支援）認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者（65歳以上高齢者）の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

調整済み認定率（要介護度別）

要支援1 要支援2 経過的要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

(3) 重点目標

第8期計画では、地域包括ケアシステムの実現を目指し、次の4点を重点施策として基本目標に盛り込みました。

① 介護予防・重度化防止の推進 —【基本目標1】

高齢者の心身の状態は、年齢とともに自立、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態）、要支援、要介護状態へ変動しやすいことから、連続的な支援体制の構築が必要となります。

葉山町では、2016年度（平成28年度）より開始した地域づくりによる介護予防事業（貯筋運動による通いの場づくり）が町内全域に広がっていることを踏まえ、介護予防事業の推進に加え、通いの場を更に町内全域に広げていきます。

さらに、介護予防・重度化防止の推進を目指し、通いの場へ運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から支援することで高齢者が身近な場所で健康づくりに参加出来る体制を構築するとともに、必要に応じ適切なサービスにつなげていく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に着手していきます。

② 住民主体の生活支援体制の構築 —【基本目標2】

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に対応し、生活支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していく必要があります。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域ニーズや社会資源の把握、出てきた課題の解決を図るとともに、住民同士のつながりづくり、地域福祉の担い手の発掘を行ってまいります。

また、地域の多様なニーズに対応するため、既存の介護保険サービスだけでなく、住民主体の介護予防サービスの普及・推進を図ってまいります。

③ 認知症施策の推進 —【基本目標3】

今後、高齢者人口の増加に伴い認知症の人が増加すると見込まれることから、2019年（令和元年）に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が出来る限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

認知症施策推進大綱では、「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることであり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」と位置付けられています。

第8期計画では、認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスによる認知症に関する理解促進や相談先の周知、オレンジカフェの開催等による認知症の人本人からの発信支援に努めてまいります。

さらに、地域包括支援センターに設置した認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを中心として認知症初期段階での支援を推進してまいります。

④ 介護サービスの充実・強化、在宅生活への支援 —【基本目標4】

2020年（令和2年）に実施した日常生活圏域ニーズ調査（高齢者アンケート）によると、7割近くの高齢者が「最期まで自宅で過ごしたい」「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」と回答されています。

可能な限り自宅で生活するためには、介護予防の充実とともに、介護が必要になった際の各種介護サービスの充実が必要です。

本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、生活課題の根本原因を探り、適切に対処する（自立支援型ケアマネジメント）が必要であり、各種介護事業所向け研修、地域ケア個別会議等による介護サービスの資質向上を目指すとともに、訪問サービスの需要の高まりに対応するために看護・小規模多機能型居宅介護支援の創設を目指してまいります。

また、施設サービスが必要になった際の支援としては、介護保険適用サービスのみならず、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の活用も視野にいれてまいります。

施設サービスでは、地域共生社会を目指す観点から、施設の中で高齢者の生活が完結するのではな

く、地域住民との交流、子供と高齢者との交流を図ることでの高齢者の生きがいを促進することを目標に、特別養護老人ホームやグループホームと近隣の保育施設との交流促進、さらには地域防災の観点から地域住民の一時避難場所としての施設の役割について、検討し実現を目指していきます。

さらに、介護職員の高齢化、人材不足が大きな課題となっており、介護職員向けの研修の実施など介護の人材確保に向けて取り組みを検討していきます。

可能な限り住み慣れた自宅で生活していくためには、介護のみならず、医療サービスを適切に利用する、医療と介護の連携が重要であり、第7期計画に引き続き逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心とした在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

5 計画の推進に向けて

(1) 地域包括ケアシステムの構築

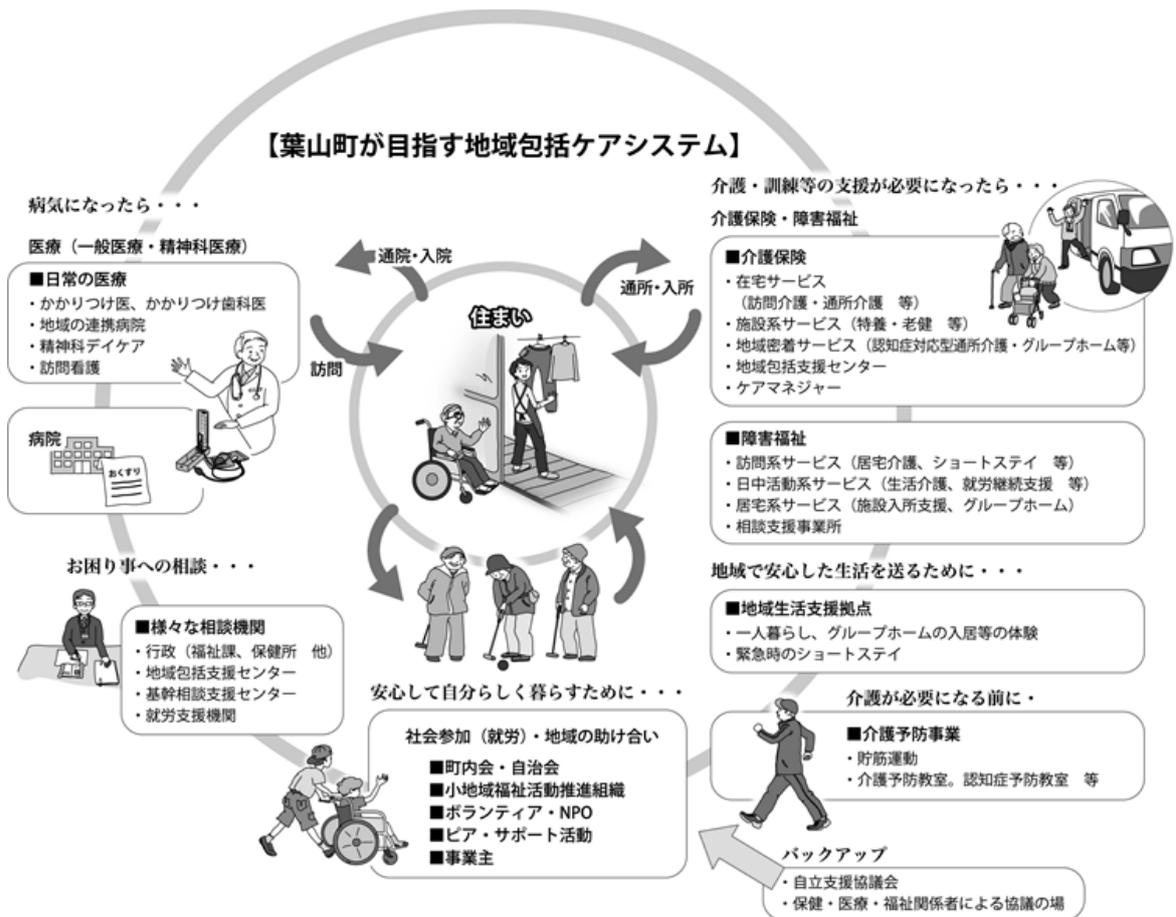
団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年（令和 22 年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた葉山町で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。

本町の特徴として、持ち家率が高く、現在の住まいをこのまま継続させたいと希望される方が多いことから、逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、普段から自分の健康に気をつけられる体制を構築するとともに、医療と介護が連携してサービス提供を行なえる環境づくりに努め、在宅での生活を支援してまいります。

また、介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅で過ごしていけるよう、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活課題の根本を探り適切なサービスを提供する自立支援型ケアマネジメントの促進を行ってまいります。

本町では、住民主体の集いの場として町内会・自治会館や個人宅などを会場にミニデイサービスやサロン活動が活発に行われていますが、日頃の交流が希薄化・孤立化している住民の参加は少ないという課題があります。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって地域や個人が抱える生活課題を解決していくことが出来るよう、生活支援第 2 層協議体を通した「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築するとともに、重層的支援体制整備事業の構築を目指してまいります。



年齢を問わず、また、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うために、地域での話し合い (第2層協議体) による新たな資源づくりを目指すとともに、既存の施設と障害者団体、保育施設との交流を促進することで、年齢を重ねてもお互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまちを構築してまいります。

(2) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

- ① 制度全般の運営
- ② 施設整備等のサービス基盤整備
- ③ サービス提供事業者の指導
- ④ 介護保険事業所情報の提供
- ⑤ その他

(3) 町内組織との連携

年齢を重ねても幸せに、笑顔で過ごしていける町をつくるために、介護保険事業所のみならず、様々な町内組織と連携してまいります。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくことを目指す取り組みが必要になっており、生活支援第2層協議体により町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO団体などとの連携を図ってまいります。

更に、健康管理を行うためにも逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち自分の健康状態を把握することを引き続き推奨するとともに、医療と介護が連携できる環境づくりに努めてまいります。

(4) 町各種施策との連携

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

さらに、地震や水害、火災等の災害発生時において高齢者等の要配慮者が安全かつ迅速に避難できるように、日ごろから介護事業所と連携し、地域防災計画に基づく避難確保計画の策定を進めていきます。

本計画を確実に実施していくため、町関連各課による各種施策との連携を強化し、町ぐるみで高齢者施策の推進にあたります。

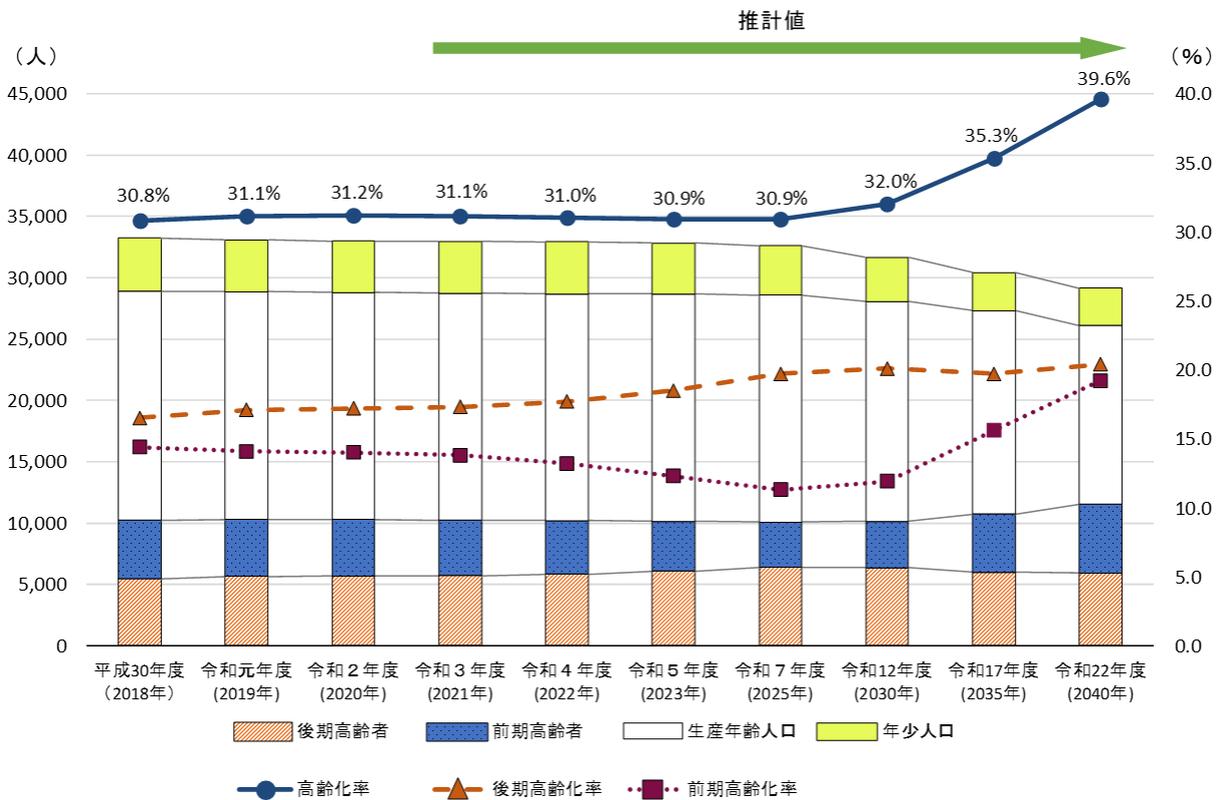
第2章

葉山町における高齢者の現状

1 高齢者数等の推移

(1) 高齢者人口等の推移及び推計

これまでの人口推移から今後20年間の人口を推計すると、総人口は緩やかに減少を続ける一方、高齢化率は上昇していくと見込まれます。2040年（令和22年）には高齢化率が39.6%、前期高齢者は5,605人、後期高齢者（75歳以上）は5,935人になると推計されます。



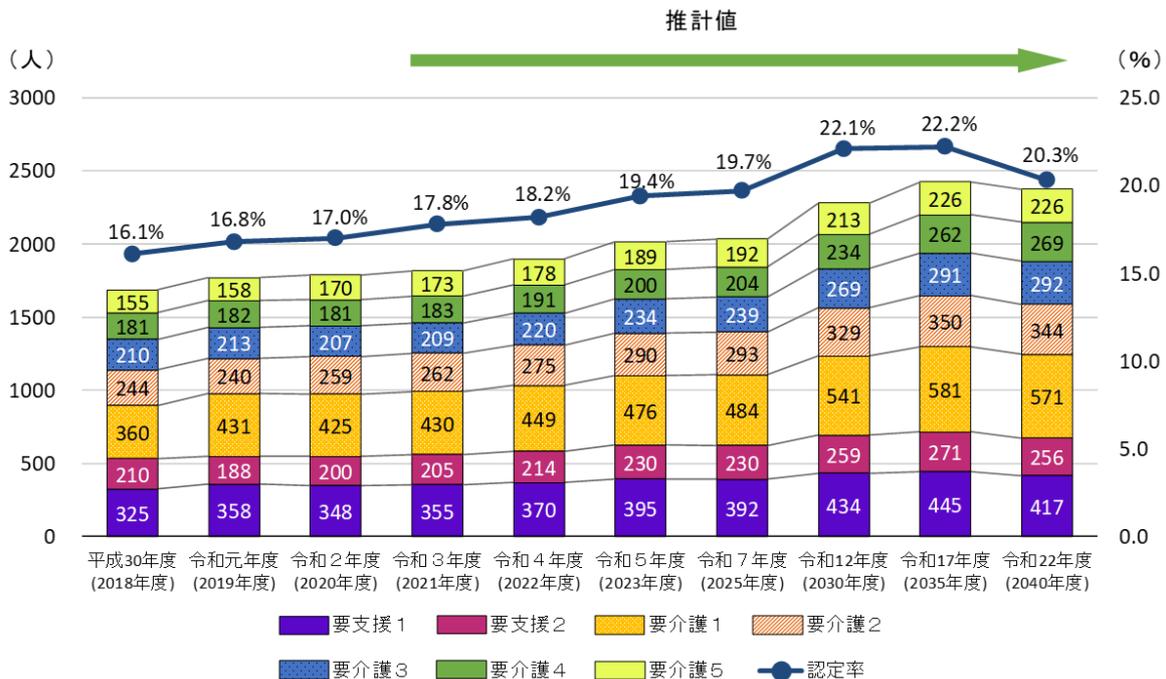
	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和7年度 (2025年)	令和12年度 (2030年)	令和17年度 (2035年)	令和22年度 (2040年)
総人口	33,233	33,066	32,994	32,943	32,909	32,841	32,603	31,636	30,405	29,156
生産年齢人口	18,654	18,558	18,500	18,493	18,500	18,559	18,495	17,930	16,569	14,550
生産年齢人口の割合	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%	56.2%	56.5%	56.7%	56.7%	54.5%	49.9%
65歳以上の人口	10,239	10,297	10,288	10,234	10,190	10,132	10,077	10,131	10,740	11,540
前期高齢者	4,769	4,651	4,609	4,535	4,359	4,054	3,669	3,769	4,741	5,605
後期高齢者	5,470	5,646	5,679	5,699	5,831	6,078	6,408	6,362	5,999	5,935
高齢化率	30.8%	31.1%	31.2%	31.1%	31.0%	30.9%	30.9%	32.0%	35.3%	39.6%
前期高齢者の割合	14.4%	14.1%	14.0%	13.8%	13.2%	12.3%	11.3%	11.9%	15.6%	19.2%
後期高齢者の割合	16.5%	17.1%	17.2%	17.3%	17.7%	18.5%	19.7%	20.1%	19.7%	20.4%

※毎年10月1日時点

※令和3年以降は推計値（第四次葉山町総合計画後期基本計画における人口推計値を採用）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計

要支援・要介護認定者数の推計値をみると、継続的に増加していくことが見込まれます。要介護1は2018年（平成30年）に対して、2035年（令和17年）には221人の増加が見込まれます。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）も緩やかに上昇を続け、2035年（令和17年）には22.2%に達すると推計されます。



※ 認定者数は、過去の認定率の平均値及び町内認定者の増減要因の分析も加味して推計しました。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
平成30年度 (2018年度)	325	210	360	244	210	181	155	16.1
令和元年度 (2019年度)	358	188	431	240	213	182	158	16.8
令和2年度 (2020年度)	348	200	425	259	207	181	170	17.0
令和3年度 (2021年度)	355	205	430	262	209	183	173	17.8
令和4年度 (2022年度)	370	214	449	275	220	191	178	18.2
令和5年度 (2023年度)	395	230	476	290	234	200	189	19.4
令和7年度 (2025年度)	392	230	484	293	239	204	192	19.7
令和12年度 (2030年度)	434	259	541	329	269	234	213	22.1
令和17年度 (2035年度)	445	271	581	350	291	262	226	22.2
令和22年度 (2040年度)	417	256	571	344	292	269	226	20.3

単位：人（認定率のみ%）

(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値との実績値との比較

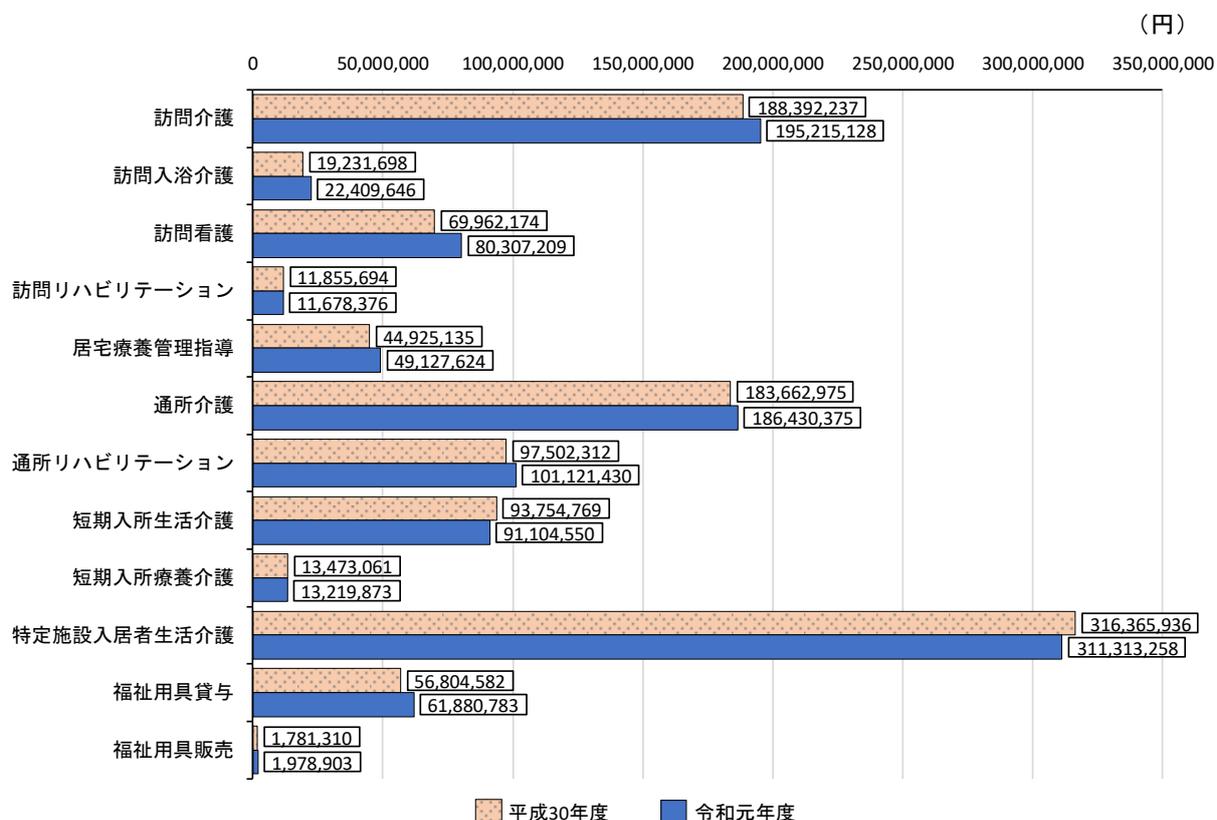
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
要支援・要介護認定者数		実績値	1,685人	1,770人	0人
		計画値	1,750人	1,790人	1,812人
		計画との差 (実績－計画)	-65人	-20人	-1,812人
介護度別	要支援1	実績値	325人	358人	
		計画値	343人	351人	355人
		計画との差 (実績－計画)	-18人	7人	-355人
	要支援2	実績値	210人	188人	
		計画値	199人	203人	205人
		計画との差 (実績－計画)	11人	-15人	-205人
	要介護1	実績値	360人	431人	
		計画値	375人	384人	389人
		計画との差 (実績－計画)	-15人	47人	-389人
	要介護2	実績値	244人	240人	
		計画値	236人	241人	244人
		計画との差 (実績－計画)	8人	-1人	-244人
	要介護3	実績値	210人	213人	
		計画値	231人	236人	239人
		計画との差 (実績－計画)	-21人	-23人	-239人
	要介護4	実績値	181人	182人	
		計画値	193人	198人	201人
		計画との差 (実績－計画)	-12人	-16人	-201人
	要介護5	実績値	155人	158人	
		計画値	173人	177人	179人
		計画との差 (実績－計画)	-18人	-19人	-179人

2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の認定者数について、前期計画における計画値との差異を検証すると、全体的に計画の想定よりも認定者が下回っています。

2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付サービスの利用状況

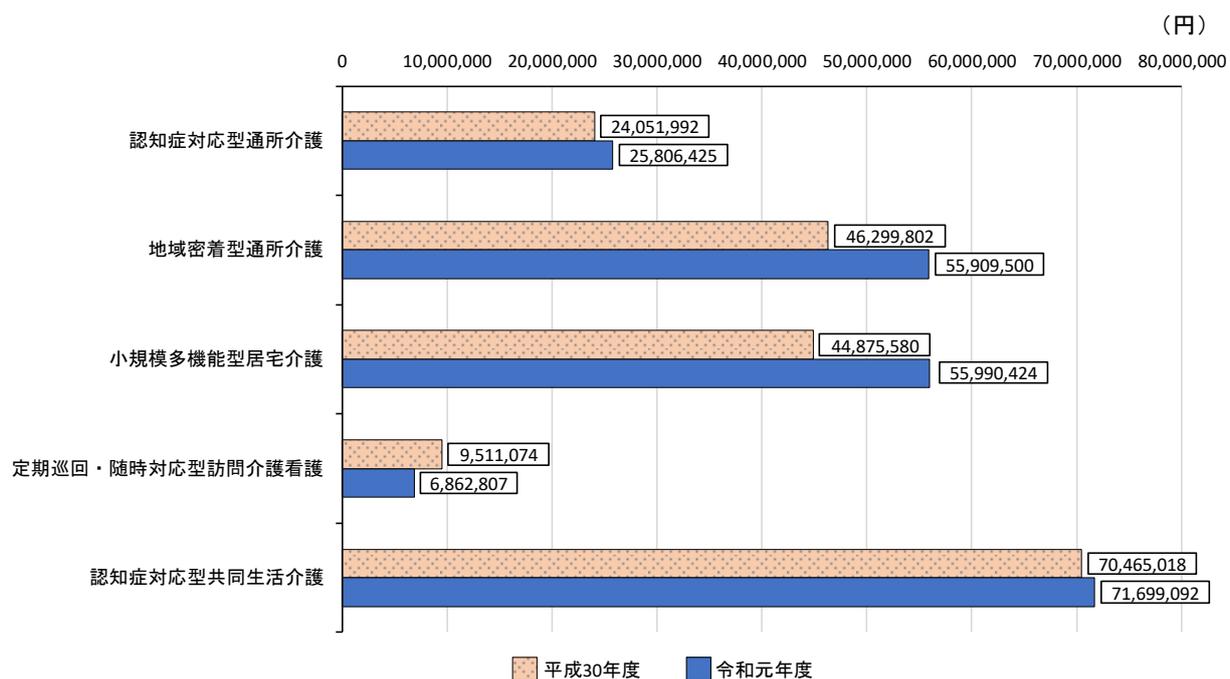
1) 居宅サービス



介護給付サービスのうち、居宅サービスについて給付費の推移を見てみると、多くのサービスは、2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）にかけて大きな変化はありませんでした。

なお、訪問看護の給付費が増加しているのは、最後まで自宅で過ごしたいと思う方の、サービス利用の需要が増えたと考えられます。

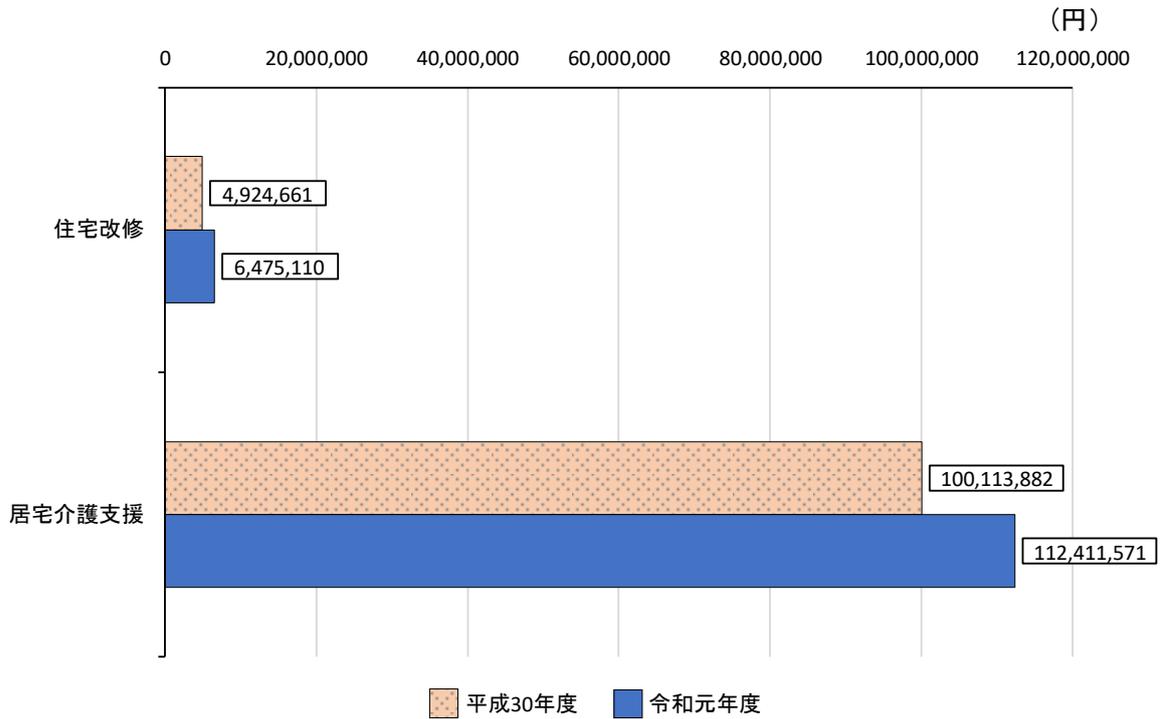
2) 地域密着型サービス



介護給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、地域密着型通所介護と小規模多機能型居宅介護の利用が、大きく増加しており、介護者や家族の介護負担軽減の需要が増えたと考えられます。

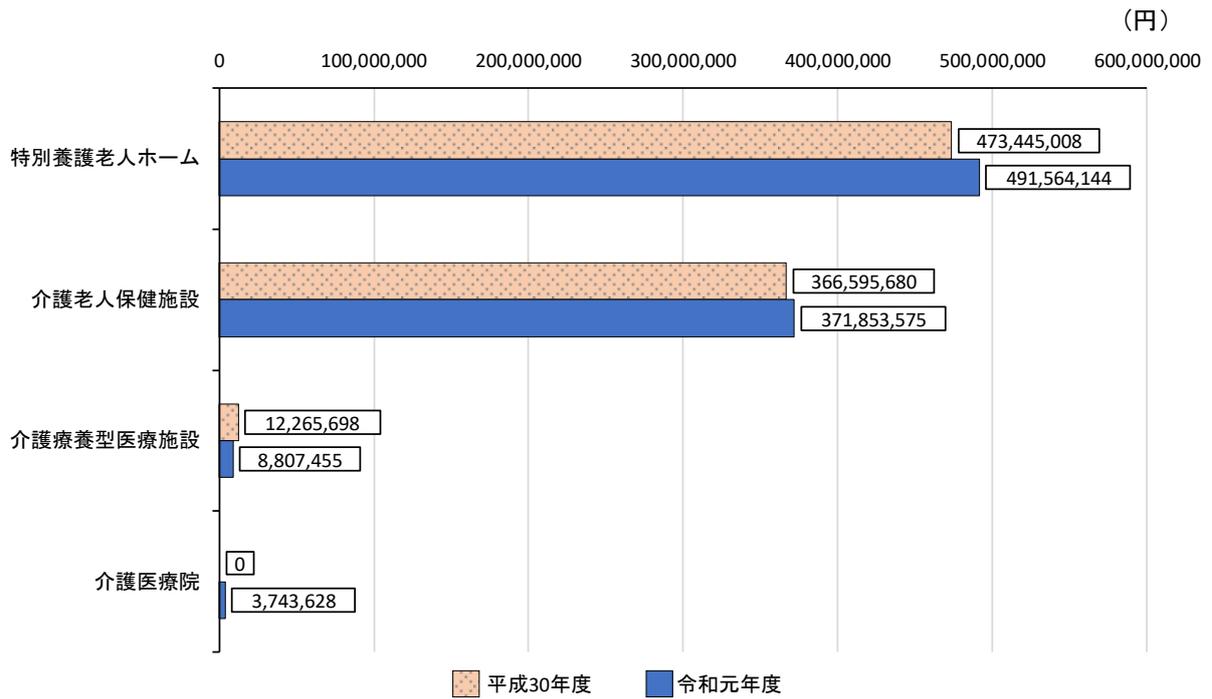
小規模多機能型居宅介護事業所については、2017年度（平成29年度）までに2事業所の整備を行い利用者数も安定化してきており、今後さらに需要が伸びる可能性があります。

3) その他サービス



介護給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、住宅改修、居宅介護支援については、ともに2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）の給付費が増加しています。居宅介護支援は、住宅改修に比べて給付費が大きく増加しています。

4) 施設サービス

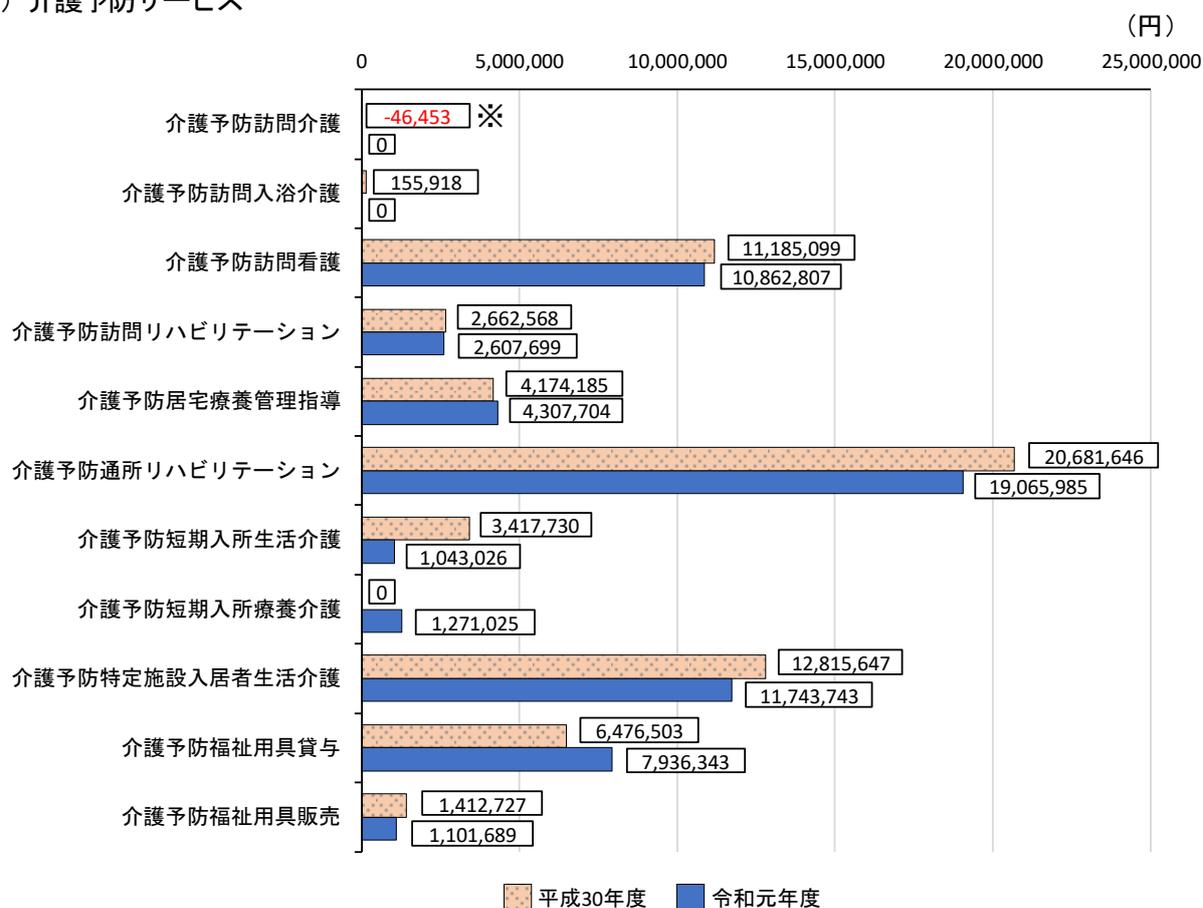


介護給付サービスのうち、施設サービスについて給付費の推移を見ると、特別養護老人ホームの給付費が増加し、全体の増加率では3.8%の増となっています。

介護医療院は、2018年（平成30年）から4月から新設されています。

(2) 予防給付サービスの利用状況

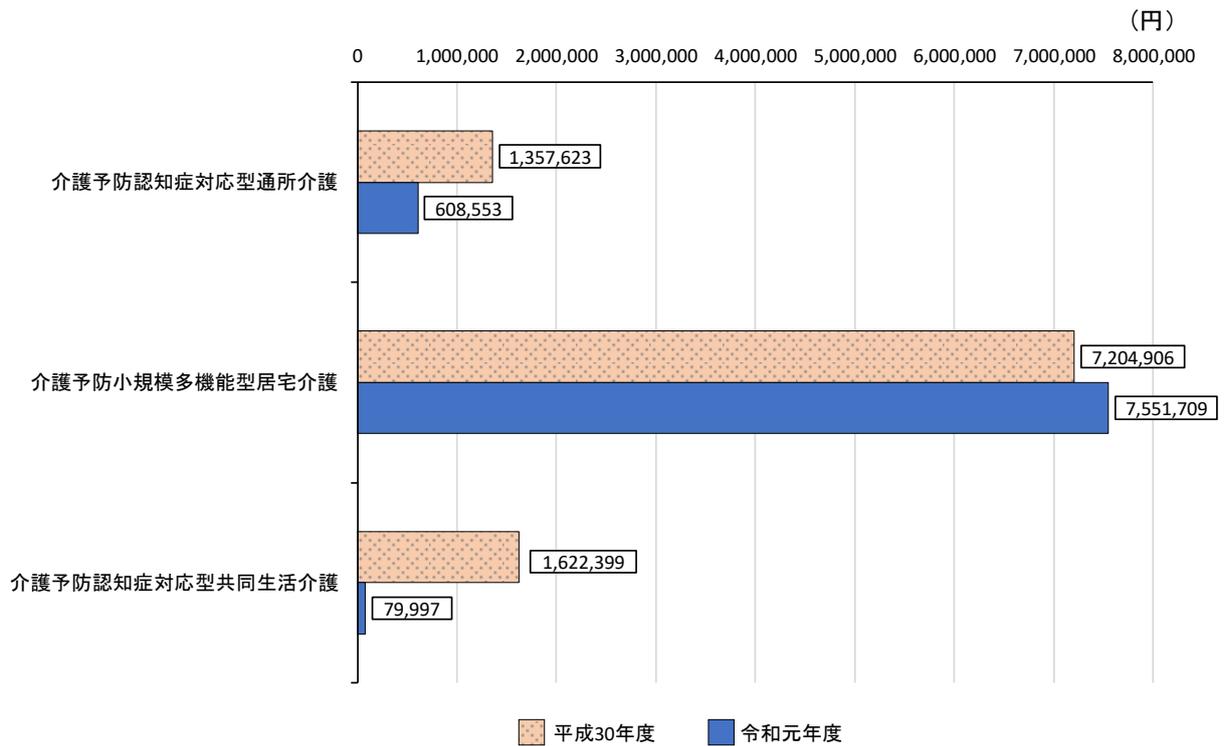
1) 介護予防サービス



※ 介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しています。

予防給付サービスのうち、介護予防サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防福祉用具貸与が増加しており、介護者や家族の介護負担軽減の需要が増えたと考えられます。一方、介護予防通所リハビリテーションと介護予防短期入所生活介護の給付費は大きく減っています。

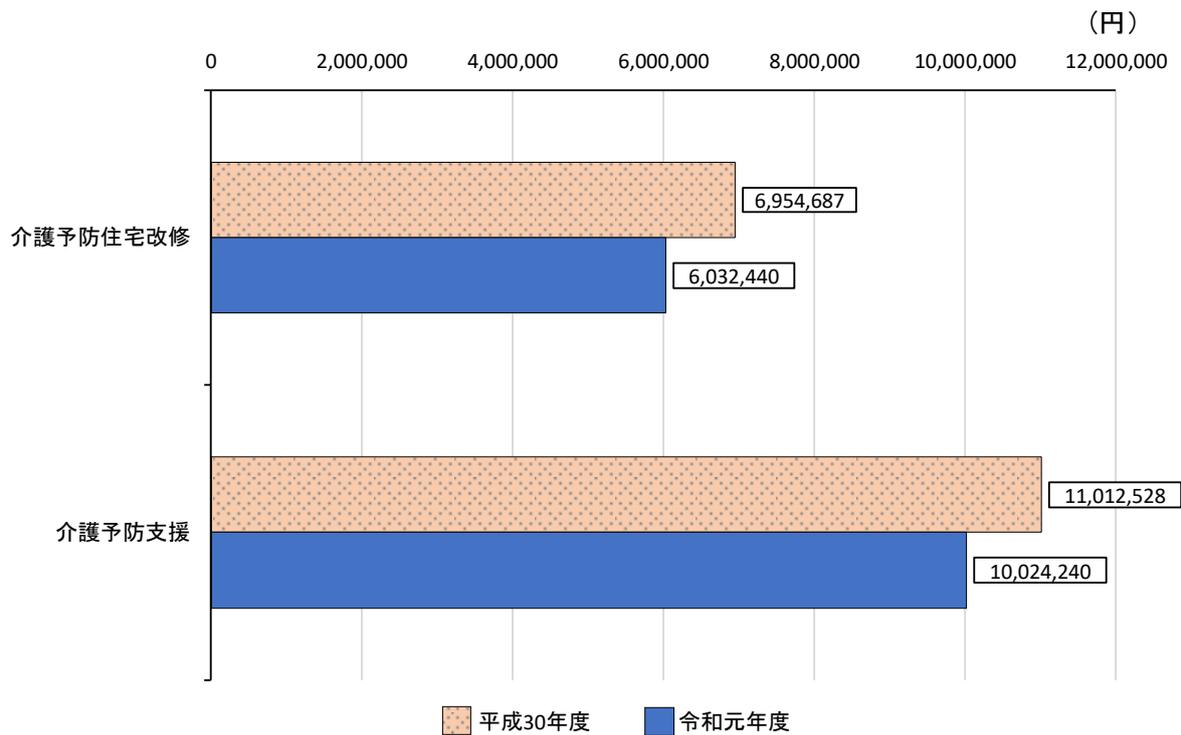
2) 地域密着型サービス



予防給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費が増加しています。一方、介護予防認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型通所介護の給付費は大きく減少しています。

サービス利用者の重度化が進んだためと考えられます。

3) その他サービス



予防給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、2018年度（平成30年度）～2019年度（令和元年度）にかけて、介護予防住宅改修、介護予防支援ともに減少しています。

3 アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画策定の重要な基礎資料として、町民のニーズを図ることを目的とし実施しました。

② 調査の設計

調査種別	調査対象	抽出方法	調査時期
一般高齢者	2020年（令和2年）1月1日時点で要介護認定を受けていない高齢者9,059名 （要支援認定者を含む）	悉皆調査 （全員）	2020年（令和2年） 1月～2月
要介護認定者	2020年（令和2年）1月1日時点で、要支援・要介護認定を受けている65歳以上高齢者1,119名（住所地特例を除く）	悉皆調査 （全員）	2020年（令和2年） 1月～2月

調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収することにより調査を行いました。

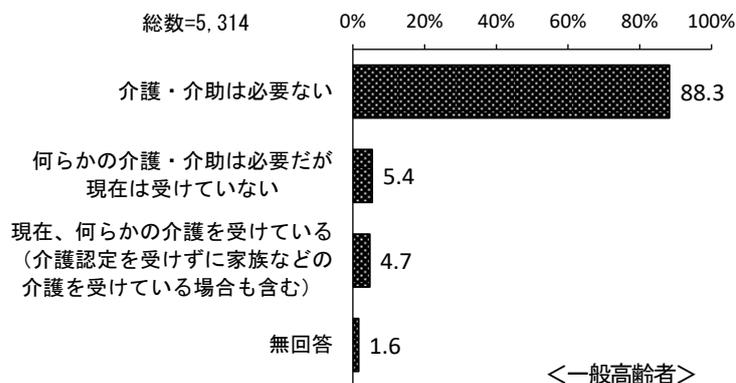
③ 回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	9,059 票	5,314 票	58.7%
要介護認定者	1,119 票	425 票	38.0%

(2) 調査結果のポイント

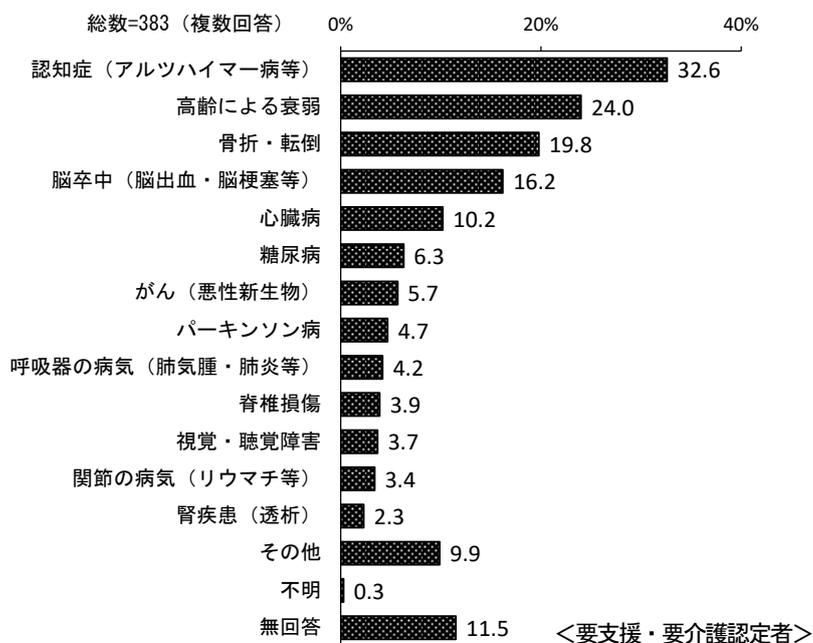
①「普段の生活で介護・介助が必要か」については、一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」が最も多く88.3%でした。

問6 普段の生活でどなたの介護・介助が必要か



②「介護・介助が必要になった主な原因」については、認定者では、認知症（アルツハイマー病）が32.6%と最も高く、以下、「高齢による衰弱」が24.0%、「骨折・転倒」が19.8%の順となっています。

問7 介護・介助が必要となった主な原因



なお、介護・介助が必要になった理由について、年齢別に見ると、「介護・介助が必要になった主な原因」については、70～74歳の方々が一番多いのは「骨折・転倒」で、75～79歳の方々が一番多いのは「脳卒中」、そして、80代では「認知症」である方が一番多くなっています。90代では、「高齢による衰弱」が一番多くなっています。

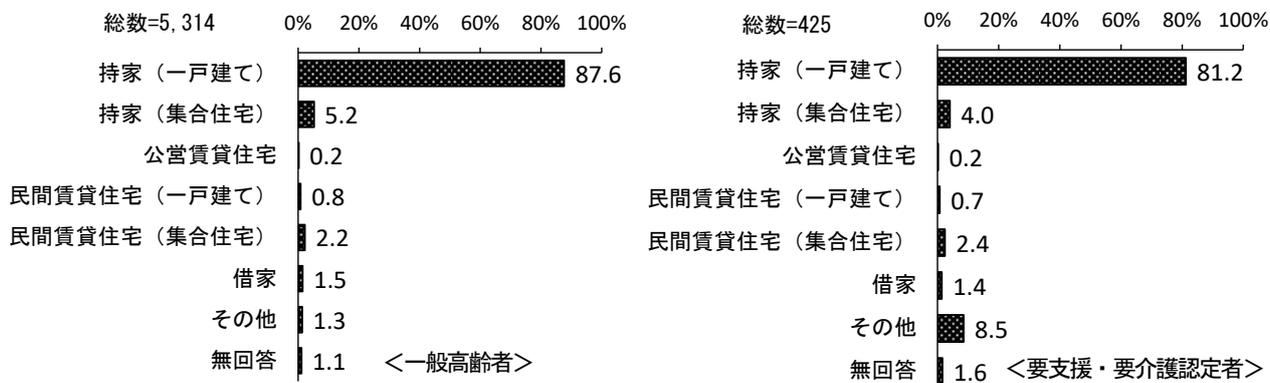
脳卒中等で認定を受けるリスクを減らすために、若いうちからの健康管理が重要であることが分かります。

問7 介護・介助が必要になった主な原因（要介護認定者）【複数回答】

上段：度数 下段：%	全体	脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	心臓病	がん (悪性新生物)	呼吸器の病 気(肺炎腫・ 肺炎等)	関節の病 気(リウマチ 等)	認知症 (アルツハイ マー病等)	パーキン ソン病	糖尿病	腎疾患 (透析)	視覚・聴 覚障害	骨折・転 倒	脊椎損 傷	高齢に よる衰 弱	その他	不明	無回 答		
	全体	383 100.0	62 16.2	39 10.2	22 5.7	16 4.2	13 3.4	125 32.6	18 4.7	24 6.3	9 2.3	14 3.7	76 19.8	15 3.9	92 24.0	38 9.9	1 0.3	44 11.5	
性別	男性	146 100.0	32 21.9	17 11.6	12 8.2	11 7.5	5 3.4	37 25.3	10 6.8	12 8.2	5 3.4	7 4.8	20 13.7	10 6.8	27 18.5	19 13.0	1 0.7	16 11.0	
	女性	235 100.0	29 12.3	22 9.4	10 4.3	5 2.1	8 3.4	88 37.4	8 3.4	12 5.1	4 1.7	7 3.0	56 23.8	5 2.1	65 27.7	19 8.1	—	27 11.5	
	無回答	2 100.0	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 50.0	
年齢	65歳～69歳	11 100.0	3 27.3	1 9.1	2 18.2	—	—	3 27.3	1 9.1	3 27.3	—	—	2 18.2	1 9.1	—	2 18.2	—	—	
	70歳～74歳	15 100.0	1 6.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	—	3 20.0	2 13.3	2 13.3	—	—	5 33.3	1 6.7	3 20.0	3 20.0	—	1 6.7	
	75歳～79歳	57 100.0	20 35.1	5 8.8	3 5.3	4 7.0	2 3.5	13 22.8	6 10.5	4 7.0	—	1 1.8	9 15.8	3 5.3	4 7.0	6 10.5	—	7 12.3	
	80歳～84歳	70 100.0	12 17.1	3 4.3	7 10.0	3 4.3	1 1.4	28 40.0	5 7.1	4 5.7	4 5.7	2 2.9	12 17.1	3 4.3	5 7.1	10 14.3	1 1.4	5 7.1	
	85歳～89歳	101 100.0	11 10.9	13 12.9	3 3.0	4 4.0	4 4.0	41 40.6	3 3.0	7 6.9	3 3.0	4 4.0	20 19.8	3 3.0	21 20.8	7 6.9	—	12 11.9	
	90歳～94歳	87 100.0	14 16.1	12 13.8	4 4.6	4 4.6	6 6.9	29 33.3	1 1.1	4 4.6	1 1.1	4 4.6	17 19.5	3 3.4	36 41.4	8 9.2	—	11 12.6	
	95歳以上	40 100.0	—	3 7.5	1 2.5	—	—	8 20.0	—	—	—	1 2.5	3 7.5	11 27.5	1 2.5	23 57.5	2 5.0	—	7 17.5
	無回答	2 100.0	1 50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 50.0	

③ 住居形態については、一般高齢者では、持ち家（一戸建て）が最も多く 87.6%となっています。認定者でも、持ち家（一戸建て）が最も多く 81.2%となっています。

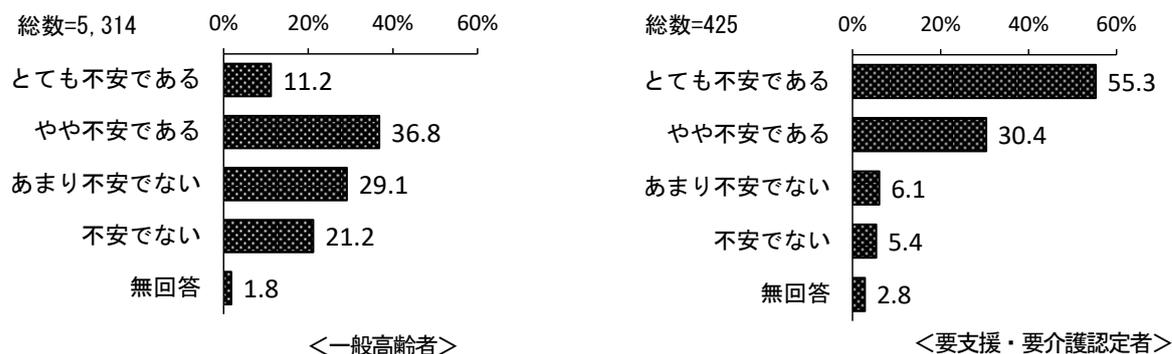
問10 居住形態



④ 「転倒に対する不安」について、一般高齢者では、「とても不安である」「やや不安である」が合わせて 48.0%で、およそ半分近くの方が、元気であっても転倒に対する不安を持っているという結果となっています。

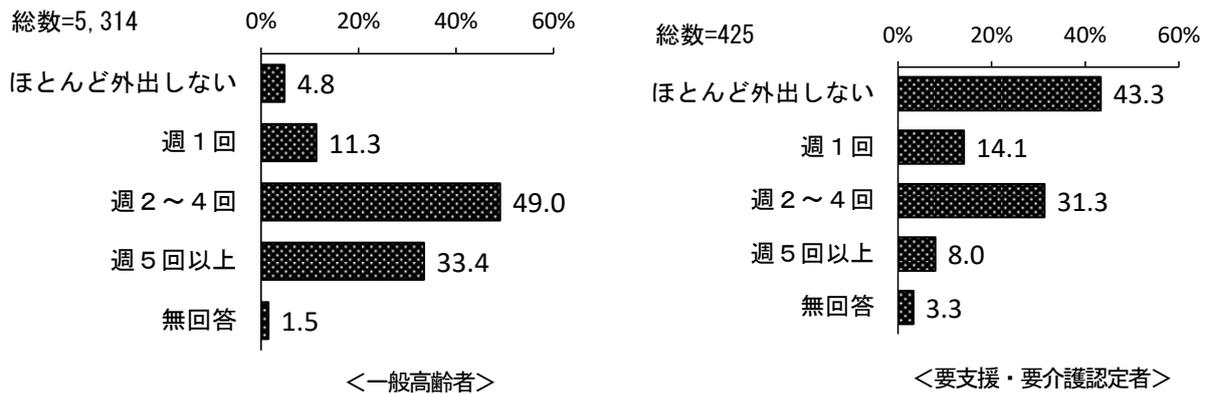
認定者では、「とても不安である」、「やや不安である」と回答した方は合わせて 85.7%となっています。認定者では、およそ8割以上の方が転倒に不安を感じていることが分かります。

問15 転倒に対する不安



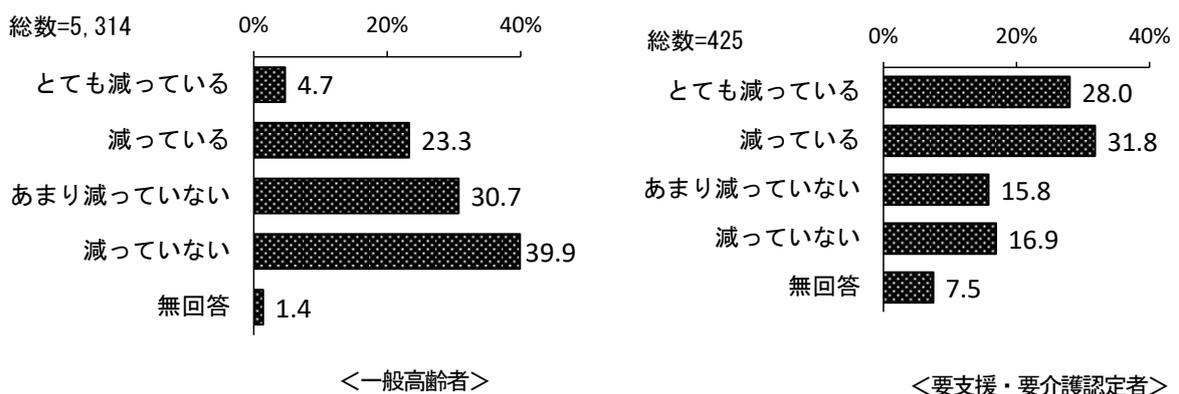
⑤「週に1回以上外出するか」については、一般高齢者では、「週2～4回」が最も多く49.0%となっています。認定者では、4割以上の方が「ほとんど外出しない」と回答しています。認定者は外出をする機会が少ない傾向にあることが分かります。

問16 週に1回以上は外出しているか



⑥「去年と比べて外出回数が減っているか」については、一般高齢者では、「減っていない」「あまり減っていない」が合わせて70.6%となっています。一方、認定者ではおよそ6割の方が「とても減っている」または「減っている」と回答しています。

問22 昨年と比べて外出の回数が減っているか

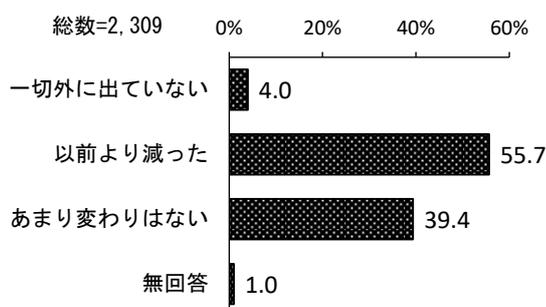


なお、外出と高齢者の健康については、令和2年5月に実施した75歳以上高齢者健康状況アンケートによると次の結果が出ています。

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
75歳以上の 一般高齢者	4,399票	2,309票	52.5%

①外出自粛が続いている中での屋外での活動回数については、55.7%の方が「以前より減った」と回答しています。

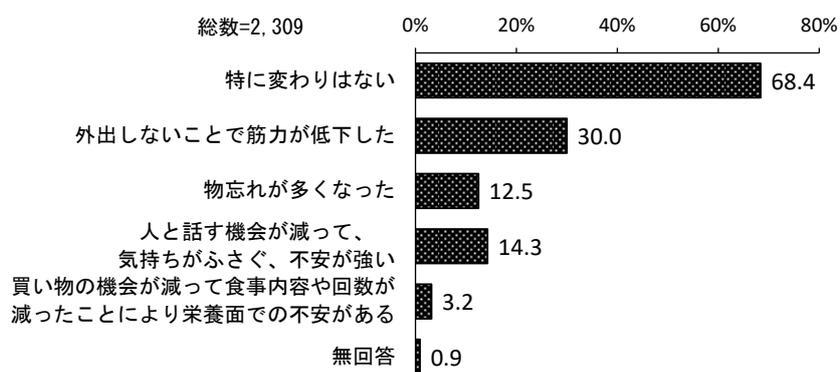
問1 外出自粛が続いている中での屋外での活動回数



②外出自粛が続いている現状での体調については、7割近くの方が「特に変わりはない」と回答していますが、30.0%の方が「外出しないことで筋力が低下した」、14.3%の方が「人と話す機会が減って、気持ちがふさぐ、不安が強い」と回答しています。

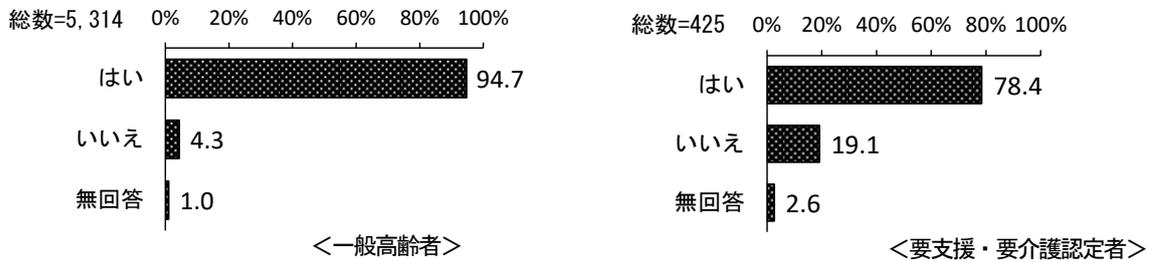
以上のことから、高齢者の外出頻度と健康状態とは相対関係があることが分かります。

問2 外出自粛が続いている現状での体調



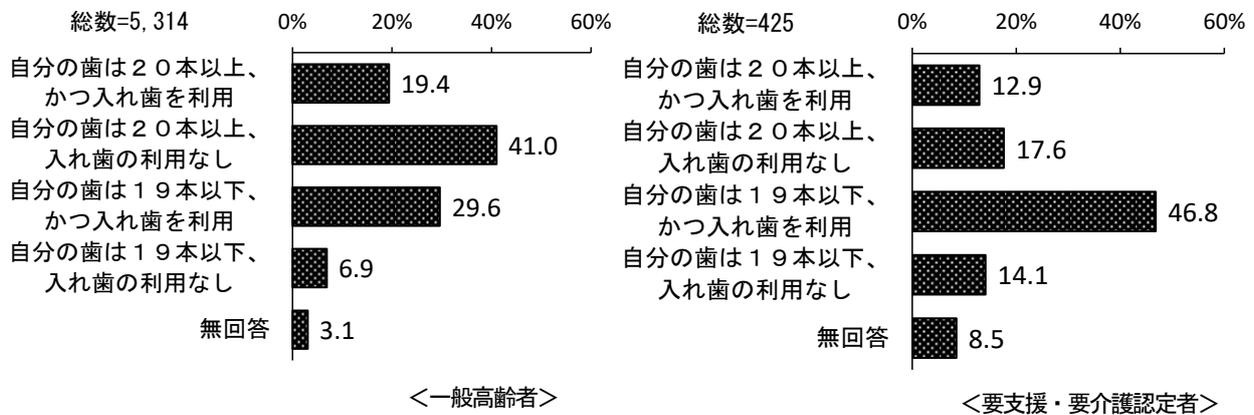
⑦「歯磨きを毎日しているか」については、一般高齢者では、「はい」が94.7%、「いいえ」が4.3%となっています。認定者では、「はい」が78.4%、「いいえ」が19.1%となっています。

問30 歯磨きを毎日しているか



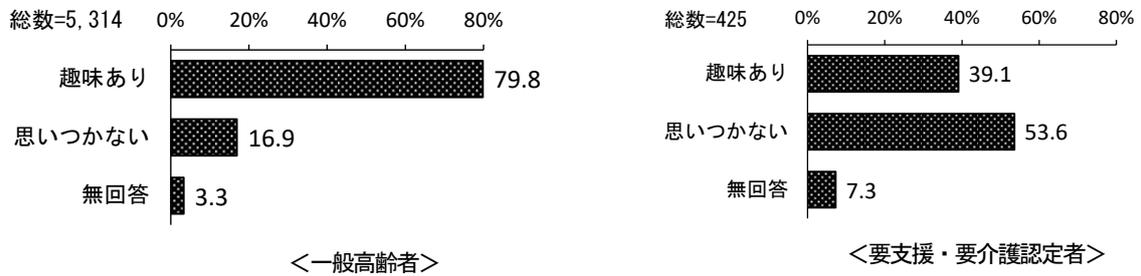
⑧「歯の数と入れ歯の利用状況」については、一般高齢者では、「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が最も多く41.0%となっています。認定者では、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が最も多く46.8%となっています。自分の歯が20本以上ある方は、一般高齢者ではおよそ6割、認定者ではおよそ3割となっています。

問31 歯の数と入れ歯の利用状況



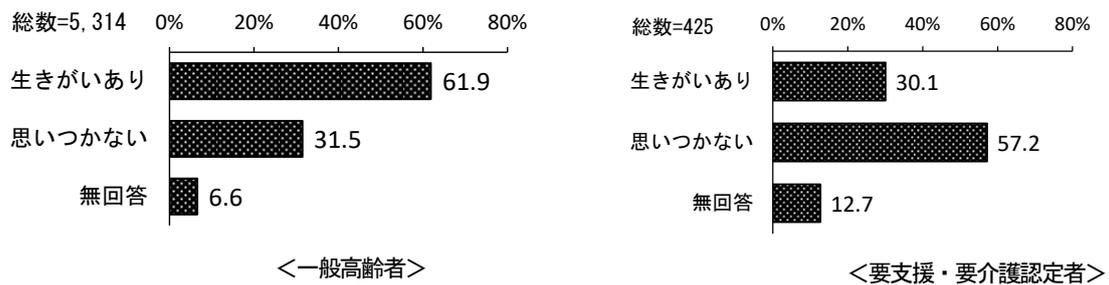
⑨「趣味の有無」については、一般高齢者では、趣味があると回答した方は79.8%、一方、認定者では約半分の39.1%となっています。認定者は、趣味を持たなくなる傾向があることがみてとれます。

問54 趣味の有無



⑩「生きがいの有無」については、「生きがいあり」と回答した方が一般高齢者では61.9%、認定者では30.1%となっています。認定者では生きがいをもっている方が3割と低く、一般高齢者の半分以下になっていることが分かります。

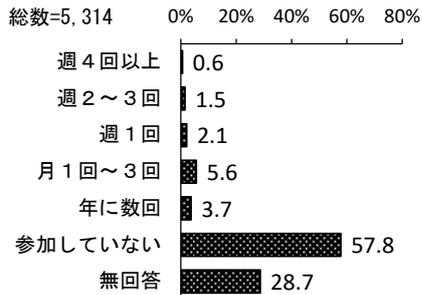
問55 生きがいの有無



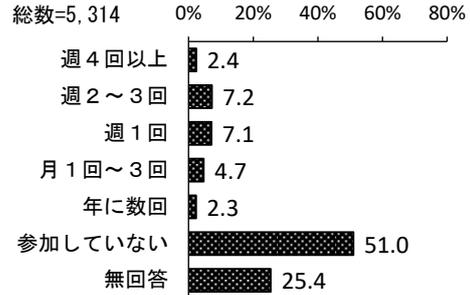
⑪「地域での活動」については、一般高齢者では、すべての活動において「参加していない」が多く、4～6割となっています。「③趣味関係のグループ」に「月1～3回」参加している方が13.0%、「⑦町内会・自治会」に「年に数回」参加している方が21.8%、「⑧収入のある仕事」を「週に4回以上」している方が8.0%となっています。

問60 地域での活動

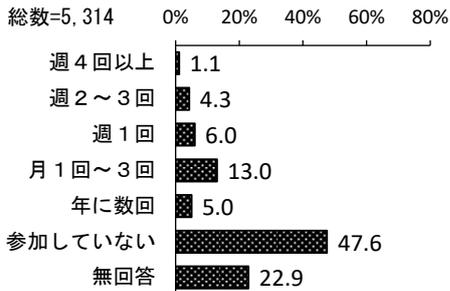
① ボランティアのグループ



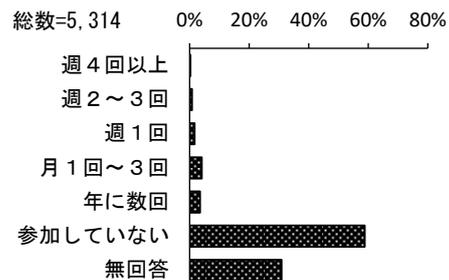
② スポーツ関係のグループやクラブ



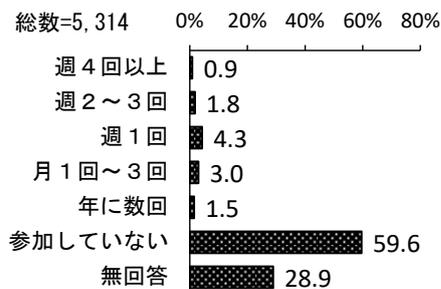
③ 趣味関係のグループ



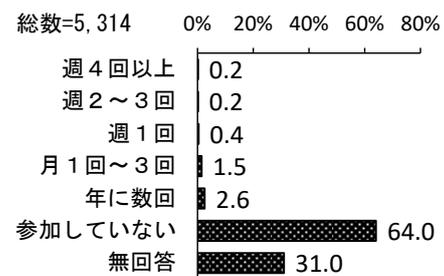
④ 学習・教養サークル



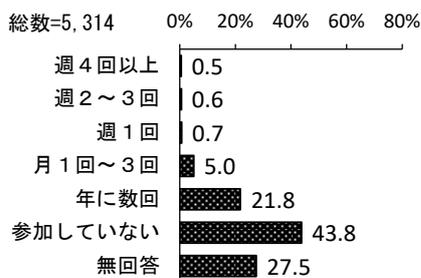
⑤ (貯筋運動など)介護予防のための通いの場



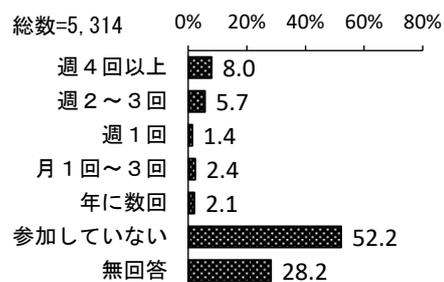
⑥ 老人クラブ



⑦ 町内会・自治会



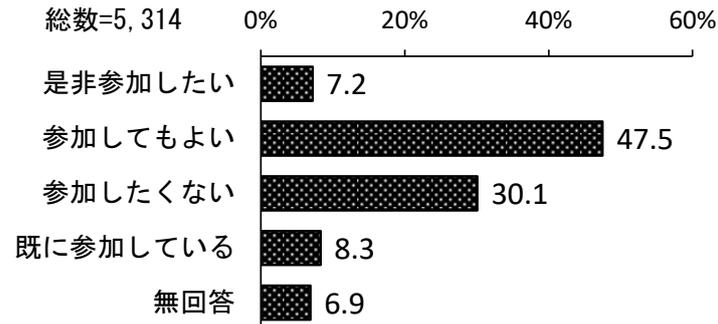
⑧ 収入のある仕事



<本頁グラフはすべて一般高齢者>

⑫「地域住民有志による、地域づくり活動への参加意向」については、一般高齢者では、「参加してもよい」と回答した方が47.5%、「参加したくない」と回答した方が30.1%、「是非参加したい」が7.2%となっています。「参加してもよい」と「是非参加したい」を合わせると、5割以上の方が地域づくり活動に参加する意向を持っていることが分かります。

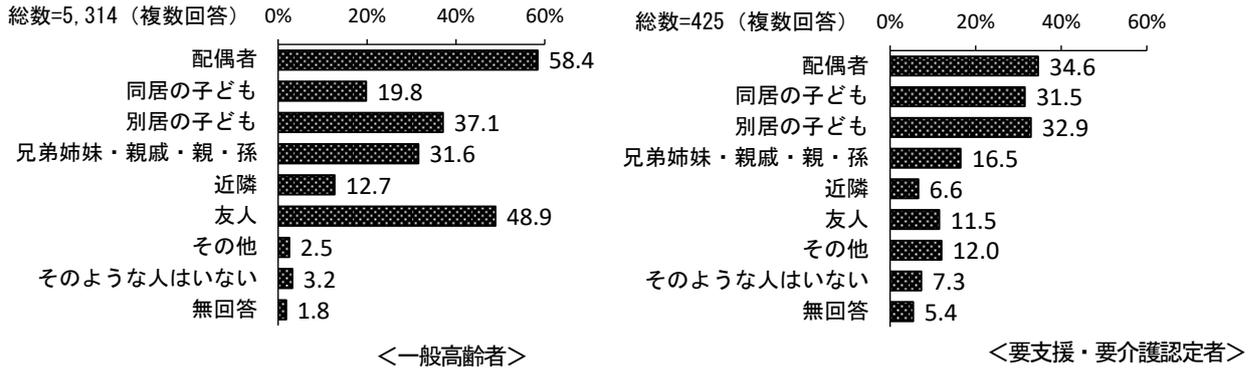
問 62 地域住民有志による、地域づくり活動への参加



<一般高齢者>

⑬「心配事や愚痴を聞いてくれる人」について、一般高齢者では、配偶者が一番多く 58.4%、次いで、「友人」が 48.9%で、「そのような人はいない」は 3.2%に留まっています。また、認定者でも「そのような人はいない」は 7.3%と低く、認定の有無にかかわらず、多くの方が相談をする相手がいることが分かります。

問 64 心配事や愚痴を聞いてくれる人



一般高齢者について、年齢別では、65～69歳の方では「配偶者」が 68.8%と最も多く、次いで「友人」が 55.6%、「別居の子ども」が 35.2%の順となっています。前期高齢者においては、多くの方が「配偶者」や「友人」に相談をしていることが分かります。

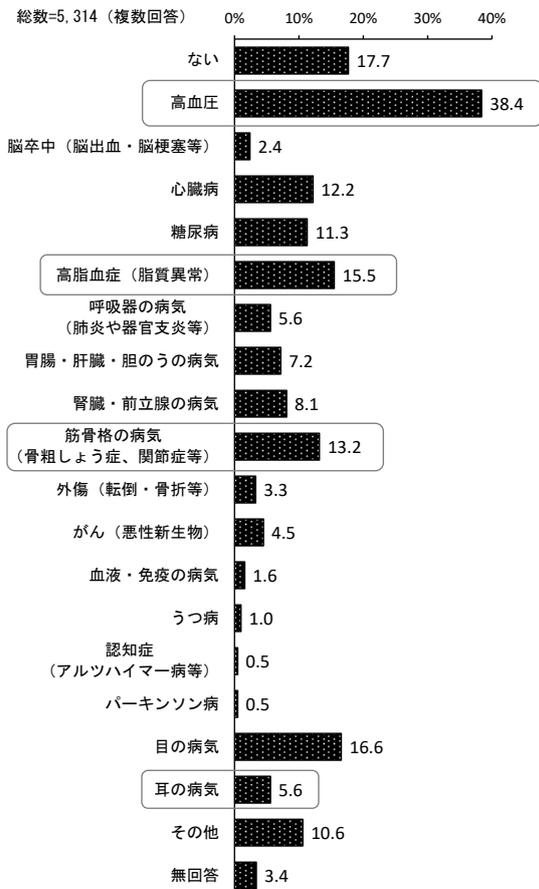
問 64 心配事や愚痴を聞いてくれる人（一般高齢者）【複数回答】

上段：度数 下段：%		全体	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	無回答
		全体	5,314 100.0	3,104 58.4	1,054 19.8	1,974 37.1	1,679 31.6	673 12.7	2,599 48.9	131 2.5	169 3.2
性別	男性	2,273 100.0	1,676 73.7	330 14.5	626 27.5	484 21.3	180 7.9	805 35.4	49 2.2	112 4.9	43 1.9
	女性	2,800 100.0	1,305 46.6	672 24.0	1,252 44.7	1,121 40.0	461 16.5	1,682 60.1	74 2.6	48 1.7	50 1.8
	無回答	241 100.0	123 51.0	52 21.6	96 39.8	74 30.7	32 13.3	112 46.5	8 3.3	9 3.7	4 1.7
年齢	65歳～69歳	943 100.0	649 68.8	171 18.1	332 35.2	323 34.3	100 10.6	524 55.6	24 2.5	25 2.7	6 0.6
	70歳～74歳	1,389 100.0	917 66.0	239 17.2	484 34.8	454 32.7	194 14.0	782 56.3	32 2.3	36 2.6	14 1.0
	75歳～79歳	1,326 100.0	782 59.0	265 20.0	498 37.6	430 32.4	181 13.7	685 51.7	34 2.6	43 3.2	24 1.8
	80歳～84歳	844 100.0	430 50.9	171 20.3	330 39.1	257 30.5	101 12.0	344 40.8	22 2.6	30 3.6	29 3.4
	85歳～89歳	409 100.0	158 38.6	101 24.7	164 40.1	113 27.6	58 14.2	124 30.3	6 1.5	16 3.9	15 3.7
	90歳～94歳	132 100.0	42 31.8	42 31.8	56 42.4	21 15.9	7 5.3	26 19.7	4 3.0	8 6.1	4 3.0
	95歳以上	30 100.0	3 10.0	13 43.3	14 46.7	7 23.3	—	2 6.7	1 3.3	2 6.7	1 3.3
	無回答	241 100.0	123 51.0	52 21.6	96 39.8	74 30.7	32 13.3	112 46.5	8 3.3	9 3.7	4 1.7

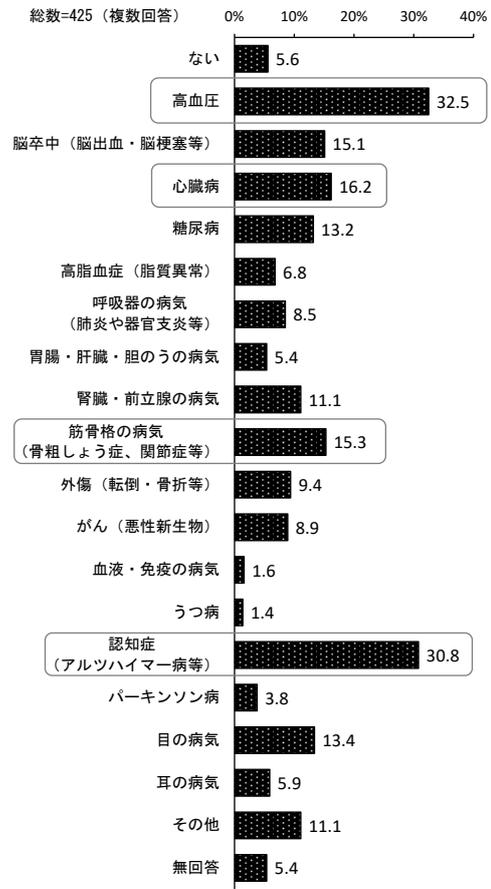
⑭「現在治療中、または後遺症のある病気」については、一般高齢者では、「高血圧」が最も多く 38.4%、以下、「目の病気」が 16.6%、「高脂血症」が 15.5%、「筋骨格の病気」が 13.2%の順となっており、日ごろの生活習慣に課題があることが分かります。

認定者では、「高血圧」が最も多く 32.5%、以下、「認知症」が 30.8%、「心臓病」が 16.2%、「筋骨格の病気」が 15.3%の順となっています。

問 80 現在治療中、または後遺症のある病気



<一般高齢者>

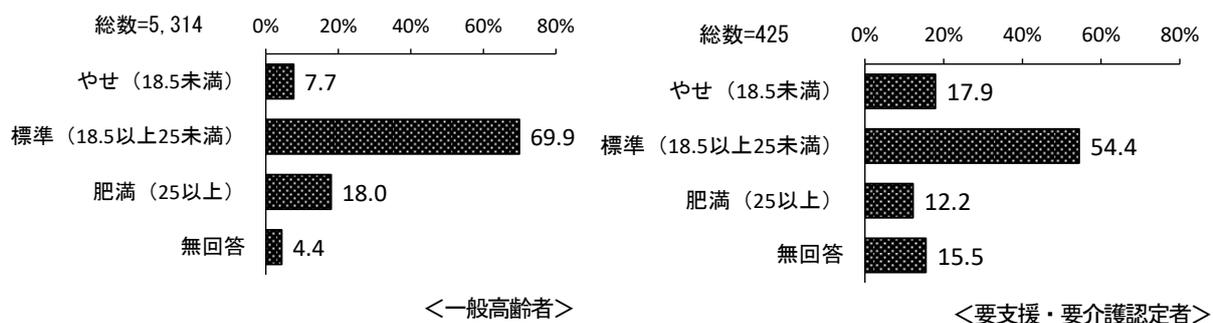


<要支援・要介護認定者>

⑮体格指標（BMI）について、「やせ」が一般高齢者では7.7%であるのに対し、認定者では17.9%となっています。

高齢期における栄養について課題があると考えられます。

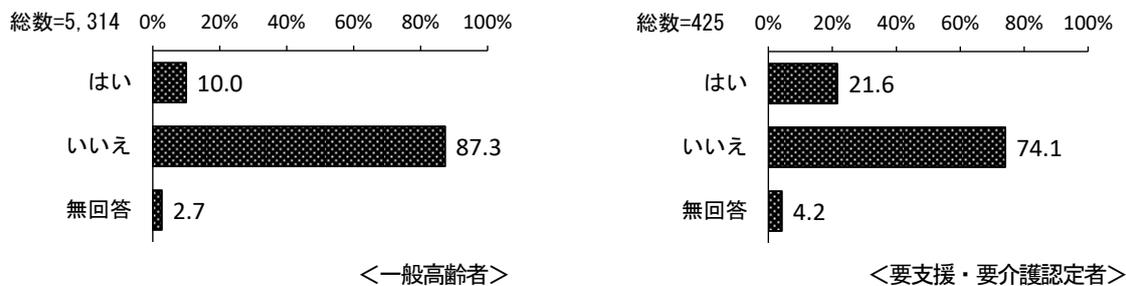
問 26 体格指標 (BMI)



⑯6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかの質問で、「はい」と回答した高齢者が一般高齢者では10.0%であったのに対し、認定者では21.6%と倍になっています。

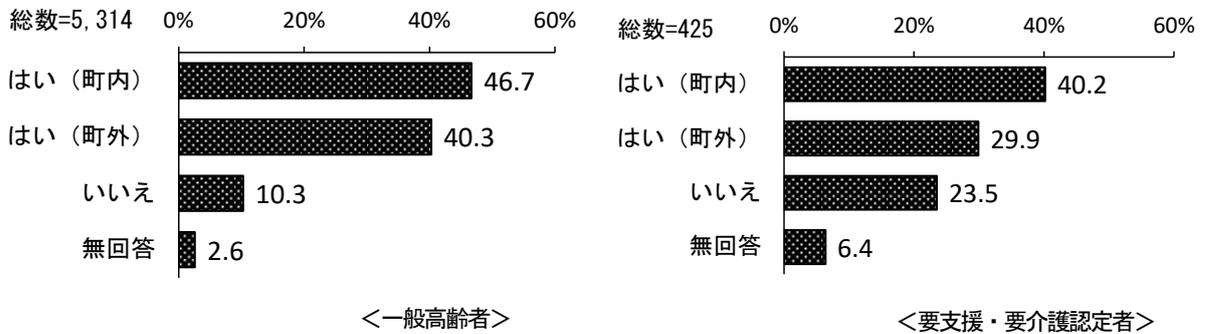
高齢期における栄養について課題があると考えられます。

問 34 体重減少の有無



⑪「かかりつけ歯科医の有無」については、一般高齢者では、かかりつけ歯科医がいる方は町内・町外合わせて 87.0%となっています。一方、認定者では、かかりつけ歯科医がいる方は、町内・町外合わせて 70.1%でした。一般高齢者の 8 割以上が、かかりつけ歯科医をもっていることが分かります。

問 85 かかりつけの歯科医の有無

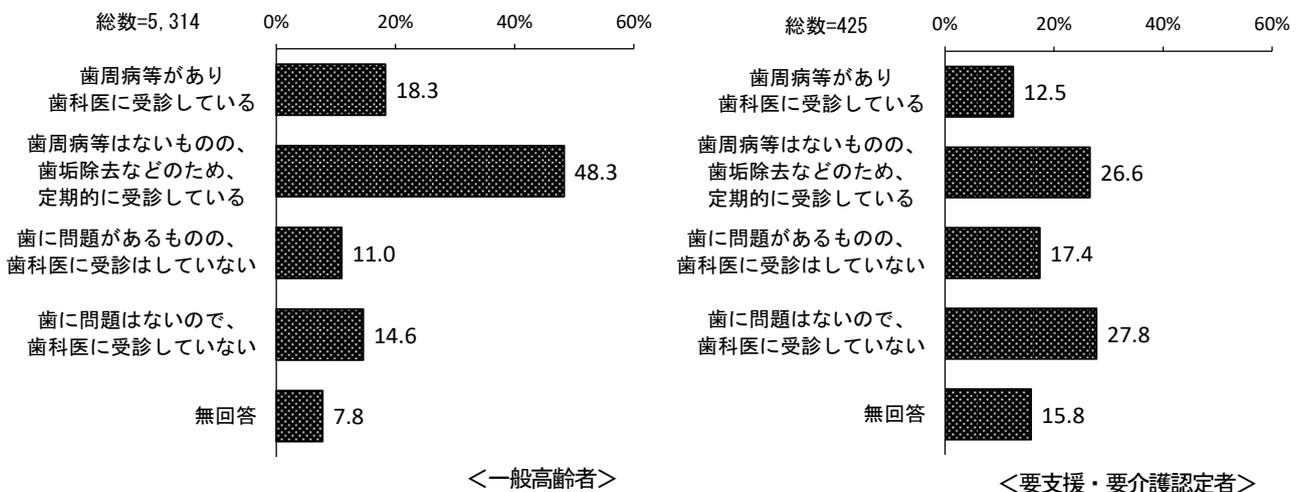


⑫「歯科医への受診状況」について、「歯周病等はないものの、歯垢除去などのため、定期的を受診している」と回答した方は一般高齢者では 48.3%なのに対し、認定者では 26.6%となっています。

一方、「歯に問題はないので、歯科医に受診はしていない」と回答した方は一般高齢者では 14.6%なのに対し、認定者では 27.8%と倍近くになっています。

歯に問題がないとの考えから定期的な歯科受診をしないことと要介護認定との関連性が表れています。

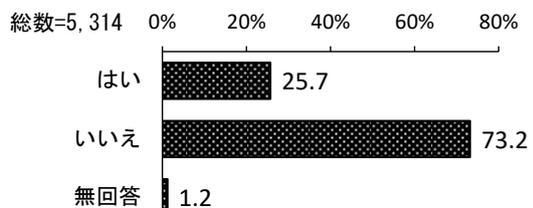
問 86 歯科医への受診状況



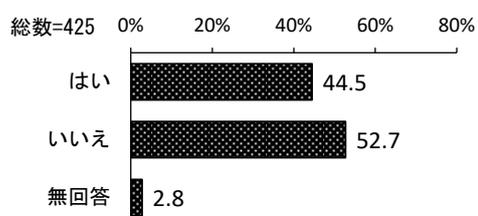
⑱「お茶や汁物等でむせることはあるか」「口の渇きが気になるか」いずれの質問にも一般高齢者より認定者の方が「はい」と回答される方の割合が大きくなっています。

口腔機能と健康との関係性がよく表れた結果になっています。

問 28 お茶や汁物等でむせることがあるか

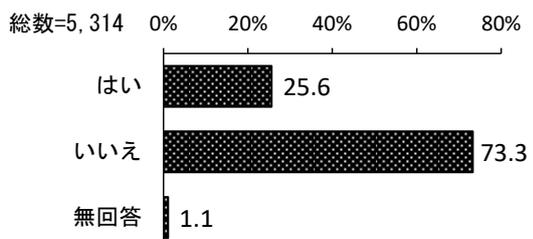


<一般高齢者>

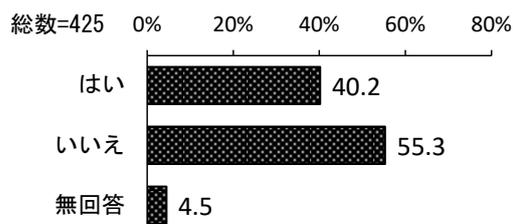


<要支援・要介護認定者>

問 29 口の渇きが気になるか



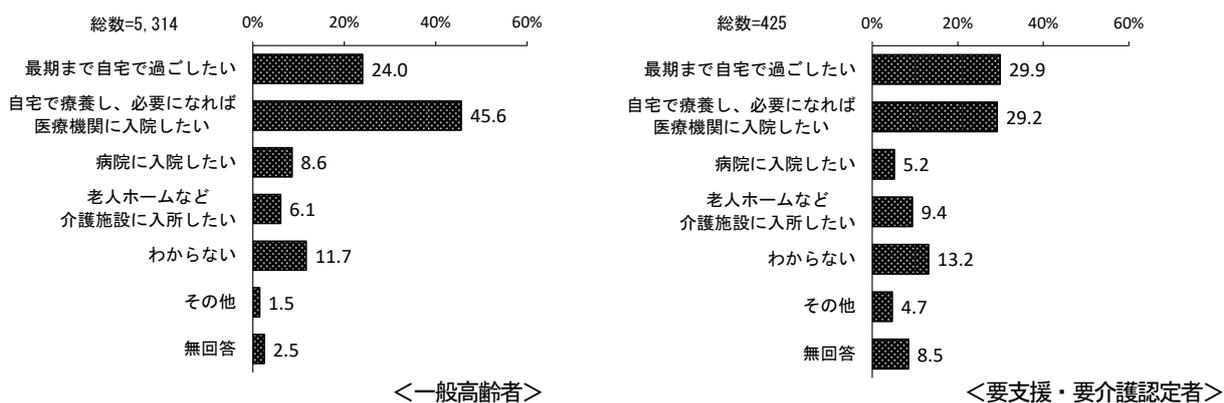
<一般高齢者>



<要支援・要介護認定者>

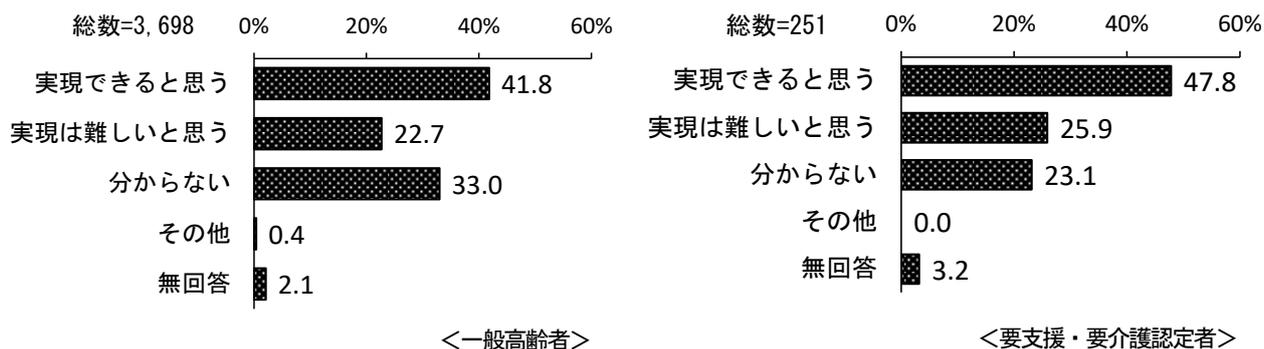
⑳ 「人生の最期を過ごしたい場所」については、「最期まで自宅で過ごしたい」と「自宅で療養し、必要になれば医療機関に入院したい」という回答を合わせると、一般高齢者では 69.6%、認定者では 59.1%と最も多くなっています。

問 87 人生の最期を過ごしたい場所



㉑ 「希望する人生の最期を過ごしたい場所は実現できると思うか」については、一般高齢者では、「実現できる」と回答した方は 41.8%、「実現は難しい」と回答した方は 22.7%となっています。認定者では、「実現できる」と回答した方は 47.8%、「実現は難しいと思う」と回答した方は 25.9%でした。

問 88 希望する人生の最期を過ごしたい場所は実現できると思うか

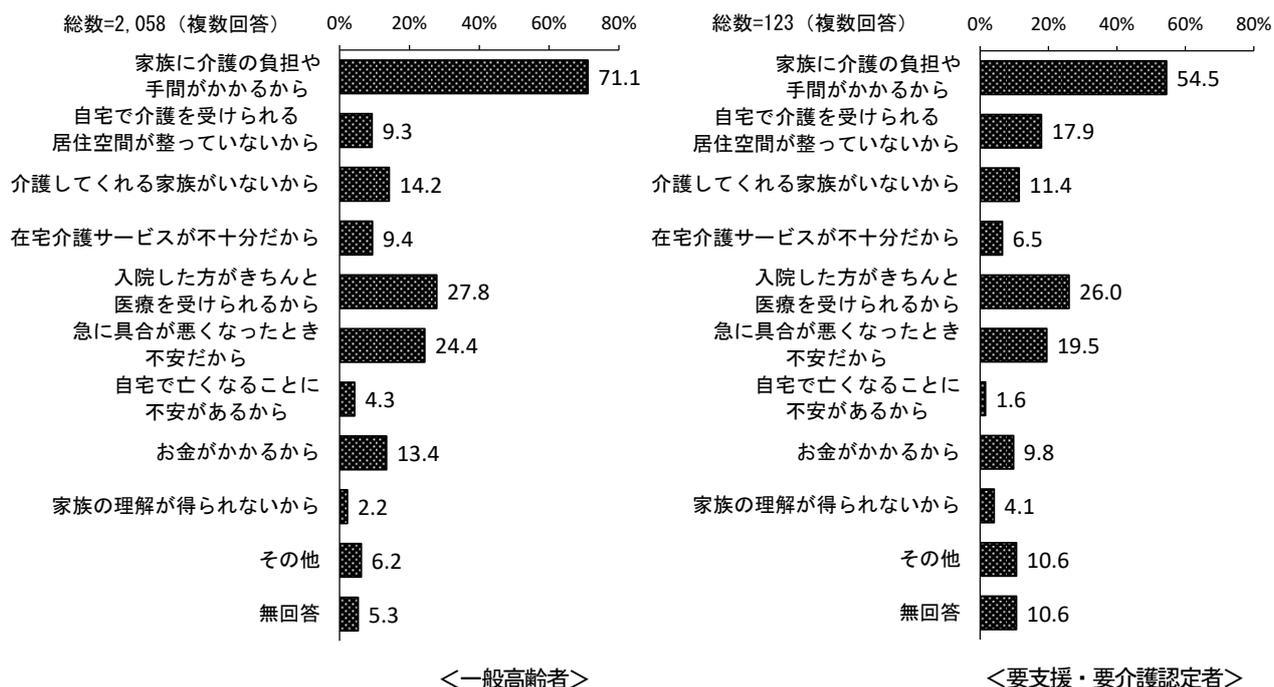


⑫希望する場所で人生の最期を過ごすことの実現が難しいと思うと回答した方に、その理由について伺ったところ、「家族に介護の負担や手間がかかるから」と回答した方が一般高齢者では71.1%、認定者でも54.5%と最も多くなっています。多くの方が家族に対して負担をかけると心配していることが分かります。

その他の理由として目立つところでは、「入院した方がきちんと医療を受けられるから」が、一般高齢者では27.8%、認定者では26.0%、また、「急に具合が悪くなったとき不安だから」が一般高齢者では24.4%、認定者では19.5%となっています。

比較的元気な方々は、家族の負担がかかると考える方が多く、実際に認定を受け、サービス等を受けたことがあるような方々は、いざというとききちんと医療を受けられるか考える傾向がみられます。

問 89 実現が難しいと思う理由



4 在宅介護実態調査のポイント

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画策定の重要な基礎資料として、主介護者の介護の実態と介護者支援のニーズを図ることを目的とし実施しました。

② 調査の設計

調査種別	調査対象	調査時期
要支援・要介護認定者	2018年（平成30年）10月以降、要支援・要介護認定を受けている者への認定調査時に認定調査員が聞き取り調査を実施した。	2018年（平成30年）10月～2020年（令和2年）7月

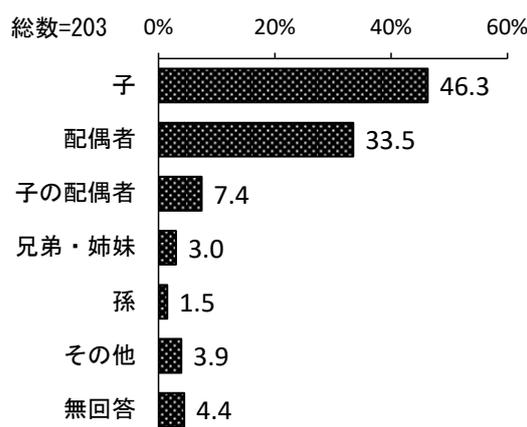
③ 調査結果

調査種別	調査結果
要支援・要介護認定者	257票

(2) 調査結果のポイント

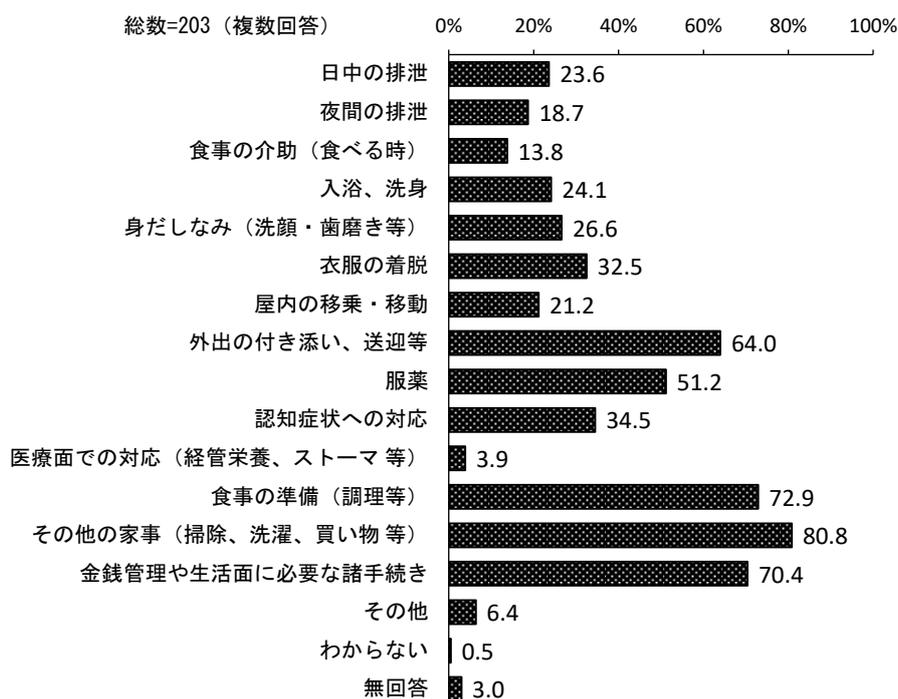
- ① 主な介護者は、「子」が最も多く 46.3%、次いで、「配偶者」が 33.5%、以下、「子の配偶者」が 7.4%、「その他」が 3.9%の順となっています。半数近い方が主に自分の子から介護を受けています。

問3 主な介護者



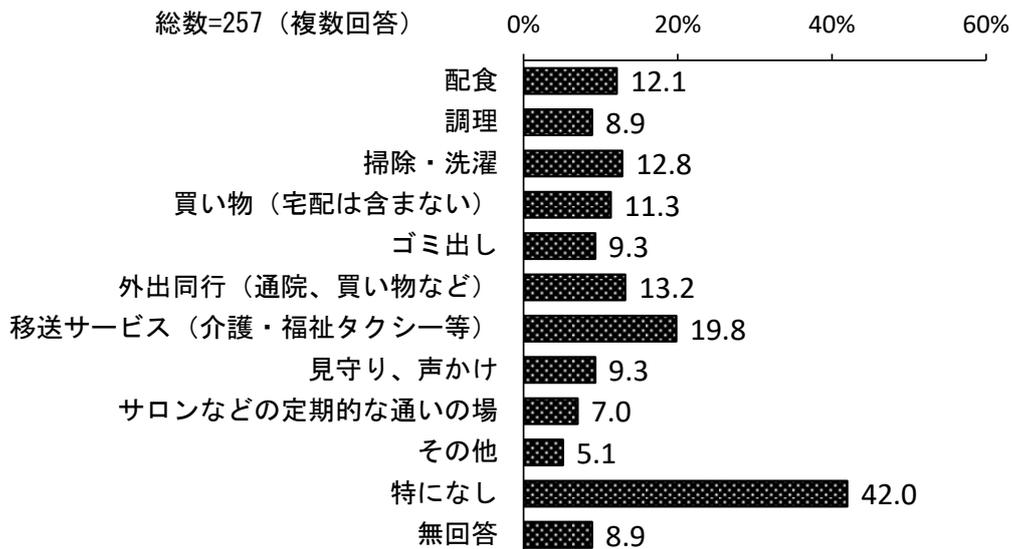
- ② 主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く 80.8%、次いで「食事の準備（調理等）」が 72.9%、以下「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 70.4%、「外出の付き添い、送迎等」64.0%の順となっています。

問6 主な介護者が行っている介護等



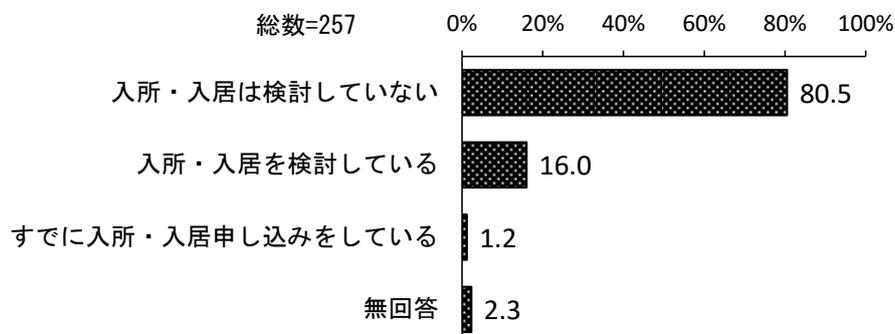
- ③ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が最も多く 42.0%、次いで、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 19.8%、以下、「外出同行（通院、買い物など）」13.2%、「掃除・洗濯」が 12.8%の順となっています。

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



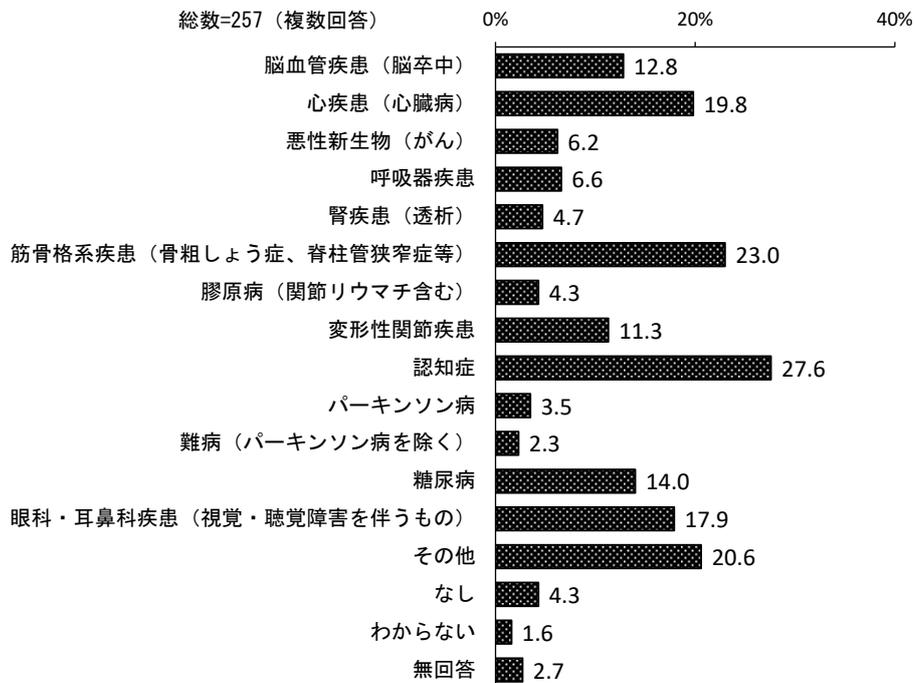
- ④ 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が最も多く 80.5%、「入所・入居を検討している」は 16.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は 1.2%となっています。

問10 現時点での、施設への入所・入居の検討状況について



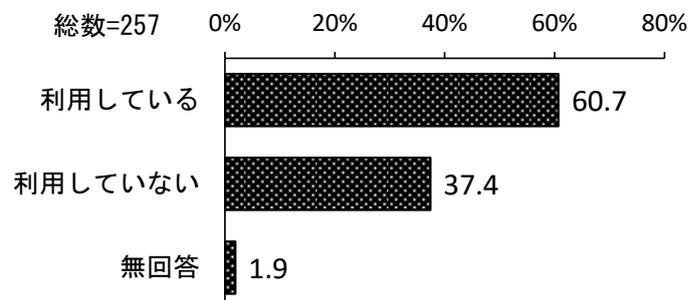
- ⑤ 現在抱えている傷病については、「認知症」が最も多く27.6%、次いで、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が23.0%、以下、「その他」が20.6%、「心疾患（心臓病）」が19.8%の順となっています。

問11 現在抱えている傷病について



- ⑥ 現在、訪問診療を利用しているかについては、「利用していない」が37.4%、「利用している」が60.7%となっています。4割弱の方が訪問診療を利用していないと回答しています。

問13 現在、訪問診療を利用していますか



第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

年齢を重ねても幸せに、笑顔で過ごせる町、また、地域での支え合いを大切にす
るぬくもりのある町とするため、「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせる
まち はやま」を基本理念として事業を遂行していきます。

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るもの
とします。

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

**基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、
可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする**

3 第7期計画期間中の実施状況及び第8期の目標

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

【第7期の実施状況】

各種介護予防教室（介護予防教室（運動器具を使用しての運動教室）、水中歩行教室、認知症予防教室）を実施するとともに町内各所で通いの場（貯筋運動）を普及展開させ、介護予防を推進してきました。

特に、通いの場（貯筋運動）は2020年（令和2年）4月時点で町内23団体、25会場で実施されており、2020年度（令和2年度）中には町内27団体、29会場になる見込みです。

令和元年度からは、通いの場（貯筋運動）に対し、健口体操講演会、栄養講座を開催し、運動のみならず口腔、栄養についても住民への周知を図り、介護予防を推進してまいりました。

一般介護予防として、町内4か所の通いの場（毎週1回、3時間以上の運動を含む住民主体の通いの場）の創出を行い、そのうち2か所の通いの場では高齢者と子どもの交流を行うなど地域共生社会の実現に向けた取り組みも行いました。

生きがいミニデイサービスとして、各種町内福祉団体に対する支援も行い、住民主体の介護予防事業の強化を図りました。

さらに、2019年（平成31年）1月より、地域包括支援センターを1か所増設し、「地域に出向く包括」を標榜し、より地域に身近な高齢者支援体制を構築してまいりました。

【第8期の目標】

町民アンケートによると、要介護認定者が介護・介助が必要になった主な原因は「高齢による衰弱」が24.0%、「骨折・転倒」が19.8%となっており、元気で健康な状態を維持するためにも足腰を中心とした介護予防への取り組みが重要課題となります。

介護予防として足腰を中心とした運動である「貯筋運動」は、特別な器具も使用せず気軽に行えることから町内全域に広がっており、今後も事業を拡大するとともに、定期的な測定を行うことで効果の見える化も引き続き行ってまいります。

身近な地域で気軽に通い運動と住民同士の交流を行う「通いの場」を町内全域に広げていくとともに、口腔、栄養の観点からの専門職による支援も行ってまいります。

住民主体の通いの場では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により中止を余儀なくされた時期もあり、感染症対策として通いの場の関係者との話し合いを通して情報共有しながら、対応してまいります。

行政による各種介護予防事業は、第7期計画期間中の参加者の状況、その効果を鑑み、事業の見直しを行ってまいります。

さらに、地域に身近な高齢者相談施設として、町内2か所の地域包括支援センターは「地域に向く包括」を標榜し、積極的に地域の高齢者支援を行うことで介護予防、重度化防止に努めてまいります。

地域包括支援センターは地域での困難事例に対し関係者が参加しその対応策を検討し、新たな施策を提言する「地域ケア会議」を定期的を開催することで、地域の困りごとについての解決も図っていきます。

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

【第7期の実施状況】

地域住民同士の地域福祉の話し合いの場である第2層協議体を町内6圏域に設置し、生活支援コーディネーターとともに地域福祉の現状と課題を把握してまいりました。

子供と高齢者が交流できる場の必要性から共生型サロンを町内2か所に創出しました。

地域住民主体で地域福祉アンケートを実施し、新たな資源の創出に向けた取り組みに着手した地域もあります。

既存の介護保険サービスではなく、地域住民主体の交流を中心にしたサービス（通所型サービスB）

を創設し、要支援認定者等に対し、サロンや通所型サービスBへの送迎サービス（訪問型サービスD）も協議体で必要性を協議し創設しました。

しかしながら、地域の実情に合わせ住民主体の取り組みを行っていること、また 2020 年（令和 2 年）に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響等もあり、第 7 期計画における 8 圏域の設置が出来ていない状況です。

高齢者の生きがいづくりの観点からは、シルバー人材センター、老人クラブへの補助を行いました。

【第 8 期の目標】

第 2 層協議体については、第 8 期計画期間中に町内 8 圏域に設置し生活支援コーディネーターと議論し、地域課題の把握、新たな資源の開発を目指していきます。

地域住民による助け合いづくりを目指す中で、社会福祉協議会（はやま住民福祉センター）と協働し人と人、人と社会がつながり、1 人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的な支援体制「重層的支援体制整備事業」の構築を目指していきます。

さらに総合事業においては、基準緩和型サービス、住民主体のサービス等、多様なサービスの構築を目指していきます。

地域での支え合いを推進するため、老人クラブやシルバー人材センター、ミニデイサービス、ふれあいいきいきサロンなどの住民主体の活動に対しては引き続き支援を行ってまいります。

老人クラブは、近年団体数が減少するなど、担い手の高齢化、負担の大きさが課題となっております。また、そのあり方についても地域の実情に合わせた議論を要するところです。

そこで地域の実情に応じた老人クラブのあり方について、第 2 層協議体で議論していきます。

基本目標 3 : 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

【第7期の実施状況】

地域での認知症サポーター養成講座の開催、認知症家族の会との協働による認知症講演会、認知症予防教室（コグニサイズ）、認知症当事者を交えたオレンジカフェ、認知症啓発を目的としたRUN伴を実施するとともに、ホームページ上で診断できる認知症チェックサイトの普及に努めました。

認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し認知症の普及啓発を行うとともに、認知症地域支援推進員を中心に広く町民に認知症予防について普及啓発を行いました。

さらに、地域包括支援センターと協働し認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応を行ってまいりました。

【第8期の目標】

認知症の予防（「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）のためにも、80歳前からの認知症に関する普及啓発を行ってまいります。

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが求められています。

具体的には、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、オレンジカフェ、RUN伴について、地域包括支援センターと協働して開催することで、町民への認知症に関する普及啓発を行うとともに、「出向く包括」を積極的に進め、本人発進支援を行ってまいります。

基本目標 4 : 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、 葉山町で暮らしていけるまちとする

【第7期の実施状況】

町内2か所の小規模多機能型居宅介護事業所、1か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の普及・推進を図るとともに、町内に1か所設置された訪問看護事業所との連携を図り、在宅サービスの充実を行いました。

緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワークについては、町内在住の65歳以上高齢者に対し「葉山町高齢者ガイドブック」を送付し、事業の普及啓発に務めました。

ケアマネジメント適正化事業、介護予防普及展開事業（地域ケア個別会議）を推進することで自立支援型ケアマネジメントの確立を図り、介護給付費の適正化を行いました。

逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心とした医療・介護の連携推進を行うとともに、短期入所生活介護における看取り介護の支援も行っていました。

【第8期の目標】

第7期計画期間中の介護給付費の推移を見ると、居宅サービス、特に訪問系サービスの需要が高まっています。

これは、高齢者の在宅指向の影響もあると考えられます。

第7期計画期間中に整備を行い2か所になった小規模多機能型居宅介護及び訪問看護も給付費が伸びており、居宅サービスの充実が進んでおります。

今後、在宅介護を推進するためにも、第8期計画期間中に医療と介護の連携を推進する観点から看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を目指していきます。

本人の有する能力を生かし、現状の根本的な課題を把握し適切に対処する自立支援型ケアマネジメントの確立を目指し、各種研修、地域ケア個別会議を引き続き開催していきます。

また、在宅での生活を継続するためには医療と介護の連携が重要であり、第7期計画期間中に設置

した逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心に在宅医療と介護の連携を強化してまいります。

施設サービスは第7期計画期間中、給付費の増加も抑えられ、特別養護老人ホーム待機者数も横ばい傾向が続いていること、町内に所在する特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は町民の利用率が低いことから、第8期計画期間中の施設整備は行わないこととします。

しかしながら、施設入所を希望される方への対応を図る観点から、介護保険適用外の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の活用を図ることとします。

また、施設に入所されている方と地域との交流、子どもと高齢者の交流を促進するためにも、施設と保育施設等との交流、地域住民の一時避難場所としての施設活用、さらには施設と地域住民の交流を促進してまいります。

介護職員については、職員の高齢化が進行し、また人材不足が顕著になっている現状があります。

今後の生産年齢人口の減少も考えると介護の人材不足が懸念されます。

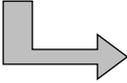
そこで、今後、地域包括支援センターと協働し、介護職員の離職防止、介護人材の確保を目指した研修会を開催していきます。

4 施策の体系

【基本理念】

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

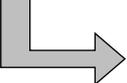
基本目標 1 : 元気で健康な状態を維持する

- 
- 1 貯筋運動（地域づくりによる介護予防推進支援事業）
 - 2 介護予防事業
 - 3 介護予防ケアマネジメント事業
 - 4 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - 5 外出支援事業

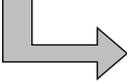
基本目標 2 : 地域でお互い助け合いながら暮らしていく

- 
- 1 地域福祉活動への支援
 - 2 生活支援協議体・コーディネーターの設置
 - 3 地域ケア会議の開催
 - 4 生きがいミニデイサービス事業
 - 5 総合事業における多様なサービスの創出
 - 6 高齢者虐待防止への取り組み
 - 7 災害時における対策
 - 8 社会参加の促進
 - 9 就業の支援

基本目標 3 : 認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

- 
- 1 認知症について理解する
 - 2 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員
 - 3 認知症予防事業の実施

基本目標 4 : 年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

- 
- 1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制
 - 2 要介護高齢者の把握
 - 3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
 - 4 介護給付等費用適正化事業
 - 5 予防給付サービスの推進
 - 6 介護給付サービスの推進
 - 7 地域密着型サービスの推進
 - 8 その他サービスの推進
 - 9 医療と介護の連携

第 2 部：各論

基本目標 1

元気で健康な状態を維持する

1 貯筋運動 (地域づくりによる介護予防推進支援事業)

【事業内容】

地域住民が主体となり、行政による技術的な支援のもと、貯筋運動による介護予防事業を実施し、地域づくりと介護予防を行う事業です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	15	23	

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

※貯筋運動は、住民主体の地域づくりに介護予防事業が合わさった全国的なモデル事業であり、地域での支え支えられの関係性の構築を目指す事業です。

※貯筋運動は、特別な器具を用いることなく自宅でも簡単に出来る運動であり、これを週1回の住民主体の通いの場で実施することで、介護予防と地域づくりを目指すものです。
定期的な筋厚測定も行い、効果の見える化も行います。

2 介護予防事業

①介護予防把握事業

医療機関、町内会・自治会、民生委員・児童委員等地域住民、地域包括支援センター、本人・家族等からの相談・情報提供による把握を行ってまいります。

②介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

1) 訪問型介護予防事業

【事業内容】

地域包括支援センターと連携し、閉じこもり、認知症等のある高齢者宅に訪問し、日常の介護等の相談を受けます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	11	10	

【取り組みの方向】

介護予防事業を推進するため、今後とも事業を継続させていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			

2) 介護予防水中歩行教室

【事業内容】

介護予防事業を推進するため、効果的な水中歩行教室を実施します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	160	144	

【取り組みの方向】

毎月2回、半年コースで介護予防運動教室を実施します。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			

3 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1、2の方及び事業対象者は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。その後、事業の実施（サービスの提供）が行われ、その効果等を評価します。

介護予防・予防給付に関するケアマネジメント事業

サービスの提供はその期間を限定し、具体的な目標をたて心身の状況や生活機能が低下した原因に応じた総合的、効果的な支援計画を作成します。

そして一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう地域包括ケアセンターを中心に、介護保険事業所、医療機関等様々な機関との連携のネットワークを構築します。

1) 事例検討会議

【事業内容】

ケアマネジャーや関係機関等と処遇困難ケースや成功事例等を共有し、スキルアップを図ることを目的に居宅介護支援事業所と事例検討会議を共同開催します。

2) 地域包括支援センター交流会

【事業内容】

葉山町内の介護保険事業者や関係機関等の顔の見える関係づくりの一環として交流会を開催し、ネットワークの構築を図ります。

3) ケアマネジャーの個別相談

【事業内容】

地域のケアマネジャーが抱える地域の処遇困難な個別ケース等について情報を共有し、課題の解決をするための支援を行います。

4) 居宅介護支援事業所巡回相談

【事業内容】

ケアプランの作成状況の確認や情報提供、会議等の企画など地域のケアマネジャーに寄り添った支援ができるよう葉山町内居宅介護支援事業所を巡回訪問します。

5 外出支援事業

70歳以上の町民を対象に、公共交通機関への補助を行い、町民の外出支援を行います。

町民アンケートによると、一般高齢者の 49.0%が週2～4回の外出、33.4%が週5回以上の外出をしており、本町の高齢者は比較的健康な方の割合が高くなっています。

そこで、公共交通機関での外出に対する補助を行うことで、健康な状態の維持を図ることとします。

1) 京急ふれあいパス補助事業

【事業内容】

京急ふれあいパス一部自己負担金に補助を行うことで、高齢者の外出支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用人数	1,819	1,922	

【取り組みの方向】

通常の補助以外に運転免許自主返納者への補助も行い、今後とも事業を継続させていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用人数			

2) 高齢者外出支援事業

【事業内容】

心身機能の低下により自家用車や公共交通機関を利用して買い物や病院への通院、入退院、施設への入退所が困難な方に無料送迎を行い、高齢者の外出支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用人数	—	163	

【取り組みの方向】

今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用人数			

基本目標 2

地域でお互い助け合いながら暮らしていく

1 地域福祉活動への支援

高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させることが、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりの中核となっています。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していける「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築するため、第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を開催することで地域課題を把握し地域のつながりを創出していくとともに、地域ケア会議の開催により孤立する住民への支援を行ってまいります。

本町では、社会福祉協議会が住民の困りごとを住民とともに解決する事を基本とするコーディネーターとして「はやま住民福祉センター」を立ち上げ、地域福祉活動を推進しております。

また、日常生活に根ざした支援活動を行う小地域福祉活動が、社会福祉協議会支援のもと行われています。

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、今後社会福祉協議会との連携を更に深め、地域福祉活動への支援を行ってまいります。

2 生活支援協議体・コーディネーターの設置

要支援者は掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっていますが、排泄、食事摂取などの身の回りの行為は自立している方が多い状況です。

このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につながると期待されております。

生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化が必要になっており、その担い手として市町村ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置することが求められております。

本町では、地域福祉活動の支援を行ってきた社会福祉協議会と協議し、第7期計画期間中に町内8圏域（小地域福祉活動推進組織設置圏域）に対し第2層生活支援協議体を設置した上で、生活支援コーディネーターの配置を目指してまいります。

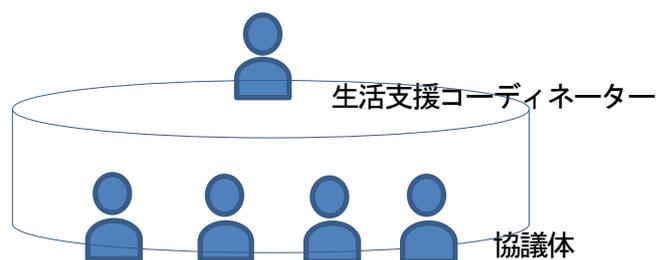
【生活支援コーディネーター、協議体】

(1) 生活支援コーディネーター

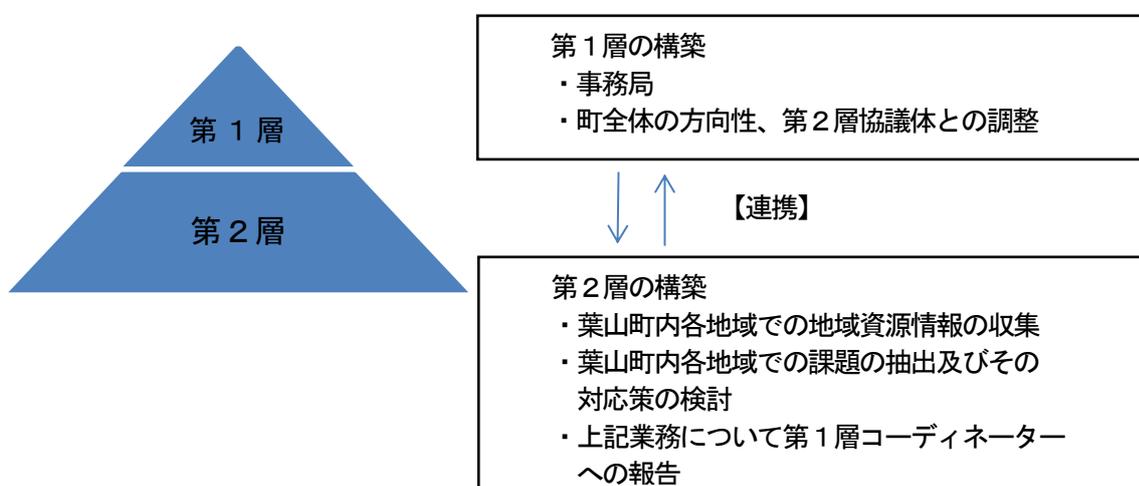
地域での支え合い・助け合いを広めていく（創出・充実、拡大とネットワーク化を行う）人材です。特別な資格要件はありません。

(2) 協議体

住民主体の組織で、生活支援コーディネーターを補佐して、それぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大していきます。



(3) 1層・2層協議体



【葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域と第2層協議体設置圏域】

圏域名 地区名	あいさつ圏域 (目安)	民生委員活動圏域	町内会・自治会活動圏域	小地域福祉活動推進組織設置圏域 (生活支援協議体設置圏域)
木古庭地区	8か所	3か所	1か所	
上山口地区	11か所	3か所	1か所	
下山口地区	12か所	3か所	1か所	
一色地区	42か所	13か所	9か所	1か所
堀内地区	39か所	15か所	12か所	1か所
葉桜地区	13か所	4か所	1か所	
イトーピア地区	8か所	3か所	1か所	
長柄下地区	3か所	1か所	1か所	1か所
長柄地区	13か所	3か所	1か所	

(葉山町地域福祉推進プランにおける日常生活圏域)

- ・ あいさつ圏域 (50～100 世帯程度)
物理的にも精神的にも距離が近く、人と人の継続したかかわりがある、又は作ることができる圏域。
- ・ 民生委員活動圏域 (200～300 世帯程度)
民生委員・児童委員が相談支援を行う圏域。
- ・ 町内会・自治会活動圏域 (100～1,400 世帯程度)
住んでいる人が「わが町」と思えて組織的な活動が可能な圏域。
- ・ 小地域福祉活動推進組織設置圏域
単一又は複数の町内会・自治会からなる圏域で、地区社会福祉協議会方式やボランティアセンター方式、町内会福祉部方式の小地域福祉活動推進組織を設置する圏域。
地域性が共通しており、地域の福祉活動や活動方針の合意などでまとまりやすい特徴があります。

【日常生活圏域と第2層協議体・生活支援コーディネーター】

地区名	日常生活圏域	協議体	生活支援 コーディネーター
木古庭地区	1 圏域	1 場所	1 人
上山口地区		1 場所	1 人
下山口地区		1 場所	1 人
一色地区		1 場所	1 人
堀内地区	1 圏域	1 場所	1 人
葉桜地区		1 場所	1 人
イトーピア地区		1 場所	
長柄下地区		1 場所	
長柄地区			

※第7期計画期間中に、上山口地区、下山口地区、一色地区、堀内地区、葉桜地区、長柄地区・長柄下地区の6圏域については協議体を設置しました。

木古庭地区・イトーピア地区については第8期計画期間中に協議体を設置する予定です。

3 地域ケア会議の開催

【事業内容】

地域には様々な課題が発生しており、困難事例も年々増加しております。

地域ケア会議は、介護事業者、地域住民、対象者家族などが個別ケースの支援内容の検討をし、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実につなげていきます。

また、生活支援サービスの充実のため、社会福祉協議会と連携して地域ケア会議の場を通じて社会資源の開発を目指していくこととします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
開催数	1	1	

【取り組みの方向】

地域での様々な課題について、個別ケースへの検討を通じた地域課題の抽出を行い、地域づくり・社会資源の開発、施策の充実を図ります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
開催数			

4 生きがいミニデイサービス事業

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	5,787	6,747	

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			

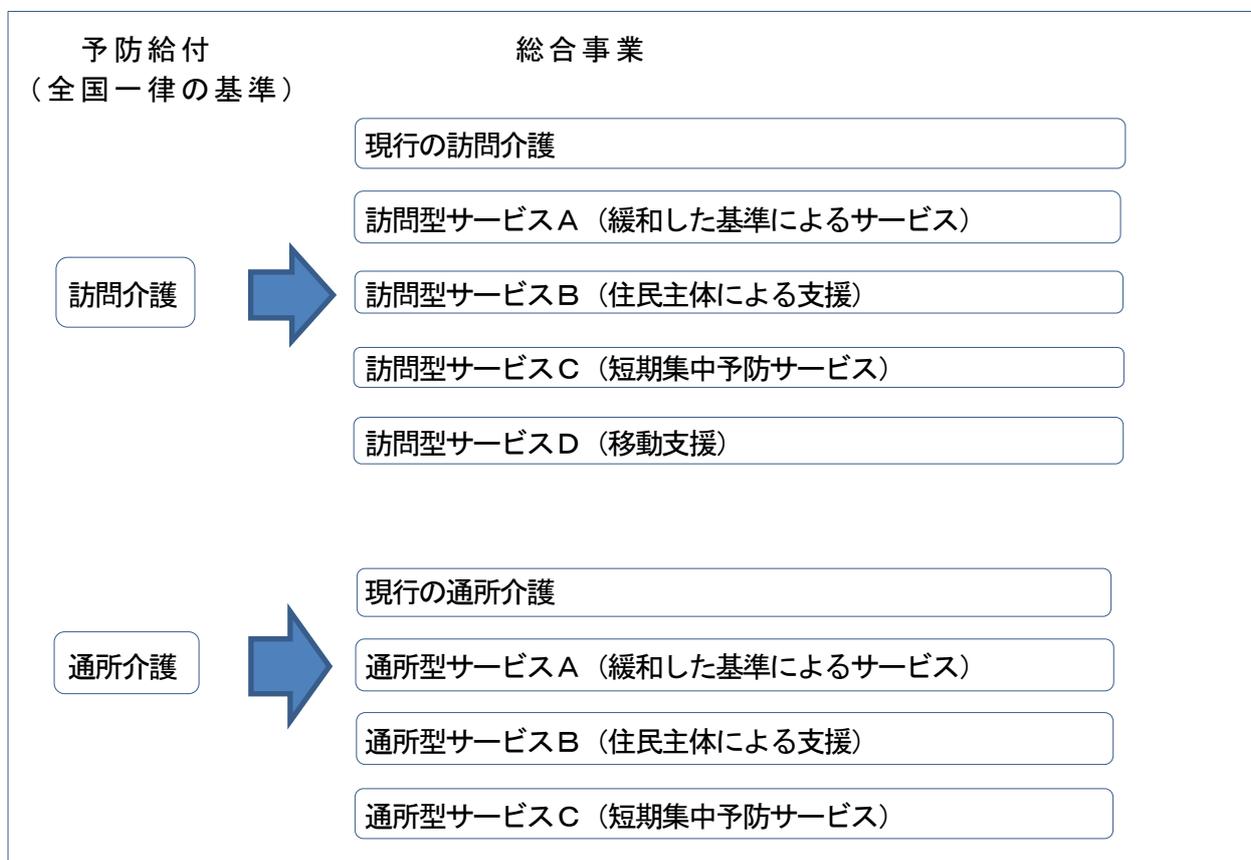
5 総合事業における多様なサービスの創出

(1) 訪問介護・通所介護

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、予防給付のうち訪問介護、通所介護については、総合事業において多様なサービスを提供することが可能となっています。

本町では、2017年（平成29年）4月より総合事業を実施しており、第7期計画期間中に、現行相当の訪問介護、通所介護に加え、訪問型サービスD、通所型サービスB、通所型サービスCを新たに創設しました。

第8期計画期間中も引き続き、基準緩和したサービス、住民主体サービス等多様なサービスを創出してまいります。



【現行相当の訪問型サービス】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,103	1,005	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

【現行相当の通所型サービス】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,883	1,739	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

【介護予防ケアマネジメント】

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,471	1,580	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

【訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）】

社会福祉協議会及び町内介護保険事業所と調整しながら、第8期計画期間中の整備を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

【訪問型サービスB（住民主体による支援）】

社会福祉協議会及び町内住民福祉団体と調整しながら、第7期計画期間中の支援を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

【訪問型サービスD（移動支援）】

地域の福祉有償運送事業所へ委託し、要支援者及び総合事業対象者の通所型サービスB及び一般介護予防事業サロンへの送迎を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

【通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）】

町内介護保険事業所と調整しながら、第7期計画期間中の整備を目指します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	0	0	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

【通所型サービスB（住民主体による支援）】

社会福祉協議会及び町内住民福祉団体と調整しながら、第7期計画期間中の支援を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

【通所型サービスC（短期集中予防サービス）】

町内介護老人保健施設に委託し、3か月をめどの生活機能改善プログラムを要支援者及び総合事業対象者に行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
実施団体	1	1	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
実施団体			

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

【一般介護予防事業】

社会福祉協議会と協働し、第2層協議体で議論しながら一般介護予防事業として誰でも参加できる居場所作りを行ってまいります。

(3) ボランティアポイント

高齢者サロンに支援者として参加している高齢者等に対し、ボランティアポイントを付与することで、地域のサロン活動の活性化を図ります。

(4) 多様なサービスの創出について

基準緩和サービス、住民主体のサービス、一般介護予防事業については、生活支援第2層協議体における地域での様々な議論の中で必要な支援体制を構築してまいります。

【具体的な対応策】

- ・行政、社会福祉協議会が一体となって取り組む第2層協議体の開催を通じて地域ニーズを把握し、地域住民の活動意欲を促進し、必要に応じ間接経費の補助、広報活動による周知を行います。
- ・社会福祉協議会、NPO団体、町内介護保険事業所と調整し、基準緩和サービスの開発に向けて議論を促進します。
- ・事業の運営については、行政、社会福祉協議会が一体となって住民団体の役員会等に参加し必要な助言を行うことで活動支援を行います。

6 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄など様々です。

2006年（平成18年）4月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では2011年度（平成23年度）に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認しております。

今後は、高齢者虐待防止パンフレットを作成し、高齢者虐待の通報や届出窓口を住民に周知してまいります。

更に、高齢者虐待の防止と要援護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、養護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としましては、これまで特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設等に対し研修会を実施していきます。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び普及・啓発を行ってまいります。

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 1 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

7 災害時における対策

東日本大震災等の巨大地震や集中豪雨による風水害等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもと、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を施設に一時避難させるため、町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設と、2008年（平成20年）に協定を締結するとともに、高齢者をこれらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しています。

また、2011年（平成23年度）からは地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう65歳以上単身高齢者リストを提供してきました。

今後は、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防本部、警察署、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応等について検討していきます。

さらに、地震や水害、火災等の発生時において、高齢者等の要配慮者が迅速に避難できるように、日ごろから介護保険事業所と連携し、地域防災計画に基づく避難確保計画の策定について、関係課と連携していきます。

8 社会参加の促進

行政による公的サービスの充実と合わせて地域の福祉課題の解決に向け、民生委員・児童委員、町内会・自治会等との連携した取り組みが求められています。

多くの高齢者にこれまでの知識や経験を生かして防犯活動、交通安全活動、町内会・自治会活動など様々な取り組みにご尽力いただいております、町ではそのための環境整備に努めてきました。

高齢者の方々は交通安全や防災、防犯、福祉など様々な分野で重要な役割を担っており、今後さらなる活動の活性化のために、高齢者がこれまでの豊富な知識や経験を生かしてご参加いただけるよう支援していきます。

1) 老人クラブへの活動支援

【事業内容】

老人クラブ活動への支援を行い、ボランティア活動、生きがい活動と健康づくりなどの活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、地域の実情に合わせた支援のあり方について、地域での話し合いの場（第2層協議体）で協議し方向性を決めていきます。

2) ねんりんふれあいの集い事業（芸能大会）

【事業内容】

60歳以上の高齢者を対象に高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っています。

【取り組みの方向】

今後も高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行います。

3) ねんりんふれあいの集い事業（いこいの日事業）

【事業内容】

福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、保健師あるいは看護師による健康・介護予防・疾病予防の受講や、相互の親睦を図るなど、介護予防と住民の交流を深める事業です。1回あたり70名程度の参加を見込み、毎月2回実施します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
開催数	23	22	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の健康・介護予防・疾病予防及び相互の親睦を図るため、1回あたり70名程度の参加を見込んで毎月2回実施していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
開催数			

4) ねんりんふれあいの集い事業（囲碁・将棋練習会）

【事業内容】

老人クラブ好友会が中心となり、福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、毎週3日（木・土・日（第4土曜日は休み））相互の親睦を図るため囲碁・将棋練習会を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の相互交流・親睦を図るため、毎週3日（木・土・日（第4土曜日は休み））福祉文化会館で囲碁・将棋練習会を行います。

5) ねんりんふれあいの集い事業（社交ダンス教室）

【事業内容】

高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にダンス教室を行っています。（年4回、発表会も行っています。）

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	1,929	1,929	
延べ利用回数	48	60	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館でダンス教室を行っていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			
延べ利用回数			

6) ねんりんふれあいの集い事業（スポーツ（リズム体操）教室）

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	254	254	
延べ利用回数	24	24	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っていきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			
延べ利用回数			

7) 高齢者くつろぎの場事業

【事業内容】

高齢者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の心身の健康の保持を目的に余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放します。

8) 趣味の作品展

【事業内容】

日頃の趣味活動から生まれた作品（手芸品、写真、絵画、書道等）を福祉文化会館に展示しています。（年1回、3日間開催）

【取り組みの方向】

今後とも、老人クラブの活動支援の一環として年1回、3日間開催します。

9) 歩こう会

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っていきます。

9 就業の支援

1) 就労支援

【事業内容】

シルバー人材センターでは、高齢者が生きがいを持って生活することを目的に、おおむね 60 歳以上の人を対象に、家庭や事業所、公共団体などから有償で仕事をうけ、これを登録した会員に斡旋しており、高齢者に働く機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後とも、シルバー人材センターを通じ、高齢者の就労支援を行っていきます。

基本目標 3

認知症になっても
安心して暮らせるまちをつくる

1 認知症について理解する

町民アンケートの結果によると、要介護認定が必要となる最も大きな原因は認知症（アルツハイマー病等）となっています。介護予防のためにも認知症を正しく理解し、早めに医療機関に相談することが大切です。

年齢相応の物忘れは誰にでも訪れてくるものであり、認知症を正しく知ること、認知症を恐れず張り合いのある生活を目指していきます。

そこで、早期発見・早期対応システムの1つとして、単なる物忘れか、認知症による物忘れかを確認する、認知症簡易チェックサイトを活用しております。

本町では、第6期計画期間中に町福祉課及び地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に認知症普及啓発パンフレット、認知症ケアパスにより広く町民に認知症の理解促進を図ってまいりました。

さらに、認知症の初期の段階で医師を中心としたチームで対応する認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応を行い、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりを推進していきます。

2 認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員

認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現するためには、ケアの流れを変える必要があります。

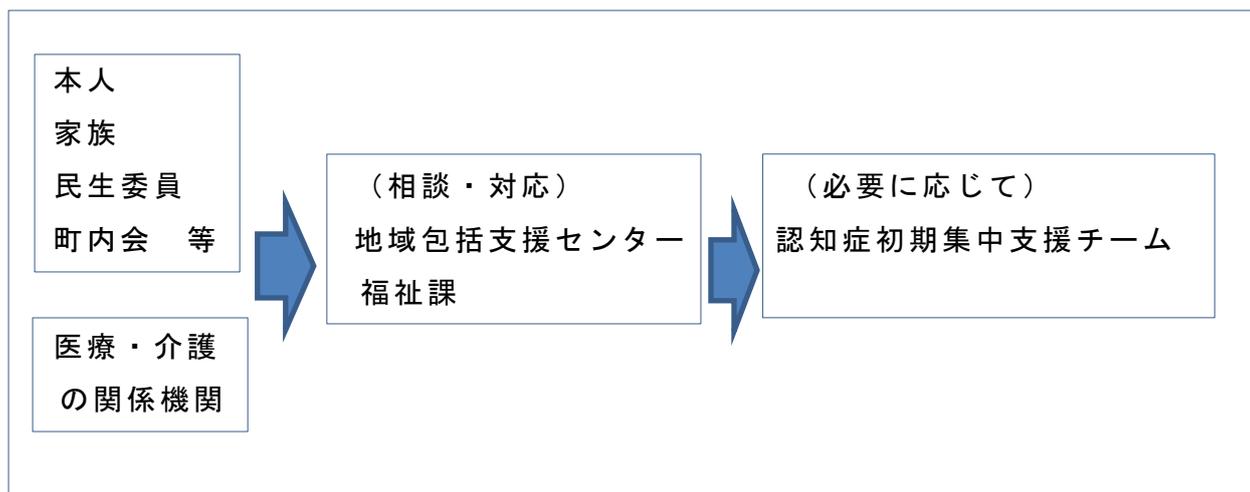
そこで、本町では、2017年度（平成29年度）に策定した認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を町民全体に普及させることで、認知症に対するケアの流れについて周知してまいりました。

また、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の2つ目の柱である「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の早期診断・早期対応の体制整備のため、2017年度（平成29年度）に設置した「認知症初期集中支援チーム」の本格稼働を行います。

「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の早期段階で認知症の鑑別診断を行い、速やかで適切な医療・介護等が受けられるチームによる体制となっております。

認知症に対する必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築することで、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する役目を担う「認知症地域支援推進員」を中心として認知症に対する総合的な支援を行ってまいります。

【認知症初期段階での相談体制】



(1) 認知症初期集中支援チーム（地域包括支援センター・福祉課）

医師、保健師等の複数の専門職が、民生委員等の地域住民や家族からの相談により認知症が疑われる方及びその家族を訪問し、アセスメントを行った上で認知症の初期段階での支援を包括的・集中的（6か月）に行い、認知症を抱える本人及び家族の自立支援を行ってまいります。

訪問件数としては1月1件程度を見込んでおり、訪問事例についてはその都度、初期集中支援チーム員会議を開催し、評価・モニタリングを実施します。

認知症初期集中支援チームの活動実績については、平成30年度に設置予定の認知症支援検討会（仮称）で検討を重ね、支援内容の充実を図ってまいります。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医師	1	1	1
保健師・看護師	6	6	6
社会福祉士	2	2	2
主任ケアマネジャー	2	2	2

(2) 認知症地域支援推進員（地域包括支援センター・福祉課）

地域からの相談に応じ、医療機関や介護保険の申請につなげる、また、必要に応じ認知症初期集中支援チームにつなげていく役割を担う人材を地域包括支援センター・福祉課に配置し、認知症の初期段階での支援を行ってまいります。

併せて、認知症ケアパスや認知症チェックサイト、軽度認知障害スクリーニングテスト等のツールを活用しながら、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の早期発見・早期対応に努めてまいります。

(人)

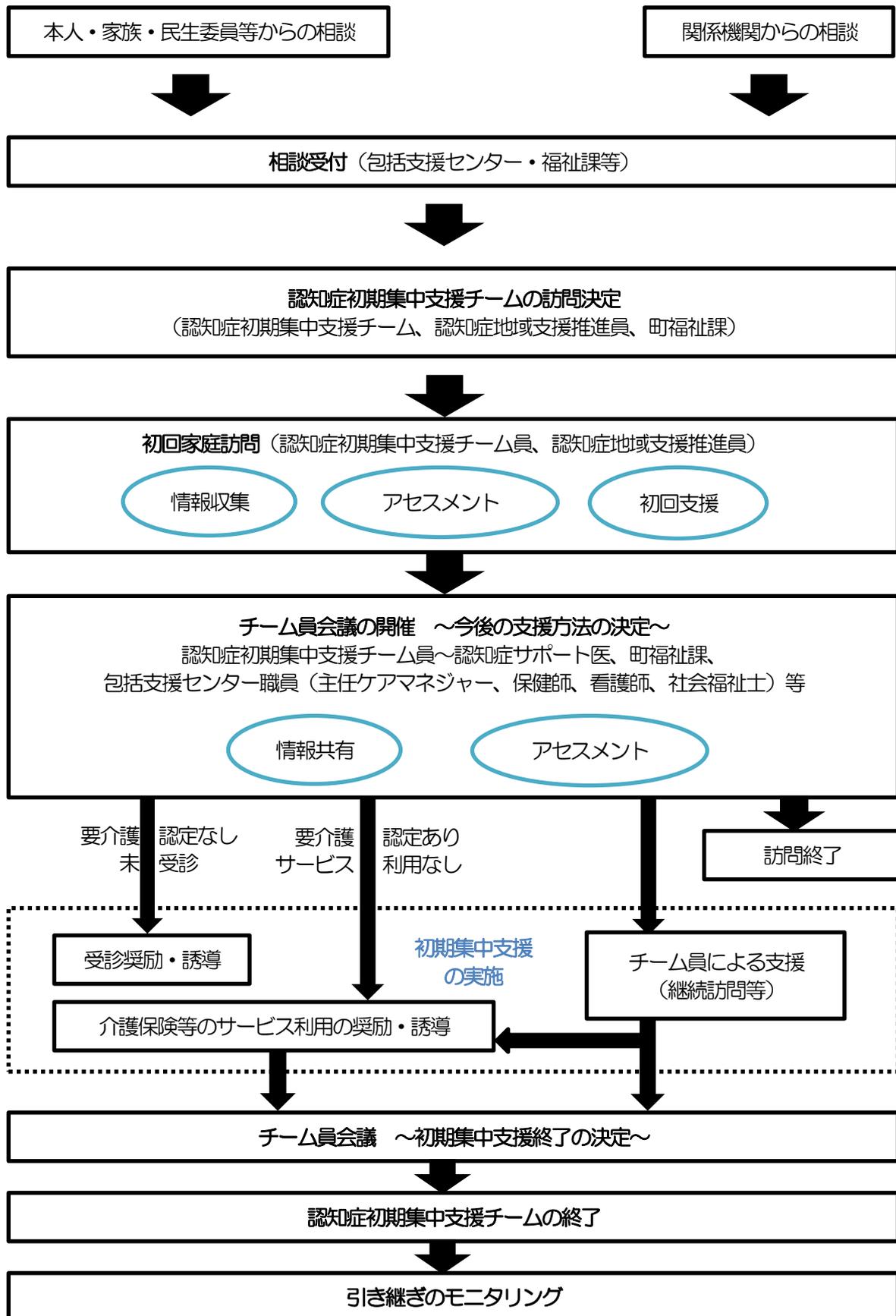
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師・看護師	6	6	6
社会福祉士	2	2	2
主任ケアマネジャー	2	2	2

※ 認知症初期集中支援チームの「初期」には、①認知症の発症後のステージとしての病気の早期段階の意味だけでなく、②認知症の人へかかわりの初期（ファーストタッチ）の意味も持ちます。

つまり、対象となる認知症の人は初期とは限らず、中期であっても医療や介護との接触がこれまでなかった人も含まれます。

また、「集中」の意味は、概ね6か月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくことを意味しています。

葉山町 認知症初期集中支援チームの流れ



3 認知症予防事業の実施

1) 認知症予防教室

【事業内容】

認知症予防に効果的な運動（コグニサイズ）を実施しております。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	224	212	

【取り組みの方向】

自宅で取り組むことの出来る認知症予防に資する運動（コグニサイズ）の普及を図るため、事業を継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			

2) 認知症講演会

【事業内容】

認知症の早期発見、早期予防を目的として、外部講師に依頼し認知症講演会を実施しております。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ参加人数	45	70	

【取り組みの方向】

今後とも認知症施策推進のため事業を継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ参加人数			

3) 徘徊高齢者SOSネットワークシステム

【事業内容】

認知症（徘徊）高齢者の家族の希望により、警察や各行政関連機関、交通機関などが連絡を取り合って、徘徊高齢者を早期に発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
登録者数(人数)	23	39	

【取り組みの方向】

警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連絡を取り合い、徘徊高齢者を早期発見し、ご家族のもとに帰れるよう徘徊高齢者SOSネットワークの充実に努めます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
登録者数(人数)			

4) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため各種団体と調整し、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーター養成講座を開催していきます。

また、認知症サポーターの方を対象に、認知症の人や家族に対する知識・理解をより深め、さらに地域で活動できるサポーターを養成するために、認知症サポーターステップアップ講座を開催していきます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
サポーター数 (延べ人数)	940	145	

目標値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
サポーター数 (延べ人数)			

5) 認知症カフェ

認知症のご本人・家族・地域住民・専門職など誰もが参加でき、交流を図り、社会とつながることができる場である認知症カフェを町内認知症対応型通所介護事業所及び地域包括支援センターが主催して開催します。

また、現在、認知症カフェを開催している団体の他に、民間企業とも連携し、認知症の方本人の意思・気持ちを聞き取り、施策に反映できる体制づくりを目指します。

実績値	平成31年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
開催数(回)	13	12	

目標値	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
開催数(回)			

6) 家族への支援

住み慣れた自宅での生活を継続していくためには、本人のみならず家族介護の軽減が求められます。

そこで、認知症高齢者を介護する家族への支援として、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と協働で家族介護者の集い、家庭介護教室を実施していきます。

7) 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

市民後見人の育成については、今後他市町村の取り組み状況の情報収集に努め、第7期計画期間中はその育成・支援組織の体制整備について検討してまいります。

基本目標 4

年齢を重ね介護が必要な状態となっても
可能な限り、葉山町で暮らしていける
まちとする

1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制

2020年（令和2年）10月1日時点の葉山町における65歳以上単身世帯は 世帯 となっており、全世帯数 世帯 に対し % となっております。

今後、高齢化率の進展に伴い、ますます単身高齢者世帯、あるいは高齢者のみ世帯が増加すると見込まれます。

本町では、民生委員・児童委員、町看護師を中心に、75歳以上のひとり暮らしの高齢者（要支援・要介護認定者を除く）への訪問活動を行い、高齢者の健康状態の把握に努めています。

またひとり暮らしの高齢者は普段自立した生活を送っていても、急な体調悪化の際に必要な援助が求められない場合があるため、緊急通報システムや、配食サービスにおける安否確認などのサービスの充実を図ります。

1) 緊急通報システム

【事業内容】

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族の事情により、ほぼ通年日中ひとり暮らしとなる高齢者等で、貸与機器が設置できる電話回線を有し、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者に対し、緊急通報システム装置を無償で貸与してきました。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	1,301	1,307	

【取り組みの方向】

今後も引き続き対象者に対し緊急通報システムを貸与していき、普及推進を図ります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数			

2) 配食サービス

【事業内容】

食事をつくることが困難な在宅の高齢者及び重度障害者（以下「高齢者等」という。）の世帯に食事を配達することによって、高齢者等の食生活の改善及び安否確認を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	457	399	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者等の食生活改善、安否確認事業として継続していきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数			

3) 無料入浴サービス事業

【事業内容】

ひとり暮らしのため不安がある、設備的にも危険が伴うなどの理由で入浴が思い通りにできない方々を対象に、福祉文化会館で、看護師が入浴前後の身体チェックを行い、入浴してもらうことで、安全で衛生的な生活の一助とし、介護を予防する事業として行っています。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用者数	836	686	

【取り組みの方向】

今後とも、介護予防事業推進のため事業を継続させていただきます。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数			

4) 在宅高齢者住宅改修助成事業

【事業内容】

介護保険制度や障害者施策に該当しない 65 歳以上の町内在住の高齢者に対し、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が送れるよう必要な住宅改修に要する費用の一部（工事費の 2 分の 1 を上限 10 万円まで）を助成しています。

実績値	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)
延べ利用者数	12	9	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者福祉施策の一環として事業を継続させていただきます。

目標値	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
延べ利用者数			

5) 戸別ごみ収集（「家庭ごみふれあい収集」事業）

【事業内容】

身体機能の低下によってごみ出しができない、かつ身近な人などの協力が得られない高齢者に対し、クリーンセンターの職員が家まで戸別収集に行き、安否確認をします。（週 1 回）

実績値	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)
利用者数（年度末）	18	19	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者のごみ出し支援、安否確認を行うため必要な者への支援を行ってまいります。

目標値	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
利用者数（年度末）			

6) 養護老人ホームへの措置

【事業内容】

原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町の措置決定があれば入所できます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用者数(年度末)	2	3	

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の居住の安心を図る観点から、必要な者への支援を行ってまいります。

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
利用者数(年度末)			

2 要援護高齢者の把握

要介護者等の実態を、毎月の介護認定審査会と合わせて、健診等の高齢者向け事業や、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医師、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等の関係機関の連携により把握していきます。

要介護状態に陥るおそれのある高齢者についても、地域包括支援センターを中心に、関係事業や関係機関と連携しながら実態把握を目指します。

介護給付対象サービス及び地域支援事業の供給事業者については、ケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換や近隣の自治体との連携を取ることで、各サービスの供給量の把握を行います。

3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる活動等、各種活動のネットワークづくりを強化し、要援護者に対する日常的な見守り活動や、助け合い関係づくりを推進していきます。

また、75歳以上の要支援・要介護認定を受けていない単身高齢者に対し、町看護師が訪問し必要な支援につなげる等、見守り活動を引き続き行ってまいります。

4 介護給付等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足ないサービスを事業者が適切に提供できるような体制を構築します。

(1) ケアマネジメント適正化推進事業

要支援認定者に対し適切なアセスメント（課題把握）が十分に出来ているのかを検証し、独自に開発した効果的なケアマネジメントプロセスに対するチェックシートにより地域課題の発見・把握機能の強化を図り、地域包括支援ネットワークの構築を図ってまいります。

本事業の特徴として、行政からの一方的な指導ではなく行政・地域包括支援センター・介護保険事業所が企画・立案から研修、事業評価まで協働することで地域のケアマネジメントを向上させていきます。

(2) 地域ケア個別会議（介護予防普及展開事業）

自立支援・介護予防の観点を踏まえて地域ケア個別会議を活用することで「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者のQOLの向上」を目指してまいります。

具体的には、多職種からの専門的な助言を得ることで、ケアマネジメントを実施し高齢者の生活行為の課題等を明らかにし、介護予防に資するケアプラン作成とそのケアプランに則したケア等の提供を行うことが出来る地域づくりを行ってまいります。

(3) 国民健康保険団体連合会との連携

神奈川県国民健康保険団体連合会において、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるよう、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供する体制が整備されております。このシステムを活用して、医療情報との突合、縦覧点検等、給付の適正化に取り組めます。

(4) 住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与

住宅改修費の給付に関する利用者宅や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認、福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認を行ってまいります。

住宅改修、福祉用具購入に関しては、理学療法士による現地確認を行うことで、給付適正化につなげていきます。

(5) 要介護認定の適正化

要介護・要支援認定における訪問調査の実施及び委託訪問調査に関しチェックを行ってまいります。

(6) 介護給付費通知

介護サービス利用者又は家族に対し利用サービスの内容と費用総額等の内訳の通知を行い、介護給付適正化につなげていきます。

5 予防給付サービスの推進

(1) 介護予防サービス

1) 介護予防訪問看護

【事業内容】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	409	386	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

要支援者を対象に、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	88	97	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

3) 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	655	726	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

4) 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	697	593	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

5) 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	99	46	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

6) 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	0	12	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

7) 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	204	197	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

8) 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練のために福祉用具（対象品目が定められています）を貸与します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,568	1,609	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

9) 特定介護予防福祉用具販売

【事業内容】

要支援者を対象に、日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。（対象品目が定められています）

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	65	52	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

(2) その他サービス

1) 介護予防住宅改修

【事業内容】

要支援者を対象に、自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	81	65	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定を受けた方が、介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	2,344	2,182	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

※ 平成29年4月より介護予防支援の一部は総合事業に移行しています。
(総合事業 通所型サービス、訪問型サービスのみに対するケアプランは総合事業に移行しています。)

6 介護給付サービスの推進

(1) 居宅サービス

1) 訪問介護

【事業内容】

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄などの身体の介護や買物、洗濯、掃除、炊事などの生活の援助を行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	3,086	3,015	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 訪問入浴介護

【事業内容】

家庭で入浴することが困難な寝たきりの方などに対して、入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽を使って、居室で入浴できるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	312	360	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

3) 訪問看護

【事業内容】

自宅で療養している方に対して看護師等が訪問し、必要な看護を提供するとともに、家族に対して看護方法等の指導を行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,602	1,942	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

4) 訪問リハビリテーション

【事業内容】

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	363	316	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

5) 居宅療養管理指導

【事業内容】

自宅で療養している方に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養する上での指導やアドバイスを行うサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	6,306	7,027	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

6) 通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	3,177	3,250	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

※2016年（平成28年）4月より、定員19人未満の通所介護事業所は市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に移行されました。

7) 通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,423	1,475	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

8) 短期入所生活介護

【事業内容】

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所し、食事や着替え、入浴など日常生活の介護を受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,432	1,382	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

9) 短期入所療養介護

【事業内容】

保健・医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士から、医学的管理のもと、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	113	122	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

10) 特定施設入居者生活介護

【事業内容】

特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している方が、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の介護やリハビリなどを介護保険で利用できるサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,721	1,681	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

11) 福祉用具貸与

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)を貸与し、高齢者の生活の自立を支援します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	4,706	5,193	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

12) 特定福祉用具販売

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。(対象品目が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	81	87	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

(2) 施設サービス

1) 特別養護老人ホーム

【事業内容】

自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,892	1,870	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 介護老人保健施設

【事業内容】

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリテーション、日常生活の介護を行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	1,443	1,425	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

3) 介護療養型医療施設

【事業内容】

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	35	25	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

4) 介護医療院

【事業内容】

長期にわたり療養が必要な要介護者の方に対して、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	0	9	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

(3) その他サービス

1) 住宅改修

【事業内容】

自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	71	76	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 居宅介護支援

【事業内容】

介護支援専門員が、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	7,218	7,825	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

7 地域密着型サービスの推進

1) 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の通所介護サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	270	298	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

2) 介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の介護予防通所介護サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	20	12	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

3) 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能な方が、日常生活の介護を受けながら1ユニット9人程度の少人数で共同生活するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	297	312	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

4) 介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能の方が、日常生活の介護を受けながら1ユニット9人程度の少人数で共同生活する介護予防サービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	7	1	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

5) 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	278	347	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

6) 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	143	147	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	47	52	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

8) 地域密着型通所介護

【事業内容】

定員19人未満のデイサービスセンターに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。(平成28年度から事業開始)

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
延べ利用件数	675	691	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用件数			

8 その他サービスの推進

1) 高額介護サービス費

【事業内容】

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費(円)	63,894,466円	73,953,834円	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費(円)			

2) 高額医療・高額介護合算費

【事業内容】

介護保険サービスの自己負担額と医療費の一部負担金等の合計額が高額となった場合、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費(円)	11,008,803円	13,388,556円	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費(円)			

3) 特定入所者介護サービス等費

【事業内容】

介護保険施設(短期入所も含む)に入所している低所得者層の人に対して、居住費(滞在費)、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

実績値	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
給付費(円)	71,585,407円	67,936,868円	

目標値	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
給付費(円)			

9 医療と介護の連携

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、家族の病歴を意識しながら、自分の健康状態を把握し管理していくこと、また、医療と介護の両方を必要とする状態になった高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療サービスと介護サービスが切れ目なく一体的に提供することを目的に関係機関の連携を推進することが重要となっています。

そこで、2017年（平成29年）に逗葉地域医療センターに設置された逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心として地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力・連携してまいります。

逗葉地域在宅医療・介護連携相談室は、地域の医療と介護に関わる機関と連携し、医療・福祉関係の専門職とのつながりを中心に、体制強化や在宅療養者支援に取り組んでまいります。

さらに、日頃からの介護保険事業所、かかりつけ医との連携のもと、短期入所生活介護事業所において看取り介護が行われた場合、「短期入所生活介護看取り加算金」を事業所に交付することでいざという時に病院や施設ではなく、短期入所生活介護事業所での看取りができるという選択肢を町民に提供し、医療と介護の連携推進を図るとともに、人生の最期を自宅で迎えることへの支援をしてまいります。

【在宅医療・介護連携の推進】

イ 地域の医療・介護の資源の把握	・介護サービス情報マップ、逗葉地域医療マップの作成。
ロ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・多職種連携会議（三師会・医療関係者・福祉関係者・住民）の実施。
ハ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の構築推進	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・訪問看護事業所の稼働。
ニ 医療・介護関係者の情報共有の支援	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。
ホ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。 ・地域包括支援センターの増設による機能強化。
ヘ 医療・介護関係者の研修	・逗葉地域在宅医療・介護連携相談室の運営。
ト 地域住民への普及啓発	・各種シンポジウムへの支援。 ・広報等による周知。
チ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	・横須賀・三浦二次医療圏における在宅医療・介護連携推進事業に関する情報交換会議を実施。

第3部：介護保険事業の適正な 運用について

第 1 章

介護保険サービス事業の見込み

1 被保険者数等の今後の見込み

(1) 被保険者の推計

計画期間における総人口及び第1号・第2号被保険者数については以下のように推計しています。

第8期計画期間中は、第2号被保険者がほぼ横ばいで推移するのに対し、第1号被保険者は緩やかに減少していきます。これは、後期高齢者(75歳以上)の増加数より前期高齢者(65歳～74歳以上)の減少数の方が大きいからです。団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22年までを推計すると、第2号被保険者は減少、第1号被保険者は増加すると推計されます。

	年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
第2号被保険者	40～64歳	12,177人	12,292人	12,390人	12,517人	12,524人	8,532人
第1号被保険者	65歳以上	10,288人	10,234人	10,190人	10,132人	10,077人	11,540人
	65歳～74歳	4,609人	4,535人	4,359人	4,054人	3,669人	5,605人
	75歳以上	5,679人	5,699人	5,831人	6,078人	6,408人	5,935人
75歳以上高齢化率		17.2%	17.3%	17.7%	18.5%	19.7%	20.4%

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきますが、その内訳をみると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅介護支援サービスを中心とした介護サービスの更なる充実が重要となっております。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数計	1,790人	1,817人	1,897人	2,014人	2,034人	2,375人
要支援1	348人	355人	370人	395人	392人	417人
要支援2	200人	205人	214人	230人	230人	256人
要介護1	425人	430人	449人	476人	484人	571人
要介護2	259人	262人	275人	290人	293人	344人
要介護3	207人	209人	220人	234人	239人	292人
要介護4	181人	183人	191人	200人	204人	269人
要介護5	170人	173人	178人	189人	192人	226人

2 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 予防給付サービスの見込量

			見込み			
			8期計画			9期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)	現在、推計・分析中のため 空欄にしています。			
		人数(人)				
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	介護予防訪問看護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防通所介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)				
		日数(日)				
		人数(人)				
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防住宅改修	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					

			見込み			
			8期計画			9期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(2) 地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	現在、推計・分析中のため 空欄にしています。			
		回数(回)				
		人数(人)				
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)				
人数(人)						
(3) 介護予防支援	給付費(千円)					
	人数(人)					

(2) 介護給付サービスの見込量

			見込み			
			8期計画			9期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	現在、推計・分析中のため 空欄にしています。			
		回数(回)				
		人数(人)				
	訪問入浴介護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	訪問看護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	居宅療養管理指導	給付費(千円)				
		人数(人)				
	通所介護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	通所リハビリテーション	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
短期入所生活介護	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
福祉用具貸与	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定福祉用具購入費	給付費(千円)					
	人数(人)					
住宅改修費	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					

			見込み			
			8期計画			9期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	現在、推計・分析中のため空欄にしています。			
		人数(人)				
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)				
		回数(回)				
		人数(人)				
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)				
		人数(人)				
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)				
	人数(人)					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
地域密着型通所介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	現在、推計・分析中のため空欄にしています。			
		人数(人)				
	介護老人保健施設	給付費(千円)				
		人数(人)				
	介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)				
	人数(人)					
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
(4) 居宅介護支援		給付費(千円)	現在、推計・分析中のため空欄にしています。			
		人数(人)				

3 介護保険事業にかかる総費用の見込み

現在、推計・分析中のため空欄にしています。

第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

現在、推計・分析中のため空欄にしています。

(2) 保険料収納必要額

第7期の第1号被保険者の保険料の収納で必要となる額は、約19億円、予定保険料収納率については98.0%と見込んでいます。

(単位：円)

項目	第8期			
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額				
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）				
総給付費				
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額				
消費税率等の見直しを勘案した影響額				
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）				
特定入所者介護サービス費等給付額				
補足給付の見直しに伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件あたり単価				
審査支払手数料支払件数				
審査支払手数料差引額				
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業・任意事業費				
第1号被保険者負担分相当額				
調整交付金相当額				
調整交付金見込額				
調整交付金見込交付割合				
後期高齢者加入割合補正係数				
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)				
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)				
所得段階別加入割合補正係数				
市町村特別給付費等				
市町村相互財政安定化事業負担額				
市町村相互財政安定化事業交付額				
保険料収納必要額				
予定保険料収納率				

現在、推計・分析中のため空欄にしています。

(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

現在、推計・分析中のため空欄にしています。

2 保険料段階の設定

現在、推計・分析中のため空欄にしています。

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備し、在宅介護の推進に努めてまいりました。

第7期計画においても在宅介護サービスの推進に努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

本町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携を更に強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

<2020年度（平成32年度）までの施設整備計画>

区分		第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉施設 介護老人	定員数（人）	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数（人）	167	159	166	151	156	161			
地域密着型 老人福祉施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護 地域密着型 定施設入居者	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健施設 介護老人	定員数（人）	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数（人）	132	129	121	119	109	61			
医療施設 介護療養型	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	1	0	1	3	2	1			
共同生活介護 認知症対応型	定員数（人）	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数（人）	24	26	25	27	25	27			
特定施設 介護専用型	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人）	324	314	313	300	292	250			
	要介護3 以上比	80.9%	77.7%	81.5%	81.3%	82.2%	88.4%			

特定施設 介護専用型 以外の	定員数（人）	291	291	291	291	291	291	291	291	291
	利用者数（人）	140	159	176	154	154	165			

※ 2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、2017年度（平成29年度）は11月月報値、2018年度（平成30年度）以降は推計値です。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数は、2019年（令和元年）は前年度比31名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で7名の増加となっています。

そして、葉山町内の特別養護老人ホームの入所待機者数は、2019年（令和元年）は前年度比21名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で11名の増加となっています。

また、特別養護老人ホームへの介護給付費は、2019年度（令和元年度）は前年度比18,119,136円、3.8%の増額ですが、件数は22件の減少となっており、入所者の重度化が考えられます。

第6期計画期間中は、確実に葉山町民の入所が見込まれる29床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し事業者の公募をしましたが、昨今の介護報酬減により採算を取ることが難しいことから応募を断念した、あるいは建設費及び人件費の高騰により事業者辞退があったことにより整備することができず、第7期計画においても新たな整備を行いませんでした。

第8期における介護報酬の大幅増が見込まれず、また、特別養護老人ホームへの入所待機者及び介護給付費の状況、さらに第6期計画期間中の上記公募状況を勘案すると第8期計画期間中は特別養護老人ホームの整備は見送り、町内事業所に町民優先の入所を引き続き要望するとともに、待機者数、介護給付費等の状況を注視していき、その上で必要と判断すれば第9期以降の施設整備について検討していくこととします。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

○施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平 30 年 4 月 1 日	0 人	0 人	10 人	18 人	37 人	27 人	21 人	113 人
令和元年 4 月 1 日	0 人	0 人	9 人	7 人	21 人	22 人	23 人	82 人
令和 2 年 4 月 1 日	0 人	0 人	4 人	6 人	31 人	30 人	18 人	89 人



特別養護老人ホーム入所待機者のうち葉山町民の人数

	待機者数	(うち葉山町民)
平成 30 年 4 月 1 日	113 人	81 人
令和元年 4 月 1 日	82 人	60 人
令和 2 年 4 月 1 日	89 人	71 人

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
令和元年 6 月 1 日	154 人	102 人	66.2%
令和 2 年 6 月 1 日	153 人	104 人	68.0%

【特別養護老人ホームへの介護給付費】

	件数	給付費
平成 29 年度	1,991 件	490,647,910 円
平成 30 年度	1,892 件	473,445,008 円
令和元年度	1,870 件	491,564,144 円

② 介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第7期計画期間中、2019年度（令和元年度）の給付費は前年度に比べ5,052,678円の減少となっております。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第8期計画期間中は介護老人保健施設の新規整備は行わないこととします。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第8期事業計画において給付費の推移などを見守り、第9期計画以降において施設整備をするかどうか引き続き検討してまいります。

【介護老人保健施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成30年度	1,721件	316,365,936円
令和元年度	1,681件	311,313,258円

③ 介護療養型医療施設の整備方針

2023 年度（令和5年度）末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

【介護療養型医療施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成 30 年度	35 件	12,265,698 円
令和元年度	25 件	8,807,455 円

(6) 居住系サービスの整備方針について

① 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内2事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者がほとんどいない現状もあることから、新規の整備は行いません。

ただし、現在、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）2事業所は長柄地区に集中していることから、開設事業者と協議の上、第8期計画期間中に1事業所を上山口地区への移転を図り、町民の利便性向上に努めます。

既存の特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、保育園に加え認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が一体となることで、高齢者と幼児、その関係者との世代間交流、地元町内会との交流を促進し地域包括ケアの構築を目指していきます。

② 介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

③ 介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、2006年度（平成18年度）に開設した111床の施設をもって施設整備を一旦終了し、2014年度（平成26年度）に軽度者の増加に対応するため既存施設の30床増床を行いました。

2020年（令和2年）6月1日現在の町内4事業所の利用率は85.9%、町民入居率は21.1%であり、第8期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、これらの制度内容の周知に努めます。

① 保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

② 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

③ 社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

④ 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

⑤ 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

⑥ 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

⑦ 高額医療・高額介護合算療養費の支給

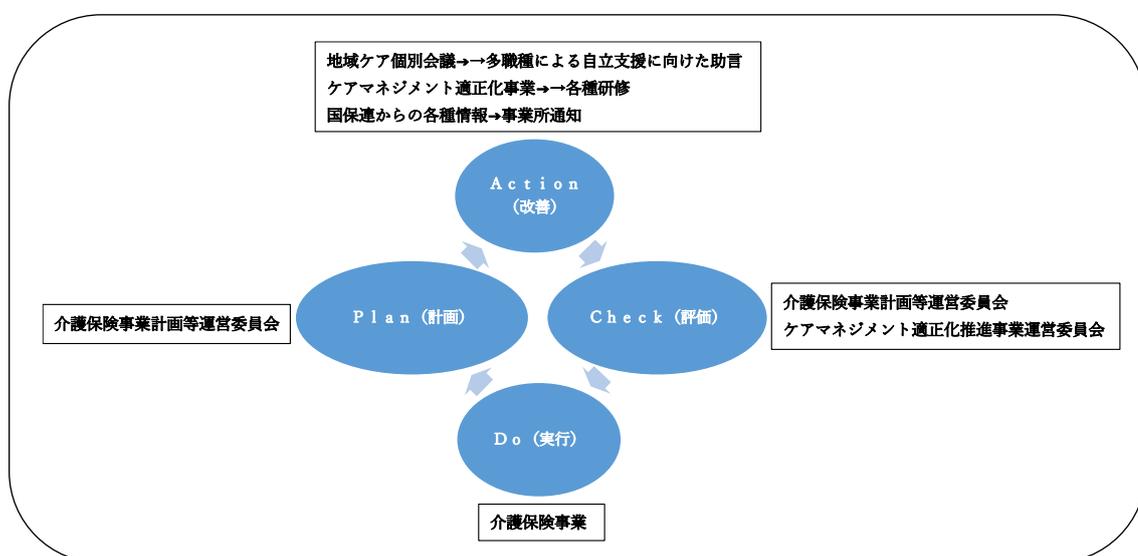
医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。



(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。

第 4 部：資料編

1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会

(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）に基づき設置された葉山町介護保険事業計画等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、葉山町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進行及び改定に関することについて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、次期改定計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

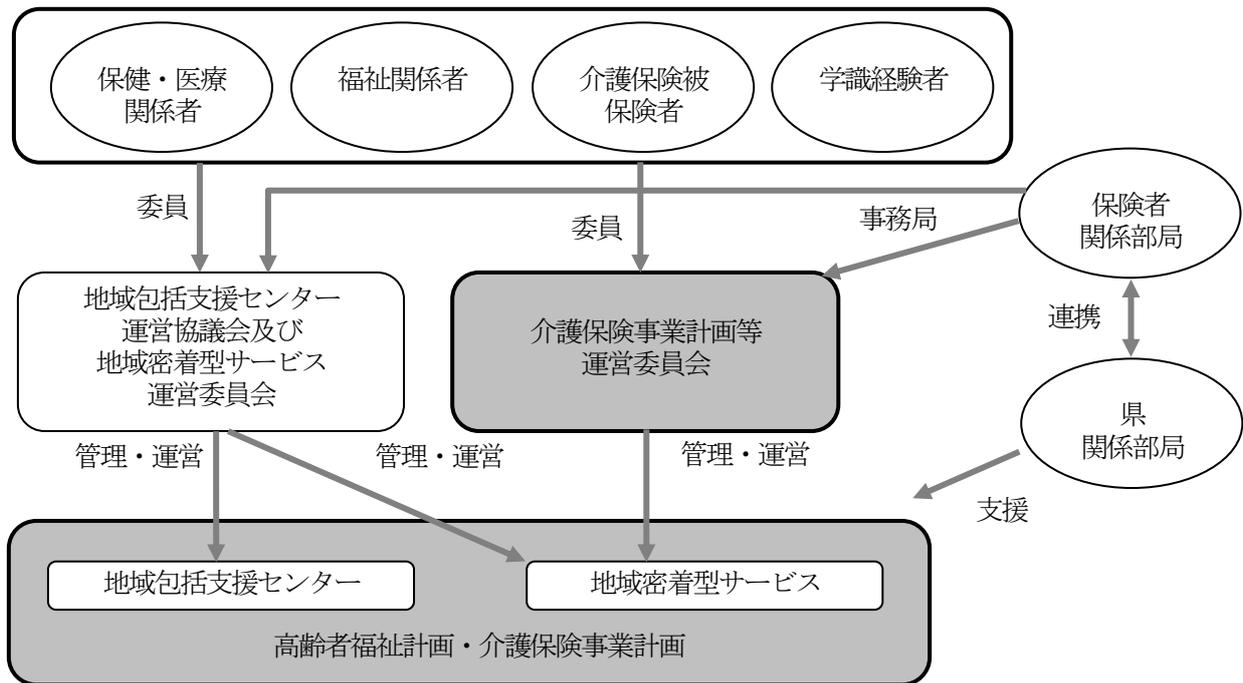
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 関係機関との連携



(3) 委員名簿

委員名		所属機関	選出区分
会長	山本 恵子	神奈川県立保健福祉大学	規則第3条2項2号 (知識経験を有する者)
副会長	二瓶 東洋	逗葉医師会	規則第3条第2項3号 (保健医療関係者)
委員	沼田 謙一郎	逗葉歯科医師会	要綱第3条第2項3号 (保健医療関係者)
委員	松本 千恵	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項1号 (被保険者)
委員	宮田 路子	介護保険被保険者 (町民公募)	規則第3条第2項1号 (被保険者)
委員	小宮 和子	葉山町民生委員・児童委員協議会	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	森久保 悟 (~令和2年3月) 守谷 勝 (令和2年4月より交代)	葉山清寿苑	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	猿田 貴美子 (~令和2年3月) 柴田 元子 (令和2年4月より交代)	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	規則第3条2項4号 (福祉関係者)

(敬称略)

(4) 委員会の経過

年度	開催日		主な議題	
令和元年度	第一回	平成31年1月24日	(1)	委員委嘱
			(2)	会長及び副会長の選任について
			(3)	委員会の運営について
			(4)	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
			(5)	平成27年度～平成29年度（第6期計画期間）における各事業の事業実績について
	第二回	令和元年年7月11日	(1)	平成30年度（第7期計画期間）における各事業の事業実績について
			(2)	町内サービス事業所向けアンケートについて
	第三回	令和元年12月19日	(1)	町内介護保険事業所アンケート結果について
			(2)	葉山町高齢者福祉に関するアンケート調査について
令和2年度	第四回	令和2年6月25日	(1)	平成30年度、令和元年度（第7期計画期間）における各事業の実績報告について
			(2)	町内介護保険事業所アンケート（案）について
			(3)	町民アンケート結果について
	第五回	令和2年8月20日	(1)	令和元年度日常生活圏域ニーズ調査結果から見えてきた課題について
			(2)	在宅介護実態調査結果について
			(3)	第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画 骨子策定に向けた検討について
	第六回	令和2年10月22日	(1)	町内介護保険事業所アンケート結果について
			(2)	第8期葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
	第七回	令和2年11月19日	(1)	第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
	第八回	令和3年 月 日	(1)	第8期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）について
			(2)	第8期 介護保険料（案）について

2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設

機関・施設	内容・機能
葉山町 福祉課	次の係を置き、各種事業を実施するとともに、各種手続きの申請や相談等の窓口を設置しています。【社会福祉係・介護高齢係・障害福祉係】
葉山町 町民健康課	保健、栄養、健康などの相談や事業を実施するとともに、医師会、その他の医療機関との連携を担当する部署です。 訪問指導、予防接種、献血推進等を行っています。
福祉文化会館	高齢者の健康増進・生きがい創造、デイサービス、福祉団体・ボランティア団体活動などの福祉活動の拠点と、芸術鑑賞などの文化・学習活動の場の拠点の複合施設です。 高齢者のダンス教室、スポーツ教室、囲碁・将棋、高齢者趣味の作品展、高齢者演芸大会等の開催場所です。
社会福祉協議会	福祉サービスに関する行政と民間との立場を超えた協働体制を図り、民間活動の担い手であるボランティア、自治会、NPO、民間企業など、様々な方々の参画による地域福祉活動の推進を行う組織です。 小地域福祉活動・ボランティア活動推進・福祉教育・当事者活動の支援と組織化・総合的相談・在宅福祉サービス・権利擁護事業・地域福祉ネットワーク等を実施しています。
あんしんセンター (社会福祉協議会内)	認知症や知的障害・精神障害のために十分な判断ができない者、身体が不自由等の理由により福祉サービスの利用や、日常のお金の管理、財産の保管が困難な者に、地域で安心して生活が送れるようにお手伝いします。
地域包括支援センター (社会福祉協議会内)	地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの3つの事業を管理し、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした中核機関です。
逗葉地域医療センター	逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、社団法人逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会の協力の下に患診療事業、特定健診事業、介護予防健診事業及び訪問看護事業を行い、健康保持増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。
シルバー人材センター	高齢者の生きがいを目的に、様々な仕事の斡旋をしています。
老人福祉センター	福祉文化会館内に設置しています。無料入浴サービス、老人いこいの日の開催場所となっています。
老人クラブ	各地域の高齢者により、50人以上で組織されている団体が、ボランティア活動、生きがいと健康づくりのための各種活動を行っています。 2017年(平成29年)現在18団体があり、老人クラブ連合会を組織し、各クラブ間の連携を保ちながら、各種事業を実施しています。

※ 高齢者の権利擁護、生活相談等は、葉山町地域包括支援センター（046（877）5324）へご相談ください。

※ 振り込め詐欺、還付金詐欺が疑われるケースは、葉山警察署生活安全課（046（876）0110）へご相談ください。

葉山町

第8期

(2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度))

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2021年(令和3年)3月

発行

葉山町福祉部福祉課
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135
電話 046-876-1111 (代表)
FAX 046-876-1717